

第百一回 参議院外務委員会會議録第三号

昭和五十九年三月三十一日(土曜日)
午前十時開会

委員の異動

一月十二日

石井 一二君

補欠選任

岩上 二郎君

中西 一郎君
秦野 章君

二月二十七日

二月二十八日

三月三十一日

久保田真苗君

補欠選任

堀原 敬義君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

後藤 正夫君

鳩山威一郎君

宮澤 弘君

松前 達郎君

坂山 映子君

大鷹 淑子君

嶋崎 均君

中山 太郎君

夏目 忠雄君

秦野 章君

原 文兵衛君

平井 卓志君

堀原 敬義君

國務大臣

外務大臣

政府委員

外務政務次官

外務大臣官房長

外務省アジア局長

外務省北米局長

外務省中南米局長

外務省中近東・アフリカ局長

外務省経済協力局長

外務省条約局長

外務省国際連合局長

外務省情報文化局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

文部省大学局大

学課長

黒柳 明君

和田 教美君

立木 洋君

関 嘉彦君

秦 豊君

安倍晋太郎君

北川 石松君

枝村 純郎君

橋本 恕君

北村 汎君

堂ノ脇光朗君

波多野敬雄君

恩田 宗君

柳 健一君

小和田 恒君

山田 中正君

三宅 和助君

山本 義彰君

坂元 弘直君

○委員長(後藤正夫君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る一月十二日、石井一二君及び岩上二郎君が委員を辞任され、その補欠として中西一郎君及び秦野章君が選任されました。

○委員長(後藤正夫君) 北川外務政務次官から就任のごあいさつがあります。北川外務政務次官。

○政府委員(北川石松君) ただいま御紹介を受けました政務次官の北川石松であります。

安倍大臣のもとでよくお仕えをし、委員長初め委員皆々様の御趣旨を体してその職責を全ういたしたく思っております。

何とぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(後藤正夫君) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。安倍外務大臣。

○國務大臣(安倍晋太郎君) ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明いたします。

改正の第一は、在外公館の設置関係であります。今回新たに設置しようとするのは、在ブルネイ及び在セント・クリストファー・ネイヴィスの各日本国大使館であります。ブルネイは、本年一月に英国から独立したものでありますが、同国には実際に事務所を開設し、大使を駐在させる実情を開示する予定であります。セント・クリストファー・ネイヴィスは、昨年九月に英国から独立したカリブ海の国でありますが、同国に設置される大使館については、他の国に駐在する我が方大使をして兼轄させる予定であります。

改正の第二は、これら新設の在外公館に勤務する在外職員に在勤基本手当の基準額を定めるものであります。

改正の第三は、現在ジュネーブにある軍縮委員会日本政府代表部の名称を軍縮会議日本政府代表部に名称変更させるものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(後藤正夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○松前達郎君 まず、外務大臣にお尋ねをいたしたいんですが、最近の国際情勢の中で日本の果たすべき役割というのは非常に重要な部分を占めてきたんじゃないか、こう思うわけなんです。ですから、国際的に非常に大きな役割を持つ。そこで、今回はブルネイ及びセント・クリストファー・ネイヴィス、この二つの日本大使館の新設の問題ではありますけれども、とりわけアジア外交に関して、アジアといえは日本はアジアの一員であるというふうなことから考えまして、アジア外交の今後の展開、とりわけ外務大臣は今回中国において行ったわけでありまして、対中外交の展開等についてのビジョンをまずお伺いしたいと思っております。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 今、御指摘がございましたように、もちろん日本はアジアの一員でありますし、やはりアジア外交というものは日本外交の根幹をなすものであるわけでありまして、そう

いう中で、基本的にはアジアの安定と平和というものが日本の平和と安定に直接につながっておるわけで、いわゆる死活的な要素であろう、こういうふうに思ふわけでございます。したがって、アジアの諸国と友好協力関係を緊密化させる、また我が国の国力だとかあるいは国情にふさわしい協力をしていく、これがやはりアジアに対しての日本の一つの責任であろう、国際的責任であろう、こういうふうに考えるわけであります。特に、日中間の友好協力関係を長期間にわたって続けていくということとは、両国のみならずアジアと世界の平和と安定にとって重要でありまして、これは一貫して我が国の外交の主要な柱の一つでございします。我が国としましては、国交正常化以来一貫して日中関係の発展に努めてまいりまして、着実に成果を上げてきておるわけでございます。

私は、日中の國交回復が行われて以來、今日の日中國係の狀況というものは最高である、最高に友好的な狀況にある、安定した關係にある、これから成熟化していく一つの時期を迎えつつある、こういうふうな認識を持つておるわけです。特に、昨年胡耀邦総書記が来られました。この成果

私は非常に大きかったと思います。今度中曽根総理とともに中国に参りまして、いろいろと政府・党の要人と接觸をしたわけでございますが、胡耀邦総書記が、日本の各界の皆さんと会われて非常に感銘を受けたと。そして、日中關係を思い切つて前進させなきゃならぬ、また日本に大きな協力を求めなきゃならぬ、日本に学ばなきゃならぬ、こういう趣旨が徹底をしておりますので、大歓迎の裏には、そうした胡耀邦総書記の日本において受けられた感銘というものがいろいろと反映をしてきたということを強く感じたわけでございます。

こうして、昨年からことしにかけての日中兩國の首脳間の交流を軸にいたしまして、各方面の日中間の交流を全面的に進めることによって、いわゆる「五つの友好であるとか、平等互恵であるとか、相互信頼、長期安定といった日中間でかたく約束し

ておりますところの四原則に基づきまして、これから力強く前進をしていかなきゃならぬ。日本外交にとりまして日中関係を安定させるということとは、日本外交の世界的な立場において最も重要な柱であるというふうな確信を持って、私は今後これに取り組んでいきたいと考えております。

○松前達郎君　中国に関しては、中国へ行ってみますと、政治あるいは経済、そういう行政面でそのシステムそのものの十分なネットワークがまだ完成されていないような気がしてならないですね。これは細かく検討したわけではありませんけれども、広い国ですから地域がそれぞれ独立したた形で行政を行う。とりわけ指導者は北の方に多いというふうな、そういう感じを受けるわけなんです。ですからある面で言うと、日本が外交を進めていくその裏側に、やはりそういった中国のシステムに関して相当安定したという判断をしての外交でないとなかなか――例えば経済援助にしろ何にしろ、果たしてそれだけぶち込んでいいのかどうかとか、いろんな問題が出てくるのじゃないかと思いますが、その点はどういうふうにごらんになっておられるでしょうか。

○國務大臣（安倍晋太郎君）これは、今の中國のいわゆる体制というものは、上部体制というものは非常に整つてきているんじゃないか。鄧小平主任ですか、この人が第一線から退いているような形ですけれども、やはり最も大きな最高第一人者でありますし、そのもとに胡耀邦総書記と趙紫陽首相がおられるわけでありまして、先般鄧小平主任に会つたときも、天が落ちてもこの二人の体制というものは変わらない、そしてお互いに相互協力しながら中國の現代化を進めていくというしっかりした協力関係というものはでき上がつておると、こういうことを言われました。まさに我々ずっと、これは去年以来私も痛感しているわけですが、胡耀邦総書記と趙紫陽首相の非常に密接な協力関係といえますか、そういうものが確立されておるような感じがいたしております。胡耀邦さんが外へ出ているときは趙紫陽さんが残る、趙紫

陽さんが外へ出ているときには胡耀邦さんが北京に残るというようなことで、そういう点ではどちらに話しても大体いろいろと思いが疎通しますし、どちらにも通ずるということで、私は日本としてはそういう面で安心して——政府関係はむしろ趙紫陽さんですが、趙紫陽さんを通じてもあるいは胡耀邦さんを通じても安心して話ができ、それが確実に下まで通つておるといふような感じが

を私は直接持っておりますので、相当な体制はま
ずできつつあるんじゃないか。もちろん、完全と
言えないわけでしようけれどもできつつある。で
すから、経済協力問題等も、そういう意味では向
こうも行政改革が行われまして非常に部局も縮小
されておりますから、そういう中で、ポイントに
話せば大体これが進むような形に今なっておると
いうふうに私は感じとして持っておるわけです。

○松前達郎君 それとも一つお伺いしたいのは、アメリカが台湾問題で大方苦勞しておったわけですね。例えば、武器の問題とかそういうものに原因していろいろと國際的な問題にまで発展して、アメリカと台灣の問題あるいはアメリカと中國の問題、こういう問題で非常に國際問題にな

りそうになった。そういうことが昨年来あったわけなんです、我が国として、この台湾問題について中国とお話し合いをされたか、あるいは何かそういったことについて意見等が出たのか、その辺をお聞かせいただければと思うんですが。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 我が国と中国との間で台湾問題についての話は、これは首脳会議におきましてもあるいは外相会談におきましても一切出ませんでした。ただ、アメリカと中国との米中関係における台湾問題については中国側の意見の表明がありましたし、あるいはまた香港の問題についての中国側の詳細な説明がございました。そういう中で台湾問題が出たわけでございますが、日本と直接中国との間における台湾問題は、何ら我が方も言及しませんでしたし、それからまた中国側からも言及はございませんでした。

○松前達郎君 台湾問題についてなるべく触れな

いといふうな感じの点で、日本の場合には台湾との正常な国交はないわけですね。これらについて今後我が国としてどういふうな、今までどおりのやり方といえますか、その關係をずっと維持するのか、あるいは何か新しい提案、あるいは新しい展開を求めて外交をするのか、その辺について、将来の問題としてお考えをお伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣（安倍晋太郎君） 台湾の問題については、現在日中間において何らの問題もないわけでありまして、起こってもおらないわけでございまして、日本政府としては、日中の国交回復のい

わゆる日中共同宣言さらに日中平和友好条約の趣旨を重んじていく、これを尊重していくという姿勢を貫いていけば、今の台湾問題につきましては、現実的に今日まで行っておるこの路線を続ける

ていくことは一向に差し支えないことではないか。現在において問題が起こっておりませんから、私は現在のスタンスを続けていく、いきたいと、こういうふうに考えております。

○松前達郎君　それと、今度は中ソの問題ですね。これもいろいろな報道等もされておるわけな

んですが、これは日本とソビエトの関係というものもありますし、中国を大國だと言うと中国はそうじゃないと言うかも知れませんが、非常に両方とも大きな國であることは間違いない。ソビエトは全くそのとおりでありますね。ですから、ソビエトの問題も重要な問題だと思うんですが、中ソの問題について何か話し合いあるいは意見等がありましたでしょうか。

○國務大臣（安倍晋太郎君）　中ソの問題、あるいは最近行われた中ソの事務レベルの内容等につきましては、外相会談のとき異学諺外相から詳細な説明がございました。また首脳会議でも、短時間ではありましたが、中ソの関係について趙紫陽首相から中曽根総理に対して説明があったわけでございます。

概略要約して申しますと、中ソ関係には依然として三大障害という三つの大きな基本的な問題が

残つておるので、いろいろと党の方の關係であるとか、あるいはまた国と国との間の文化交流、人的交流、あるいは経済——経済については相当拡大したと言つておりましたが、そういう経済の拡大等は行われておるけれど、しかし肝心の三つの障害、さらに一つそれに加えてINF、いわゆるSS20の最近における急激な増大、そういうものについて中ソ間では意見が合わない、根本的に対立している、こういうことで今大きな前進を期待することができないと、こういうのが中国の要約した考えでございました。これは今後ともそう簡単に解決する問題ではないだろう、しかし我々としては会談は続けていくと。

また、最近ソ連のアレヒポフ第一副首相が中国にやってくることになつておるので、この副首相に対しては、中国は、かつて中国がソ連から非常に援助を受けたときの責任者の一人であつたやうで大変な好感を持つておるので、彼に対しては歓迎しようと思つても、しかしそれ以上のものにはなかなかいかないであらうと、こういうこととあります。

○松前達郎君 それでは次に、このブルネイの問題なんですが、ブルネイと日本の關係、独立したばかりですから、相当深い關係とかそういうものがまだ進展していないかもしれないけれども、現状におけるブルネイと日本の關係について全般的な問題、簡単に結構ですから御説明いただくのと、それからもう一つは、このブルネイというのは貿易等については日本とは相当大きな貿易をやつてゐるわけですから、今後このブルネイに対する我々の外交についての方針ですね、これをひとつお聞かせいただきたいと思つてます。

○政府委員(橋本聖君) お尋ねのブルネイと日本との關係でございますが、これは經濟關係、特にエネルギー供給源としてのブルネイということと、我が国と非常に緊密な關係にございます。

一つの端的な例を申し上げますと、この東京地区におきまして使われる都市ガスの四〇％はこれはブルネイ産でございます。それから、大阪地区

で使われております都市ガスの二五％も、これまたブルネイ産でございます。それから電力で申し上げますと、東京地区——関東と言つてもいいんですけれども、つまり具体的には東京電力が原料としておる東京電力発電所の一五％、これまたブルネイ産の原料でもって東京電力が動いていて、こういうことでございます。

この一つをとりましてもおわかりいただけますとおり、日本とブルネイとのこの種の關係は非常に緊密でございます。一方、ただブルネイは、資源がやっぱ百年近くで切れるという不安がございますので、将来に、約百年後に備へまして国づくりを、つまり油とかLNGが出なくなつた後のことを心配しております。日本から、農業關係を初めといたしましてさまざまな技術協力をお願いしたいということでも、これまでかなりやつておりますし、また今後この点についてブルネイに協力していきたいと、こういうことでございます。

なお、御承知のとおりブルネイは、ことし一月一日に独立いたしました。その後、ASEANの正式加盟国になつておりましてASEANのメンバーでもございますし、政治關係におきましても、我が国の対ASEAN外交重視の一環としてブルネイとの關係を次第に深めていかなければならぬということでもございまして、来月早速にブルネイの国王が日本に國賓として、来週でございますが訪日されるということでございます。

○松前達郎君 そうしますと、これからあらゆる面での協力をしていこうと。あらゆる面というのか、今おっしゃいましたのは技術協力關係を中心としてブルネイと日本の關係を強化していくということだろうと思つてゐるんですが、森林資源といふすかね、林業といつたらいいの、恐らくこれはブルネイだけじゃないんですが、あの地域の国々として非常に森林が多いわけですね。こういうふうなものについてたとえば日本が、森林を伐採してそれを木材として輸入する、そしたらその後が荒れ果てたままになつてゐるというふうなことが

かつてあつたような、これはブルネイとは限りませんが、そういうことも聞いてはいるんですけども、この林業關係ですね、これらの技術開発とかあるいはその計画に關する参加とかそういうもの、あるいはそれと近いんですが農業ですね、こういうものについて交流なり支援なり援助なり、こういうものをやる計画がございましてか。

○政府委員(柳健一君) お尋ねの森林の問題でございますが、実はブルネイに對しましては、すでに昭和五十六年度と昭和五十七年度と二年間にわたりまして森林の造成でございまして、造成のための調査といふものを実施してきております。それから、ただいままでのところ農業問題につきましては、五十八年度でございますが、稲作の機械化とかあるいはかんがい排水、そういう分野につきましても研修員を受け入れまして技術協力を実施してきております。

○松前達郎君 これは最近國連でも、地球が砂漠化するといふので一生懸命森林の確保といふか、森林をもつとふやそうとか——今ふやすのはとても無理かもしれないが、これがなくなつていくのを防ぐといふので一生懸命皆さんでやられてゐるやうでありますけれども、どうもとりまいてゐるやうでありますけれども、どうも暗い感じがする。将来の見通しといふのは非常に暗い感じがする。ですから、そういう意味で考へますと、やはりこの森林の問題といふのは非常に重要だと思つてゐる。ESCAPの国々の代表の方々で、実は國連會議といふかシンポジウムをやつたことがあるんです。これはことしなんです、やはり森林關係の問題が非常にクローズアップされてゐたやうであります。ですから、そういう面も十分気をつけてこれからやつていかなければならぬんじゃないかと痛感をしてきたわけなんですけれども、今お伺いしますと、それらに対する問題にも取り組んでゐるというところであれば、これをますます強力にやつていっていただければ、こういうふうに思つてゐますね。それから農業の場合も、東南アジアの皆さんに

言わせますと、日本からトヨタ、日産、そういうものが盛んに自動車として入つてきた、我々もそれは要らないんだと。これは皮肉かもしれないが、それよりも農業機械とか、あるいは伐採した後のそういうところに対する農業計画ですね、こういうものについて指導をしたり援助をしてくれないかと、こういう意見もあつたわけですね。ですから、やはり農業についても同じことで、今もお話がありましたように機械化といひますか、農業機械を援助して、それによつて農業の近代化といひたいけれども、これもひとつ大いに今後日本としては援助をした方がいいんじゃないかと、こういうふうに私は思つたわけなんです。

そこで、もう一つ問題があるんですが、大体先進国といふのは普通工業化された国が多いのです、ね、ほとんどがそうだと思うのです。農工というのは恐らく農業が要らない、工業で發展するんだと。それだけではどうも人間の生存に關しての基本的問題が解決されてゐないんで、やはり農業生産といふのも必要だと思つてゐますね。それから工業ももちろん必要だと。

それで問題は、お金でもって解決するということとが一つあるかと思つてゐるけれども、それよりもどうも最近の傾向からいくと、その国々がそれなりの力で、自分の力でもって自分の國の經濟を發展させることができるやうなそういう手だてを我々の方から援助していこう、その方がどうも長い目で見て有効じゃないかという気がしてゐるんです。その中の一つに教育援助といふのがあるんですね。工場が幾つつくられても、その工場のコンペヤーから先のもつと高度なものはない日本製である。例えばそういうものの開発に關する研究所なり、あるいはそういう指導をするセクションがそこにできて、機械はたくさん行くんですけども使う人がいない。医療もそうです。ですから、そういうことではちよつと困るんで、やはりそれを使いこなせるやうな中堅の技術、技能をやはり植へつけていかなければなら

いのじやないか、そのためにはやはり教育というものが基本になるんじゃないかと思ふんですね。ですから、教育に対する支援、その国の教育を我々が牛耳るなんてこれは越権行為になりますからこういうことはできませんけれども、しかし彼らの要求しているニーズがあるわけですから、そういう問題について、やはり今後対外協力としては重点にしていかなきゃならないのじやないか、こういうふうな思ふんです。その点はいかがでしょう。

○政府委員(柳健一君) ただいま御指摘の点は大変ごもっともだと思ふわけでございまして、実は先生も御案内のとおり、我が国は特にこの近年、教育援助を含めました人づくり援助に力を入れてきているわけでございまして。それで、私どもの経済技術援助という見地からも、例えば学校の建設とか、それからあるいは教育器材の供与だけじゃなくて、教員を派遣いたしましたりして大変教育部門の援助については力を入れております。

一例を申し上げますと、例えば昭和五十八年度でございまして、協力隊で派遣いたしましたのは約五百人ぐらいおりますが、そのうち四分の一強は日本語の教育であつたり、理科教育であつたり、あるいは音楽の先生とかそういう教育分野の人が四分の一強になっております。

それから、無償の援助の中においても、教育関係のそういう技術協力を助けるものとして器材の供与、その他そういうものの、五十七年度におきましては無償供与の援助の全体の二、三%でございましたが、五十八年度には倍近くの二、三%までふやすというふうに、近年特に教育分野の援助には力を入れてきている次第でございまして。

○松前達郎君 その点、ひとつ今後また強力に推進していただければと思ふのですけれども。そこで、ブルネイに今度日本大使館の設置ということがあるんですが、この日本大使館の機能として何か特別障害その他はありますか。それとも、設置すれば普通のほかの国と同じようにこれがスムーズに運営されるという見通しでありますしょうか。

か。その点、お伺いします。

○政府委員(枝村純郎君) 私どもといたしましては、この予算は実は三カ月予算でございましてけれども、何とか差し繰って——今度ボルネオ国王が見えることでございまして、早い時期に開設したいと思つております。そのために、すでに現地には駐在官が一人おるわけでございましてけれども、早目早目に館員を発令いたしまして開設の準備を整えていきたいと、こういうふうな思つております。

特に現在のところ、開設のために格別の困難がある、あるいは開設後に何か難しいことがあるということは私も予想いたしておりません。

○松前達郎君 我々さつき冒頭で申し上げたように、とりわけ国際的な面での役割というのは大きくなったというふうな申し上げたわけですが、これは当たり前前の話なんですけれども情報ですね、情報の交換というか、情報を伝達する能力というものが非常に問題になるんですね。通信関係はどうですか、どういふふうなされるのか、無線でやるのか有線なのか知りませんが、通信関係がスムーズにいくかどうか。これは何もブルネイだけじゃなくてほかの東南アジアの国々も含めて現状はどうなつておりましたらうか。

○政府委員(枝村純郎君) 通信関係につきましては、在外公館の重立ったもの等はいわゆる専用回線でないでございまして。したがって、これは二十四時間随時連絡ができるわけでございまして、この点で特に困難があるとは感じておりません。ブルネイにつきましては、恐らく当初の段階では商業回線のテレックスでつながることになると思いますが、その点の設備はかならずしも思ひます。ただ御指摘のとおり、必ずしもそういう通信面でのインフラストラクチャが十分でないような国もございまして、特に緊急事態の場合に連絡に非常に困難を感ずるということもございまして、私どもとしては、そういう事態の予想されるようなところについては緊急連絡無線網と

いうものをいわば控えて、予備として整備することも一方では進めておる次第でございまして。ただブルネイにつきましては、今のところそういう心配はしなくていいんじゃないかと、かように思つております。

○松前達郎君 緊急のときの問題はポーランドのときにあつたわけですね。これは別に、今申し上げるからそのとおりされた方がいいというわけじゃないんですが、通信衛星などを日本は上げていますし、ちょうどあのブルネイあたりの真上にいるわけですね。ですから、そういう面ではこういうものも利用して、これは暗号通信でやればいいんじゃないかと、そういうものも考えた方がいいんじゃないかと、これは軍事利用じゃありませんので、大いにこういうものも考えていただければというふうな気もしたものですから、今伺いましたわけなんです。

○政府委員(枝村純郎君) まさに将来の問題として、外交通信用の衛星の利用ということもばつぱり検討を始め、研究を始めている段階でございまして。

○松前達郎君 さて、今度ちよつと話がかわるんですが、今ちよつと日本で言う年度末になるんですが、今度お約束されたという三月三十一日、これは農産物の交渉ですね、これが大分いろいろごたごたしているようでありまして、輸入枠拡大についてアメリカが相当強硬である、特に高穀牛肉、これについて相当強硬に押してきているというところだと思ふんですが、これが解決しないことだろうと思ふんですが、これについて現状がどういふふうな展開をされるつもりなのか、その点をお聞かせいただければと思ふのです。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 農産物の日米交渉につきましましては、御承知のようにアメリカは自由化を強く求めてきておりまして、これに対して日本は、自由化には農産物の立場から絶対に応ずることではない、こういうことで突っぱねまして、そ

の結果としてアメリカは、それじゃ枠の拡大というところで協定を結ぼうということで、一応自由化の主張は横に置いて枠の拡大交渉に応じたわけでございます。そして、これまで事務局間で鋭意この枠の拡大交渉について折衝が行われたわけでございまして、最終的にはこの牛肉、かんきつについての両国の言い分に開きがありまして、そしてこれは到底このままでは妥結の道はないというところになつてしまつたわけでございまして。

そこで、我々がアメリカに対して強くこれまで申してきましたのは、やはりこのままの状況で置きますとこれはもう決裂せざるを得ない。しかし、今後の日米間の懸案の処理というものを考え、また日米関係全体を考えると何とかこれは妥結したいものだ。しかし、それにしても日本としてなかなか枠についての拡大に限界があるの

で、今度事務局が出した案というものは、非常に日本が誠意を持って努力した結果のぎりぎりの限界に近いものである、ですからアメリカにもそういう点を十分理解してもらつて、そしてやつぱり長期的な立場に立つて、この日本の出した案を中心交渉にひとつ臨んでもらいたい、アメリカが出した案から一歩も引かないというところでは到底妥結の道はない、ですから、日本があれだけ努力して出している誠意のある回答にアメリカもやつぱり近づいてきてもらわなきゃならぬ、そうしなければ日本側としても、大臣折衝ということになれば多少また弾力性も出てきて妥結の道も開かれてくるかもしれない、まずアメリカの弾力的な対応を求めるといふことで、実は私も努力に努力を重ねてまいつたわけでございまして。

その結果、シェルトン國務長官からメッセージが参りました。あるいはまたブロック通商代表からメッセージが参りまして、両者とも大局的な立場に立つてひとつ解決をしていく、アメリカとしても我々は政治家としてこれに対応しよう、と、こういうふうな趣旨の手紙が参りまして、我々から見ますと事務局間で対立しているようなかたくななことではなくて、何かアメリカにも

少し弾力的に対応してくるという空気がほのかに見えたわけでございます。したがって、こういう段階において、やはりこれは大臣折衝に持ち込む以外にない。三月三十一日に切れるわけですから、そしてその三月三十一日をめどにお互いに交渉しましょう、努力しましょうということを申し合わせておるわけですね。これは切れるわけですから、やはり切れる段階において放置するわけにもいかないんで、この段階で大臣同士の話し合いで結論を出す。これはアメリカがどうしても折れない、アメリカが今の提案を一步も引かないということなら私は到底これは妥結の道はないと思います。やはりアメリカ側も折れてこなきゃならぬと思いますし、日本もそれなり的大臣としての責任における対応というのもあるだろうと思いますが、日本は相当ぎりぎりのところまで出しておるわけでございますから、そういう中で全体を判断して両大臣の折衝というものが行われなければならぬ。

いずれにしても重要な問題、象徴的な問題ですから、結論を出すには、事務当局だけで意見が合わなかったからといって決裂というわけにまいりませんから、どっちにしろ結論を出さなきゃならぬんじゃないか。その日にちがいづつになるかは、今自民党そして政府の中でいろいろと検討を進めておられます、山村大臣がいづつ行かれるかということについては大臣自身の判断にお任せをしておるということで、まだその辺のところは明らかでないわけでございますが、いずれにしても三月三十一日に期限が切れるわけでございますから、多少時間を延ばしたとしてもいつまでも延ばせるものじゃないですから、近く大臣同士で話をするということが絶対に必要であると考えております。

○松前達郎君 アメリカの方の公聴会の問題とかいろいろ言われているわけですね。ですから、比較的時間は迫っているんじゃないかと私は思うんですが、農林大臣が訪米されるなら、これは政治的な解決を目指して行かれるんじゃないかと思

ますし、今のお話ですと、多少アメリカ側が譲歩というのか、そういう感触もなきにしもあらずというふうにおっしゃったわけなんです、これがうまく妥結すればいいと私も思っておるわけなんです、その点はひとつバックアップしてあげていただきたいと思います。

私の質問をこれで終わります。

○黒柳明君 法律案に入ります前に、まずけさの報道からちよつと二、三お伺いしたいんですが、北朝鮮がオリンピックに対する統一チームというように提案を韓国側にしたという報道があります、大臣、どういふ感触でこれをお受けとめになられましたでしょうか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) これは私も初めて新聞で見ただけですが、一見したところ、両方がそういうことで合意ができれば大変結構なことじゃないか、そういうふうに感じとしては直感したわけですが、ただ、今の状況で果たしてやれるかなという疑念も持ったわけですが、これが進んでそしてそういう方向になれば、大変これは朝鮮半島の緊張緩和には大きなやはり前進であろう、こういうふうに思います。

○黒柳明君 テレビの、あるいは新聞の活字の中では、今までの経緯を踏まえて非常に難しくかろうと、今大臣のおっしゃったように、政治的なにおいが強いと、こんなコメントもつけられておりましたが、三回の提案問題にせよ今回の問題にせよ、朝鮮半島をめぐる北朝鮮側の動きというのが若干あるわけでありまして、それをすべて政治的なスタンドプレーだ、こう片づけるのもどうかという感じもするわけでありまして、

なかなか日本政府としては、これも活字の方が先行しているみたいですが、これも活字の方が先行しているみたいですが、中国を仲介する人道問題について、北朝鮮側に何らかのやりとりを出して、もう可能性があるときなもので、それから、こういう問題につきましてもすべて政治的なスタンドプレーだ、こういうふうに片づけない方が私はいいという感じが——かといって、日本は当事国じゃございせんものですから

云々する立場ではございせんけれども、当然韓国との緊密な関係もあるわけでありまして、朝鮮半島の問題はこれはもう看過できない立場にあるわけでありまして、北朝鮮のこういう一連の平和交渉と断定していかどうかわかりませんが、そういう中における一環のまた動きだろう、こう思うんですが、基本的に北朝鮮との関係がない我が国でありながら、中国を仲介して人道的な配慮を願う日本の立場、こういう問題につきましてもそれ相応のやっばり考え方というものを持っていないければならぬんじゃないか、こういうふうに思うわけでありまして、今申しました、すべて政治的なものだ、こうネグることの善悪というのは私疑問に思うんですが、基本的に大臣、この北朝鮮の一連の平和交渉みたいな動きについての感じはどうでしょうか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 私、こうした北朝鮮の一連の動きがどういふ真意に基づくものか、その辺のところは見届ける必要があるんじゃないか、こういうふうに思っております。

私が非常に残念に思うのは、ラングーン事件の起る前までの状況は、実は南北問題につきまして相当水面下の動きが進んでおりました、中国、そしてアメリカ、日本、韓国もそうですが、そういうものを含めてある程度方向としては進んでおったんじゃないかと私は思うわけです。それがどういふことかビルマの発表によれば、北朝鮮のしわざだ、こういうことに断定されてしまったわけでございますが、あのような事件が起こってそして韓国の要人が殺されてしまふ、こういうことになってしまつて、今まで実は少しづつ進んでおりました空気が一遍に吹っ飛んで、緊張が一挙に激化したわけでございます、私は去年からずっと外務大臣をやっております、その辺が実は非常に残念に思うわけなんです。あれがなかったら、私はちよつと局面が変わつてきたんじゃないかと思ふんですが、その辺の真相がこれはビルマの言うのとおりで、ビルマがそういうふうな発表をして

いるわけですから、そういうふうに我々もとらざるを得ないわけでありまして、そういうことで日本もテロに反対という立場で措置をとらざるを得ないということになりまして、いろんな面で冷えてきておるわけです。

しかし、その後もやはり依然として三者会談の提案だとか、あるいは今突然のこうしたオリンピックへの共同チームをつくらうという呼びかけとか、いろいろな動きが北朝鮮からも出ておるわけでございますから、その辺のところは北朝鮮側に一体どういふ真意があるのかと、そういう点がまさに日中関係という深いところの中でのいろいろと話し合いもしてきただけであります。というのは、中国なら北朝鮮の真意というものがつかめるわけでございますから話もしてきただけでございますが、我々としては今後の北朝鮮の動きを見、さらにまた中国側の反応というのもあると思ひます、それからまたアメリカとの間、あるいは韓国との間で我々いろいろと相談をしながら、いろいろな問題はあつたとしても、長期的に見れば、この朝鮮半島の緊張緩和の方向に向かって基本的にはお互いにこれは努力をしていかなきゃならぬ、そういうふうに私は思っておるわけでございます、そういうふうな基本的な立場で対処しなきゃならぬ。

そういうことで、今のこのオリンピックの参加問題とか、それから中韓の今の非政治的面の交流の拡大であるとか、あるいはまた我々の、中国を通じての北朝鮮に対する人道的ないろいろな要請であるとか、そういうことを積み重ねることが私にはある意味において重要なことであらうと、こういうふうな基本的な認識を持っております。

○黒柳明君 先ほどちよつと触れたんですが、予算委員会でも私発言しましたが、総理と外務大臣の意見が食い違つてないかと私はあのとき言ったんですが、報道で見ると、知る限りは何か若干こ

うちよつと違つてゐるのかな、こんなような感じを受けるんですが、外務大臣の方は非常に対ソ問題でも積極的ですね、北朝鮮の問題でも、そういう立場にある直接の責任者ですからそうならざ

を得ないかと思うんですが、人道問題のこの三項目、私も言って、活字にもきのうあたり出ておりました。この検討はされて、当然胡耀邦総書記が北朝鮮を訪問する時期に合わせなければこれは意味がないのでして、その時期は若干ありますけれども、当然それに合わせて仲介の労をお願いする、それについての検討はもう終わったのか。あるいはその時期も、早く正式にお願いしなきゃならないんだと思うんですが、何か活字の方では先行してもう決まったみたい、あるいはもうお願いするんだと、こういうふうな感觸を受けますが、外務省としてはその点は具体的にはどういうふうなことになるんでしょうか。

○政府委員(橋本恕君) 北朝鮮と我が国との人道問題に関する諸問題、先生は先ほど三点を御指摘になりましたけれども、その検討した後で中国にお願いする、こういう点につきましては国会でも大臣が何度明らかにされましたとおり、私も、大臣の御指示で現在検討を急いでおる段階でございます。

これは第一義的には、何と申しまして先生御指摘の三つの問題、それぞれ日本側の関係者の御意向をまず十分に承る、その方々のために政府は動くわけでございますから、つまりそれを、日本側の関係者の御意向を今十分承るべく努力をしている。具体的対応を考えて、やっぱり中国にぶつけると思しますか、お願いするわけでございまして、ただ中国と北朝鮮との関係から申しまして、何でもかんでも困ったことは全部中国に頼むということでは、中国もこれまたお困りでしょうから、中国として受け入れられるであろうと思われるような点はどういうことであろうかということもまた考えながら、もちろんこれは最終的には大臣、総理の政治判断として御決裁をいただいて中国に頼む、こういうことになろうかと思します。

○黒柳明君 そうすると、基本的には仲介の労をお願いするという姿勢はもうこれは決まっています。当事者、日本国内の関係者のいろいろな意見を

聞きながら中国が仲介の労をとって失礼にならない、そういうものを提案したい。それと同時に、また胡耀邦の北朝鮮訪問という時期をずらすわけにいかない。この時期もやっぱりタイムリミットがある。この点はもうはっきりしているわけですね。

それから外務大臣、直接交渉を持っていない国であります。中国に仲介の労を頼んで、これは具体的にどういう提案をするかわかりませんけれども、それでどういう返事が返ってくるか、これはさらにわからないわけでありまして、そういうことを機会にして、ラングーン事件はラングーン事件でビルマの国が断定的に北朝鮮の関与であると、こういうふうな発言をした、これは事実とは違くないと思うんですが、それはソ連のアフガン侵入と同じようにやっぱりぬぐい去れない国際的な汚点であるかと思えますけれども、しかしながら、我が国が直接人道上の問題で仲介の労を頼み、また話し合いというか、そういう何らかの返事が返ってくる、そんな返事が返ってくることはないと、そう思うんですが、そういうときをやっぱり一つのチャンスにしまして、ラングーン事件前に戻る努力というものは、さつき外務大臣もおっしゃったように基本的には関係というものは結んでいかなければならないと、その時期は今ちょうどタイミングとしてはいいんじゃないかと、こう思いますが、その点はいかがでしょうか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) やはりラングーン事件というのが非常に大きな傷跡を韓国に残しておりまして、これは当然のことですが、我々もああいう事件というのは今後とも排除していかなくちゃならない重大な事件であると思えますし、忘れることはできないわけなんです。そこで私も中国側にはやはり率直に言ったわけですが、北朝鮮が例えば第三者会談を進めるとしても、韓国がどうしてもつかえるのは、このラングーン事件について何らかややはり北朝鮮が誠意を示すということが必要じゃないかと。これに触れないで第三国会談を提案してもなかなか韓国としては受けられない、これは北朝鮮にも伝えてもらいたいというところを私は率直に言ったわけでございまして、同時にまたもう一つは、三者会談で、米軍の韓国駐留がいよいよ三者会談を行う一つの入り口の問題になっておりますので、これも韓国側としては初めから米軍撤退などというように前提にした三者会談をやれと言っても受け入れられる筋合いのものじゃないし、アメリカも受け入れられる筋合いじゃない。これは出口として、平和協定でもできたときにそういう方向に行くのなら、それはそれなりの一つの朝鮮半島の安定という道筋であろうかもしれぬけれども、入り口でそういうことを条件にしてもできないんじゃないかと。だから、その辺は公正に、非常に親しい中国から北朝鮮にやはり伝えてもらいたい、我々の考えも伝えてもらいたいということを述べたわけでございまして、北朝鮮がこれに対してどういうふうな反応するのかわかりませんが、しかし北朝鮮としても、今までのいろんなアプローチを見ても、本当の真意はまだ十分把握はできない点もあありますが、しかし相当熱意を持ってやっておることは事実であると思えます。

それで我々としても、ラングーン事件の傷跡はまだ残っていますけれども、ラングーン事件によって、今お話のようにやはりこれまでの枠組みを壊してはならないと私は思うわけです。日本と北朝鮮の枠組み、あるいはまた日本と韓国の枠組みはこれは当然のことですが、そういう枠組みはやはり基本的には壊してはならない。そういう中からこれから長期的な朝鮮半島の情勢の緩和ということに向かつていろいろな動きが出てくるでしょうから、そういうことを長期的に踏まえながらやはり適切に対応していくということが大事じゃないかと。頭を冷静にしてこの問題に取り組んだ方が、東北アジアの安定のために、平和のためにいいんじゃないかと、日本もその役割は果たしていかなければならない、そういうふうに私は率直に感じておるわけです。

○黒柳明君 済みません、もう一、二点お願いしたいんですが。先ほど触れました農産物交渉ですが、私も一九八〇年、レーガン政権誕生すぐの三月に、ちょうど自動車の問題がたがたして行きました、ブロックさんとお話もして非常に物わかりがいい人という感じを受けました。しかしながら、行政府も向こうは議員に対する何らかの配慮をしなければならぬし、議員は当然選挙民に対する配慮をしなければならぬということとやっぱりそれなりの苦慮をしていますが、特別にあの結果というものは、日本の自動車業界に対して予想に反したといえますか、非常に常識的な結果を得たと。ですから、シュルツさんにしてもブロックさんにしても、そんなに日本政府をただ単に困らせるという観点での交渉、立場ではない。ただ、その前には地元民の利益を代表する議員がいると、こういうことで、これは日本でもアメリカでも同じですが、農林水産大臣が訪米すること、ただ単に山村さんの一存では当然ないわけでありまして、内閣全体、あるいはアメリカと交渉の最前線に立つ外務大臣もこの意向を相当に酌量しなければならぬ、こういうことだと思っております。しかし、先ほど大臣もおっしゃったようにまだ自民党内の調整もできていない、大臣はどうも行く気がないと、私たちがマスコミの報道で知る限りは。ただ問題は、先ほど大臣が何度もおっしゃったように、あしたで期限が切れるわけでありまして、それから、何か私が向こうという話している感觸ですと、自動車以上に、向こうの行政府が今回は非常に怒っているという私なりの感觸は持っております。自動車の場合にはそんなに行政府が怒っているという感觸じゃなくて、むしろ議員の中で怒っていると、こういう感じの方が強かつたんです。しかし、今回は行政府の方が非常に怒っていると。このままでいくと、大臣も感じていられるように、日米間の貿易摩擦がこの二つに集約されているような感じがいたしますと、やっぱりあしたで期限切れ、それから言われておる二

日が公聴会、こころあたりが非常に一つのデッドラインのタイムリミットのときであること、これは間違いないと思うんです。だからこそ事務レベルでわざわざ訪米して一生懸命局長は交渉したし、向こうからもアプローチはあるんだと。

ただ、こちらの決断というものが今のこの時期の大きなポイントかと、こう思うんですけれども、あした、それから明後日の二日、あした、あさって、しあさってですか、この時期を失すると、公聴会の後というのは非常に世論というものが、ムードづくりというものが難しくなるかと思うんですが、これは外交の当事者として前から行くべきだ、行くべきだと発言していた大臣でありますから、むしろ自民党がまとまっていない、農林大臣が行く気はないというよりも、内閣全体として日本の国としての問題になる、こういうような感じが私はするんです。大臣、これはやっぱり日米間がここまでよくいつているわけでありまして、防衛、安保でよくいつているから、貿易摩擦で悪くいつていいんだというわけにはいかないんでありまして、これは外交の当事者として是非でも、この政治折衝の最大の責任者である、最後の責任者である農林大臣に——これは時間を失うことが今は一番日本にとってマイナスだと思うんですが、私ごときがこの場で何も大臣に言うことじゃなくて、大臣はこの何倍も頭を悩ましている問題だと思ふんですが、こんなことをひっくりめて大臣はどうお考えでしょうか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 黒柳さんはアメリカでいろいろとルートを持っていていらつしやうと思ひますが、今お話を聞きました、私もやはりその感觸というのは相当正確ではないかと思ひます。我々の感じとしても相当やはりアメリカは深刻になつてきておりまして、自動車問題以上といひますか、まさに象徴的な問題になつておるわけでございますが、ただ我々から見ると、アメリカも農産物の問題に關しましては少し欲張り過ぎているといひますか、日本の実情というものを十分把握していいないという点はどうしてもありまして、そ

の辺に我々はアメリカに理解を求めるわけなんです、日本にもつと農村の国際競争力ができてくれば、これはもう自由化にでもなんでも応ずるわけですが、今の状況では自由化には到底応ずることできない。そしてまた、農業というものは各国ですべて保護政策をやつてゐるのは御存じのとおりで、E.C.なんか日本以上に補助金まで出して、E.C.全体としての相当保護政策をやつてアメリカとは対立しているわけなんです。ただアメリカの自由化を求め、そして自由化に等しいものをやはりここで日本に求める、そこでもつてすべてのことを、すべてのことを積み上げた問題を、日米関係というものを非常に悪いものにしていくということとは、私はアメリカ自体としても決して賢明ではないと、こういうふうに思ふわけなんです。

その点はアメリカ政府に対して——議會は恐らく、確かにおつしやるように公聴会がありますから二日ごろから動いてくると思ひますが、今行政府が予想以上に強硬でありますので、行政府に対して、我々としては今申し上げましたような立場から弾力をもつてこの問題を、日本としてもぎりぎりで譲るところは譲るという決意を持つておるわけで、そして既にオフアしたのも大体そういう線でおアアしているわけですし、そしてまた大臣が行けばそれなりの政治判断をしてくるわけでしょうから、それはそれなりのことを考えていつてゐる。日本としても限界があるわけで、その辺のところはやはりアメリカも十分弾力を持つて踏まえてもらひたい、もつと前に出てもらひたい、日本がけしからぬ、もうこれ以上は譲れないというところでは、これは幾ら何でもどうにもならぬ。おつしやるように、ブロックさんは非常に柔軟な人で私も長い間つき合つておりますが、今回に限つては、何と言ひますか、我々から見ると大変かた過ぎるというふうな感じを率直に持つてわけでありまして、ですから、何とか柔軟にもつと弾力的に対応してもらひたい。

幸いにして我々のそうした要請といひますか、日本の主張がアメリカ全体としても反映をされま

して、やつぱりこれは大局的に対応しようとして、アメリカとしても政治家としてこれにプロクさんもシュルツさんも対応しようとして、ですから山村大臣においでいただきたいと、こういうところまでなつておるわけでございますから、ここで期限が切れる、そして大臣の訪米が決まらないままに一日、二日と期限が過ぎるということになる、公聴会が一方では開かれる、議會で火がつくということになります、思ふところでも日米関係に非常な亀裂が起つてくることを私も心配をいたしております。少なくとも、行くのはいつにても、一日、二日多少おくれることがあつたとしてもやはり行つて、とにかく両責任者間で話をうけつても決つてもらひたい、これはアメリカに對してもなかなか言ひようがないなと。そして、期限が切れてアメリカはどうするかということになるわけですから、そういう基本方針だけは何か決めておいてもらひたい。これは総理大臣も含めて、おつしやるように政府全体の問題としてこれからひとつ相談をして、そして農産物の問題が日米間全体を悪くしないように、こんなことで日米間を悪くしないようにひとつ最大の努力を傾ける決意であります。

○黒柳明君 この法律を見ますと、セント・ヴィンセントとセント・クリストファー・ネイヴィーと在外公館の給与体系が相当違ふんですが、これは国情は相当やつぱり違ふわけですか。○政府委員(枝村純郎君) 在外公館の給与を定めます場合、特に兼轄公館の場合でございますと、これは周辺のその国における我が方の館員の在勤手当でございますとか、あるいは実際に開設前に周辺の大使館から人を出しまして現地の物価の状況その他を調査いたします。それからまた、そこに置かれております外国の在外公館がありますればその状況なども、在勤手当の状況なども調査してやるわけでございます。そういう調査の結果、御指摘のような違いが出てゐるわけでございます。国情の点で格別の違いがあるということに

して、やつぱりこれは大局的に対応しようとして、アメリカとしても政治家としてこれにプロクさんもシュルツさんも対応しようとして、ですから山村大臣においでいただきたいと、こういうところまでなつておるわけでございますから、ここで期限が切れる、そして大臣の訪米が決まらないままに一日、二日と期限が過ぎるということになる、公聴会が一方では開かれる、議會で火がつくということになります、思ふところでも日米関係に非常な亀裂が起つてくることを私も心配をいたしております。少なくとも、行くのはいつにても、一日、二日多少おくれることがあつたとしてもやはり行つて、とにかく両責任者間で話をうけつても決つてもらひたい、これはアメリカに對してもなかなか言ひようがないなと。そして、期限が切れてアメリカはどうするかということになるわけですから、そういう基本方針だけは何か決めておいてもらひたい。これは総理大臣も含めて、おつしやるように政府全体の問題としてこれからひとつ相談をして、そして農産物の問題が日米間全体を悪くしないように、こんなことで日米間を悪くしないようにひとつ最大の努力を傾ける決意であります。

やございませうが、物価その他の關係がそういうふうになつておるといふ調査の結果でございます。○黒柳明君 私ども海外へ行きますとよく聞くんですが、特に先進国で、住宅手当というんですか、支給されているがやつぱり住宅事情が悪いと、こういうことで、外交官のメンツとか威厳といひますか、体裁といひますか、それを保つためにはやつぱりその住宅手当をオーバーしたところに入らなきゃならぬと。先進国へ行きますと、押しなべてそういう意見を言うわけじゃないんですが、意識する限りにおいてはまあほとんどそうなんです。これは行革の最中ですし、当然どこにおいても窮屈なんです、特に限られた数の外交官の皆さん方からそういう面で見ると私耳にすることが多いんですけれども、当然そういう外勤をされた経験が、あるいは先進国でそういう経験があるかと思ふんですが、こういうことについては実情というものはどうなんですか。調査するまでもなく全部そういう中においてやつてゐるんだと、いやそんなことはないんだと、みんな苦労してゐるけれども、おのおのうまくやればそんなことはないんで、きつとその手の中での処理できるんだと。調査をやつたこともないと思ふんですが、御経験からどのように判断されますでしょうか。

○政府委員(枝村純郎君) 率直なところ御指摘のようないことがあろうかと存じます。と申しますのは、私どももいたしまして十分な予算があれば、この住居手当の限度額といふものを先回り先回り、現地の状況などに応じ、各館員の職務内容、交際の必要、そういうことも勘案して十分な広さの、また十分に設備の整つた家が借りられるようにしてやりたいわけでございますけれども、現実には予算の制約その他がございまして、査定をいたしますときには、どうもあそこは限度額を超過しているのが多いと、そういうことでそういうものをやや後追的に改善していつてゐるといふのが現状でございます。どうしても今御指摘

やございませうが、物価その他の關係がそういうふうになつておるといふ調査の結果でございます。○黒柳明君 私ども海外へ行きますとよく聞くんですが、特に先進国で、住宅手当というんですか、支給されているがやつぱり住宅事情が悪いと、こういうことで、外交官のメンツとか威厳といひますか、体裁といひますか、それを保つためにはやつぱりその住宅手当をオーバーしたところに入らなきゃならぬと。先進国へ行きますと、押しなべてそういう意見を言うわけじゃないんですが、意識する限りにおいてはまあほとんどそうなんです。これは行革の最中ですし、当然どこにおいても窮屈なんです、特に限られた数の外交官の皆さん方からそういう面で見ると私耳にすることが多いんですけれども、当然そういう外勤をされた経験が、あるいは先進国でそういう経験があるかと思ふんですが、こういうことについては実情というものはどうなんですか。調査するまでもなく全部そういう中においてやつてゐるんだと、いやそんなことはないんだと、みんな苦労してゐるけれども、おのおのうまくやればそんなことはないんで、きつとその手の中での処理できるんだと。調査をやつたこともないと思ふんですが、御経験からどのように判断されますでしょうか。

のような不満が、ただいま先進国とおっしゃいましたが、先進国のみならず、より条件に恵まれないところでも深刻な状況があるのが実情でございます。

今後とも関係方面の御理解を得ながら改善していかなければならない点だと思っております。

○黒柳明君 これから選挙制度でも、海外在住邦人の選挙権をどうするかとか、あるいは教育改革の中で帰国した海外の在住者の子女の問題をどうするかとか、こういう問題がこれからテーマになる

つて出てくるかと思ひます。政治的に。まず皆さん方も、皆さん方偉い人は今後は大使になられるわけでありまして、大使の公邸に住まわれるから、そういう問題は全くないんでありますけれども、過去においてやっぱりそういう経験をしたか

と、こう思うんです。特に、各国に比べて非常に数が少ない日本の在外公館の外交官の中においての活躍なものですから、私もたまに外交官のうちに於てお邪魔しますと、やはり実情に反して決してぜいたくをしているような感じもしない。その中に

おいてまあまあ身分相応のと言えはそれだけのものですが、やっぱりもうちょっと何とかしてもらった方がいいなと。これは予算の中で、こういうことになるんですが、ひとつこれも今

後——皆さん方当事者も当然そういふ意識は持
ちだと思ふんで、ぜひ当局との折衝の中において
そういう面もやっぱり改善しつつ日本外交——住
宅問題だけがすべてのテーマじゃないのですが、
一つのテーマにしていかねれば、畏られた中

おいての思うような活動というものについても幅広くできないんじゃないかと、こういう感じも受けておりますので、ひとつ官房長を中心にぜひ御検討願いたいと、こう思います。

以上です。

○委員長(後藤正夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。

補欠として梶原敬義君が選任されました。

○**抜山映子君** 我が国の外交予算額を先進サミット国と比較いたしますと、米国は日本の五倍、ドイツ連邦共和国は日本の二・五倍、フランスは日本の一・七倍、それぞれ非常に高いわけでございます。その結果、外務省の定員もこれらの国よりも立って少ない。さらにインドやイタリアよりも日本の外務省の定員は少ないという実情でございます。

そういふわけで、在外公館の必要最小限の定勢は、館長を初めといたしまして政務、通信、それから警備に至るまで最低八名が必要だと言われておりますけれども、現在、在外公館の四四％が七名以下というありさまであると伺っております。

さらに実館と兼館がございまして、在外公館二百二十八の中、六十四の兼館があると聞いておりますけれども、兼館はその任地に建物もなく、そしてスタッフも実館と兼務である。こういうことでこの国際社会において情報収集もできないければ

ば、多様化した国際社会にも対応できない、こういうように心配されるわけでございます。

外務省は、昭和六十年度までに定員を五千名にしたいということを希望しておられますけれども、

も、これが達成される予算上あるいは人材確保上のものである。この点については、先般の答へに、外務省は予算、定員とも先進諸国に比べまして随分おくれておりまして、人員につきましては

ようやく五十九年度にお願いをして、その結果三千七百九十五人ということになるわけで、これは先ほどお話のようなインドの五千人に比べましてはるかに落ちるわけですし、それからイギリス

でもずっと少ない人員でやっておるわけで、これだけの外交業務、外交の仕事が多くなった状況の中、中ではほとんど限界を超えていると言ってもいいわけでありまして、今の財政の状況からいいますと、

まして少しでもふやしてはもらってありますけれども、今のままでいきますと十年たつても五千人には到底なりにくい、こういう状況でございますが、しかし外交の実施体制についての重要性というものについては、国会におきましても与野党通じて大變な御理解をいただいておりますので、我々はそうしたお力もかりましてできるだけ早く最低五千人体制にもつていきたいと思いますし、あるいはまた予算の点につきましても、この財政再建の中ではございますが、特に重要な海外経路協力であるとか、その他情報の収集活動であるとか、そういうための予算措置等はこれはやっていますからやっています。時代からおくれてしまうわけですから、時代からおくれまいと思ふわけでございまして。

はいきませんでしたけれども、しかしある程度のはいきませんで思いますが、これからもひとつ全力を傾ける決意でございます。

なお、今御指摘のいろいろな兼轄等の問題については官房長から説明をさせます。

○政府委員(枝村純郎君) 確かに御指摘のとおり
に、十分な外交を果たすためには兼轄という形は
全く望ましくないわけですが、他方、先
生も御指摘になりましたように、小規模公館が余
りに多いというのも実態でございます。私どもと

して今考えておりますのは、どちらかといいますと実館のひ弱いのをこれ以上やすよりも、少なくとも小規模公館というもので、特に大使館につきましては四人とか五人とかというもので大使館の看板を掲げておる、こういったものは充実にい

く、そっちの方を先にいたしましたして、兼轄公館を
実館化していくという方はもうちょっと先にしよ
うじゃないか、そのかわりには親公館を強める、
そこに優秀な館員を配置する、さらには旅費など、
も潤沢に配賦いたしましたして兼轄の地域をしばしば

訪問できるようにする、そういったふうな体制でいきたいということです。

○抜山映子君 在外公館に勤務する人の一國当たりの駐在期間なんですが、日本の場合は平均二年数カ月というありさまなんですね。外国の例を見ますと、長い人は十年以上にも及んで、その国についてはプロだというようなことがあるわけでございます。このように二年数カ月の滞在期間でござ

脈ができ、語学も上達したころにその任地を去つてしまふということになって大變効率が悪いように思うのでございます。もちろん、開發途上國には医療の問題、氣候風土の問題、物資調達の問

題、治安、子女の教育、情報欠如、もろもろの問題があることはよく熟知しておりますけれども、特にマラリアにかかるとか高山病にかかるといふ国はさておきまして、もうちよつと在任期間を一年当て長くすべきではないか。もちろん、現在外

不健康地として指定して、不健康地については一年半ごとに故国に休暇をとって帰れる、その他の国については三年ごとに帰れる、こういう制度があることは存じておりますけれども、さらにこの

問題を拡充して、一年ぐらいで大幅に二ヵ月ぐらい休暇を与えて日本でリフレッシュすることができるといふことにして、在任期間をもう少し長期にして本腰を入れて外交に取り組むべきだと思ふのでございます。この点について御意見をお伺い

○政府委員(枝村純郎君) まさに御指摘のとおりでございます。現在の各在勤地における外務省員の在勤期間は二年数カ月ということでございます。数年前からこれを三年間に平均して延ばすよ

他方、これも御指摘のとおり、そのためには特に社会的、文化的あるいは気候の条件の悪い地に在勤する人たちが十分安心して在勤できる体制を整える、いわゆる私ども不健康地対策とか瘴癘地

で、特にただいま御指摘のございました休暇帰国
対策とかと申しておりますが、そういったものの

制度の中で不健康地指定のある在外公館、この敷をふやすというところを一つの大きな目標といたしまして、三年ぐらいい前からこれは査定当局の理解も得て、今の在勤期間延長計画の一環として、先ほど御指摘の九十二公館までふやしてまいったわけでございます。そのほか不健康地対策を、宿舎の面あるいは電気、ガス、その他物資の面について講じております一つの目標といたしますか目的も、ただいま御指摘の在勤期間の延長にあるわけでございます。

○抜山映子君 ところで、その帰国休暇の制度でございすが、完全に消化されておりますか。
○政府委員(枝村純郎君) 消化と申しますのがその希望者といひますか、有資格者がそのとおり帰れていくかという御指摘であれば、確かに若干おくれおくれにはなっておりますわけでございすが、けれども、数字で申し上げますと、五十六年度に実施いたしましたのが三百三十三件、五十七年度に実施いたしましたのが三百九十件でございます。五十八年度、今終わろうとしておりますが、四百十五件を実施できる見込みでございまして、先ほど申し上げましたような予算上の手当てもございまして、ここ三年ほどでかなり改善を見ておるということでございます。

○抜山映子君 相当積み残しがあると聞いておりますので、そういう面からもひとつ充実していただきたいと思うのでございます。

現在在外公務員の国家試験は、上級職員が二十歳から二十八歳未満、専門職員が十九歳から二十七歳未満という年齢制限があるわけでございすが、これは日本の大学を卒業いたしましたし海外留学した、あるいは海外駐在した、語学においても非常に豊富な人材が締め出されておる懸念があるように思ふのでございます。もちろん外交官は、十年ぐらいキャリアを積みまさんと本物になりませんので、若くなくちゃいけないという要請はわかりますけれども、もう数年この上限の枠を上げてはいかがかと思ひますが、この点の御意見をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(枝村純郎君) 御指摘のところでございますが、私もいたしましては、そういう上級職なり専門職なりの職員を採用いたしました後、本省における研修あるいは見習的な意味での実務経験というものを積みませました後、在外に勤務に出しまして語学の研修を中心とした研修をさせるわけでございまして、そのためにはやはりなるべく若い方が言葉の勉強にはいいわけでございます。したがって、現任のような年齢制限というものを設けておるわけでございまして、他方、先生御指摘のとおり、せっかくそういう外国の大学を出たりあるいは外国でいろんな分野で活躍した人、これも外務省は採るべきじゃないかという御指摘は、まさに私もそのとおりだと思ふわけでございまして。

ただ、この人たちに試験を受けて入つていいますと、いわば今までの三十五歳なら三十五歳まで積まれたキャリアがまたゼロになつて二等兵から始めるわけでございまして、それよりもむしろそういったものを尊重して、中途採用という形でしかるべき格付をして活躍していただく、この方が適當であらうと思ひます。現に私、よくこういつたときに例に引くんでございまして、よく、前の人事課長をしておりました人はそういう形で、ハーバード大学の講師をしていたのを途中で採用したわけでございまして、そういうのをちゃんと官房の人事を扱う人事課長にもしていただくわけでございます。そういう面では、私も大いにその中途採用という人を活用いたしております。特に今度定年制の実施がございまして大分退職者がふえると思ひますので、ここ一、二年の間優秀な人を中途採用したいと、こういうふうにしておりま

思ふのでございます。

語学の問題でございますが、出発前、大使につきましたは、赴任の発令から実際の赴任までの間に長い人では約二カ月、短い人で二週間ないし四週間の語学研修があると聞いております。しかし、大使以外のスタッフにつきまして本人の専門の研修がなければいい方で、ほとんど研修が行われていないと聞いております。これでは現地の情報収集は非常に難しくなる。せめて二カ月なり三カ月なりの研修を設けるべきと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(枝村純郎君) ただいま特殊語学の赴任前の研修のことについてお尋ねでございますが、これは必ずしも大使に限つておるわけではございません。一般の職員につきましても、スペイン語でありますとかアラビア語でありますとか、中国語、ベトナム語、さらにはフランス語なども赴任前の研修の機会を与えておるわけでございまして、それから若い五等級以下の職員でございまして、赴任した後も特殊語学研修と申しまして、能力に応じて初級、中級、高級に格付をして格別の手当も出しまして現地で勉強させる。あるいは最近や実験的に進めておることでございますけれども、できますれば赴任地に赴任しました後、館務を離れて数カ月の現地の研修をさせる、そういうこともいたしております。

しかし、いずれにせよそういう研修をするためには人を割かないといけないわけでございまして。先ほど大臣も申し上げましたように、また先生からも御指摘がございましたように、定員が少ないうえに、そういう研修をさせる余裕がないわけでございまして。これが私どもの最大の悩みでございまして。何といつても人が欲しいというのが実情でござい

○抜山映子君 確かに研修が行われているような御説明でございましたが、私の聞いておる範囲では、若い方は非常に忙しかつたために研修はなくて、いきなり現地に行つて家庭教師を雇つて非常に苦

勞をしておると、こういうことでございまして、もう少し実情を御調査の上、出発前の研修にお力を入れていただきたいと思ひます。さて、現在新聞紙上で農産物あるいはV.A.N等、それに限りませんが、外務省と他省庁間、特に大蔵、通産省との間において非常にセクショナリズムが強く、対外的な対応が統一されてないケースがあるように見受けられるわけでございまして。これは対外的な信用を落とすことにもなりますので、何とか外交チャンネルを一本にまとめるように前向きな対策を講じていただきたいんですけれども、これについて有効な対策がないものか、お考えをお聞かせいただきたいと思ひ

○國務大臣(安倍晋太郎君) 確かに日本の役所の権限争いというものは相當激しいものがありまして、私も実感しております。最近ではV.A.Nの問題をめぐつての郵政省と通産省、それからソフトプログラムをめぐつての文部省と通産省、それから外交、通商の分野で外務省と通産省、いろいろと問題がありまして、これはもう日本だけじゃないやうです。アメリカでもU.S.T.Rと商務省なんか随分張り合つておるやうですから、あるいは国務省といふいろいろな問題を起しておるやうですから日本だけではない。私は役人をやつたことがないですからよくわかりませんが、役所の世界といふのはそういうあれがあるのかもしれないが、権限争いは相當激しいわけですね。しかし、これはやはり統制といひますか、調整をしていかなきゃならぬ。そのために総理大臣あるいは総理官邸といふものがあるわけですし、官房長官がそういうところで調整役をやつておるわけでございまして、曲がりなりにもそれはやってきておると思ひますが、事、外交に關しましては、やっぱりこれは外交の一元化でして、どうしても対外的に貫いていかなければ日本の威信に關するわけでござい

すし、外交が効果的に行われぬ、相手の国に日本が信用されない、こういうことになるわけでございまして、我々は、外交については外交一元

第四部 外務委員会會議録第三号 昭和五十九年三月三十一日【参議院】

九

化ということでこれを進めておりますし、この原則だけではどんなことがあっても崩してはならない、こういう信念で取り組んでおるわけでありま

す。
○坂山映子君 海外から帰国した子女の受け入れの問題でございまして、一つの例で受け入れて、現在、国立大学で特殊に書類選考で受け入れて、という大学、しかもこのうちの特定の学部だそうでございますけれども、わずか十二校でござい

ます。このようなことでは、安んじて外交官も子女を同行して任地に赴くことができませんので、何とかもつと枠を広げていただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

○説明員(坂元弘直君) 帰国子女の我が国の学校への受け入れの問題でございまして、今先生から御指摘のありました入り口の問題だけではなく、私どもとしましては、従来から大学の入学資格についても、最近では我が国と外国の教育制度がかなり違うということもございまして弾力化をいたしておりますし、それから学期の受け入れも、原則的には四月一日から三月三十一日というふう

に我が国の学校制度ではなっておりますが、これも二年ばかり前に制度を改めまして、必要ならば九月入学も可能のようにいたして、帰国子女の受け入れ、あるいは外国からの留学生の受け入れなどに支障のないような対策を講じておるところでございまして。

それから、今御質問のございました帰国子女の入学の入り口での受け入れの問題ですが、確かに本年度国立大学で、先生が御指摘したような学部の大学の数しか帰国子女のための特別の入学受け入れ枠と申しますか、入学試験を別個に行うという大学の数はまだ少ないわけですが、これは昨年度と比較いたしますと、昨年度は四大学しかござい

ませんが、それが本年度はそれだけの大学にふえたと。あるいは公立大学につきましても昨年度までは二大学でございましたが、五十九年度、本年度はその大学が五大学にふえた、私立大学につきましても年々受け入れ枠を別に設ける大

学がふえてきております。そういう関係で、私どもとしましては、入学試験そのものは各国立大学、各私立大学等が自主的に行うわけではござい

ますけれども、帰国子女が安心して外国に行き、そして我が国に戻ってこれられるというために、大学の入学試験においても特別の枠を設けるということ

を今後進めていきたいと思っております。単に帰国子女の受け入れだけの問題ではなくて、大学の入学試験全体の改革の問題として、私ども、もつと窓口を多様化したらどうかという指導を国公私立に行

行っておりますが、そういう窓口を多様化するということの一環としても、ぜひ今後とも帰国子女の特別入試を行う大学をふやすという方向で

鋭意指導を続けてまいりたいというふうに考えております。

○坂山映子君 我が国の在外公館が、日本に留学した留学生を全くアフターケアしておられないようなんですね。やっぱり日本に留学してよかった、日本が懐かしいというように留学生に思っていた

だいて、今後の日本とその国との友好を進める上に力になつてもうらうために、もつと在外公館が留学生に――帰国した留学生にですね、これのアフターケアをしていただくわけにいかないものでし

ようか。
○政府委員(柳健一君) 国際協力事業団が受け入れました外国からの研修生がそれぞれ途上国に帰

りまして、そのアフターケアとしての大きなことを申し上げますと、三つぐらいのことをいたしております。

一つは、日本で学びました技術、それをさらにブラッシュアップするために巡回指導チームを派遣したり、あるいは関係の文献を送ったり、それからもう少し親睦の意味を含めまして、帰国研修員の同窓会をつくりましてそしてときどき集まるようにする、こういうようなことをいたしておりますが、そういう今申し上げました三つの活動におきまして、在外公館はいわば中心的な役割を果たしておるわけでございます。特に事業団の場合、必ずしも在外事務所はたくさんございませ

から大使館の果たす役割は非常に大きくなっておるわけでございます。また例えば、在外公館長が、帰りました研修員を集めて時には一席設けてゆつくり懇談するということもいたしまして、そのアフターケアについては従来とも一層努めておりますが、今後ともさらに努力をしたいと考えております。

○坂山映子君 時間もございせんので希望だけ申し上げておきますが、海外青年協力隊の隊員が国内に帰国いたしました折に、派遣時間が就職とかあるいはキャリアの上でマイナスになるとい

うことで、若い人が海外青年協力隊に行きたいと思

いながら、日本でのデメリットを考えてやめるとい

うケースも多いようでございまして、ひとつ、海外派遣期間についてマイナスにならないよ

うな身分措置をお考えいただけたらうれしいと思

います。
○立木洋君 ジュネーブの代表部が軍縮会議日本

政府代表部と名称を変えるわけですが、このこと

に関連して、私は再々軍縮の問題について要望し

てきたわけで、その点できょう若干の質問をした

いわけですが。
先日、イラン・イラク戦争の中の化学兵器の

使用の問題に関して外務大臣が談話を発表されて

いますですね。これは、化学兵器の使用というの

は極めて遺憾なことだ、だから、今後そういうこ

とがされることのないように強く訴えていきたい

というふうに談話で出されておりますけれども、

その遺憾だと言われる点の内容、さらに、今後どういうふうに政府としてこの化学兵器の禁止の問

題に対応されていかれるのか、そこをところを若干お尋ねしておきたいのです。
○国務大臣(安倍晋太郎君) 化学兵器につきま

しては、これは何としても世界から抹殺をしなければならぬ兵器であると思っております。そう

いう中で、今度のイラン・イラク戦争で化学兵器

が使われた。イランの申し入れによつて国連が調

査したところそれは間違いないと、こういうこと

で確認されたわけでございます。それが使用した

かということについては言及されておられません

けれども、しかし使用されたことは事実であると

確認されたわけですから、我々としては大変残念

なことでありまして、先般外務大臣談話を発表し

たようなことで、我々としては内外に對しまして

日本の化学兵器に対する立場を鮮明にして、そし

て同時にまたイラン・イラク戦争についても早期

終結を強く要望したところであります。
○立木洋君 化学兵器の新たな開発の問題や、そ

れから現実にはそういう形で使用ということが問

が三本ほど出されていますよ。けれども、化学兵器の禁止三八の一八七A、これについては日本政府は棄権していますね。化学兵器、細菌兵器の禁止に関する決議、これはどういう理由で棄権されたのでしょうか。どこかところがまずいのだらうか、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○政府委員(山田中正君) 今、先生御指摘になりました決議案、東独を初め東側が提案いたしましたものでございますが、実はその化学兵器、先ほど申しましたように軍縮会議の場でのようなものを禁止するの、それから化学剤は平和目的にも使われますので、その辺の非常に技術的な検討が必要なのでございますが、この御指摘のございました提案につきましては、例えばバイナリー兵器、新型化学兵器の生産配備の抑制のみを特記したような、これから交渉いたします内容につきまして前もって一定の方向を与える点があるわけでございます。こういうことを国連の場で前もって決めるのは適当ではないと、そういう趣旨から我が国が棄権したものでございます。

ただこの棄権が、この問題についての我が国の立場の消極的なことをあらわしておるのではもちろんございませんで、すべての問題を含めてジュネーブの軍縮委員会条件を付すことなく検討したいということでございます。

○立木洋君 大臣ね、今述べたようなことなんでしょう、どうも納得できないんです。バイナリー化学兵器というのは御承知の、それ自体二つ組み合わせた猛毒になるということでしょう。そういうのが開発されてきて、それ自体単独で生産されている分には大した毒ではないと、そういう新しい化学兵器というのが開発されてきているわけですね。だけれど、これは人類の生存という見地から、いわゆる化学兵器が禁止されなければならぬという観点から見ても、こういう新しい化学兵器の開発というものが望ましくないということとはこれは明白なわけですから、そういうことを、先行きを問題にしておるという形でこの決議

に棄権をしたというのはどうも納得しかねるんですけれども、大臣どうなんですかね、今の局長の答弁で。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 今の局長の言い分はそれなりに妥当性があるんじゃないかと思えます。基本的に日本は絶対的に化学兵器の禁止を主張しておりますわけですし、あるいはジュネーブ議定書を守るべきだということも内外にわたって声明しておるし、そういう方向に向かっている、軍縮会議等でもこれからは積極的に取り組んでいくということは基本的な路線としては貫いておるわけですが、検証その他技術的な問題でどうしても現実性がないという点については、やはり多少の留保をつけることも、前向きにこれは実現されていかなければ意味がないわけですから、そういう点は多少あるんじゃないかと思えます。

○立木洋君 大臣ね、この化学兵器の禁止の問題に関しては、三八の一八七のABCと三つ国連に出ているのですよ、これね。ところがBとCは日本政府として賛成しているのですよ。Aだけなんですよ、棄権しているのは。そして、例えばCなんかの場合だったら、アフガンとか何かあいつらとこの問題も想定して述べられている。内容的に若干違う面があるけれども、いずれにしろ化学兵器を禁止しよう、そういう方向で努力しようじゃないかという内容ですよ。ところが、B Cには賛成しているのにAだけはどうも棄権だと。見てみると、このAの条約というのはアメリカだけが反対しているのですよ。アメリカがただ一か国反対しているのですよ。だから、アメリカだけが反対しているのに日本政府が棄権している。というのは、アメリカで今開発しているバイナリー化学兵器の問題、これがレーガンのもとでやられているわけですから、そういうことに差しさわりのあるということにもしかねるとするならば、これはやはり、日本政府が化学兵器の禁止ということとを最優先課題として掲げている見地からするならば、適切ではないのではないか。日本政府として化学兵器を禁止するという立場を最優先課題の

一つとするならば、軍縮の問題で、そういう点にも明確な筋の通った態度をやはりとるべきだというふうに考えるのですが、いかがですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 化学兵器の禁止については、日本はそれは絶対的にこれを主張しているわけですし絶対的な要件だと、世界の平和のためには必要だと考えておりますし、これは基本であることは事実です。内外にこれを声明しておるわけです。その今の条約については日本が留保しておるという点につきましては、これは局長から技術的な問題も含んでおるでしょうから明快に答弁させていただきます。

○立木洋君 短くていいですよ。あと時間が余りありませんから。

○政府委員(山田中正君) 化学兵器の問題につきまして、先生御指摘のように国連総会で三つの決議がございまして、今御指摘のございましたB、これは日本政府のむしろ共同提案したものでございます。そのことから、化学兵器についての日本政府の積極的な態度は国連の場でも十分理解していただけたらと思っております。

先生御指摘のように、Aについてはアメリカが反対しているということでございますが、それに追隨して我が国が賛成しなかったということではございません。理由は先ほど申し述べたとおりでございます。

○立木洋君 局長、その追隨したわけじゃないと強弁されることは、決して追隨してそうしたことうふうには私も考えたくはないけれども、しかしアメリカが現実的に開発しようとしている化学兵器、開発を進めている化学兵器、これが、問題が明記されているから先ほど棄権されたのだということとを述べられたわけですから、だから、このバイナリーの化学兵器というのはアメリカが開発を進めているわけですからね。それが問題にされているので棄権されたということになれば、アメリカ自身も、その開発を進めておる当の本人が反対しているわけですから、結局はそういうことにならざるを得ない。ですから、先ほど局長が言われた

二月の二十一日のジュネーブの軍縮会議で、ソ連の場合ももちろん、これは化学兵器の廃棄という過程だけはあるけれども、現地の常駐監視体制という問題に同意する、そういう方向で態度が表明されているわけですから、こうした問題についてもやっぱりどんだん詰めて、事実に現実にこういう化学兵器が禁止できるように今後とも努力をするようにしてほしいというふうなこの点を要望しておきます。

もう一つ、先ほど来同僚議員が何点か出されている点ですけれども、日米農産物交渉の問題で三點だけちょっと大臣にお尋ねしておきたいのですが、一つはアメリカの対応ですね。これは非常に厳しい。しかしシェルトツ・メッセーにすれば、あるいは若干弾力的に対応するのではないかとこの感触もあるというふうな述べられたわけですが、そういうふうな判断で甘くはないだろうかという感じが若干あるもので、アメリカの対応についてどういうふうに考えるか、これをもう一点確認しておきたいのです。

それからもう一つは方針ですが、これは日本政府が今後農産物交渉で対応していく方針について言いますと、これは我々最低ぎりぎりの線まで努力してきたんだから、アメリカがもう少し何とか考えるべきではないかということでも今後とも努力をされるのか、やはりその場合、多少なりとも日本がもう少し考えないと、向こうにばかり突っぱねておるとまずいんじゃないかというふうな、こちら側としてももう一遍よく考えてみたいという、そういうことを方針の内容としては含んでいるのかどうなのか。

それから三點目、今後の見通しですが、私もこれは、何も決裂した方がいいんだとか何とかという問題ではなくて正しく解決されること、日本の農民なんかの対応も含めて正常な形で解決されるということが望ましいわけですが、今後の見通しです。この見通しの問題で言いますと、例えば日米航空協定の問題がありますね、あれは平等の内容が大変あるんで相当日本側としても頑

張っている、だけどこの問題についてもまだ合意ができていないですよ。だから、不平等な問題を解決する、筋の通らない問題については、いわゆる拙速でまずいのに何か妥結をしようというのとは外交上適切ではないだろうと思うんです。やっぱり述べるべき点はきちっと述べます。そして、何でも譲歩するという形が本当の意味での解決にはならないわけですし、日米航空協定の不平等な内容に対する日本政府の態度ということも先例がないわけではないわけですから、そういう見通しの問題について、この三点を大臣に述べて、私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 農産物交渉についてアメリカの対応は非常に厳しいと思います。

これはシュルツ長官のメッセージ、あるいはブロック大使のメッセージ等では、政治家として最後はやりましょうというほのかな弾力性というものは見えておりますけれども、政治家としてやるんだということはこれはそれなりの、私なんかの感じから見ればほのかなあれはあると思いますけれども、いろいろと情報を集めてみますと大変厳しいと、アメリカがオフアールしたこの線から後退はほとんど考えていないというふうな感じが率直に言っています。それに対して日本もぎりぎりのところを出しておるわけでございまして、これはなかなかそう簡単に譲れるものじゃありません。そうした日本の出した案とアメリカの出した案とは開きが相当あるわけですね。しかし、これは事務当局の両方が出した案ですから、政治家同士で、ここで責任者同士で会って話をするというところになればそれはそれなりに——外交交渉ですから手のうちまで全部見せるわけにはいきませんけれども、それなりのやはり弾力性というものはお互いになきやならぬ。ですから、アメリカにこれでもってだめだということじゃこれはもう交渉にならないわけですから、アメリカにもその辺は弾力性を求めているかと思えますし、日本も大臣が行けばそれなりの日本の農村という立場、農業という立場を踏まえて農林大臣が交渉するわけですから、その限界ぎりぎり、限界というところで弾力性を持った対応というものは——交渉は妥結したいということでも努力はされると思いますが、しかしそれも限界があるわけですね。現在の状況ではやはり大変厳しいということでははっきり言えるわけです。

しかし、それだからといって事務当局で対立したままでほっておいたら、三十一日に切れちゃって、そして新しい事態も起こってくるわけでありまして、これは何とかやはり継続をして、そして最終的には大臣同士でけりをつけるというところが、これは何の交渉でもそうですが、必要なことであろう。それはいつの時点でどういうふうにするかというところは、それは農林水産大臣を中心にして考え、政府全体として決断をすべきことであらうと、こういうふうな思っているわけでございます。

全体的に見まして今は本場に胸突き八丁といえますが、両方ともそう簡単に譲れるような問題ではありませんから頑張りとおるということでも、それでは見通しが明るいとかいふようななかさういふことも言えない、それでは決裂間違いなくいふことになるとそうとも限らぬと。もう少しお互いに頑張ってみて、何とかこまできた以上は妥結をしたいものだと私は考えておりますが、しかし全体としてこれは考えなかならぬ問題です。○農林大臣(安倍晋太郎君) これは政府全体として、外務大臣ね、さつきから伺っていたんだけれども、四月第一週カットアウトと、一件落着とはまだいりませんね、牛肉、オレンジは。やっぱり担当だから山村さん、わかるけれども、最後は外交全体のすり合わせですから、延びて、そして向こうも議会対策、四月第一週が一つの山ですから対応するのはいいでしょうが、最後、選挙期間のいろいろなタイミングを見てアメリカも圧力を強める、弱める——弱まることにはないにしても、間合いをはかっていると思うんですよ。だからある段階で、農水大臣は中間的な措置、やはり安倍外務大臣とシュルツ氏という局面が私予測されてなら

ないんですがね。そういう対応を余儀なくされるんじゃないやしませんか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 今のところは事務当局間の話は決裂しておりますから、これはアメリカに弾力性を求めて、そして農林水産大臣に行ってもらって何とか決着という路線を進める以外にはないんじゃないかと。三十一日で切れるわけですから継続ということにして、そしてごく最近のうちに大臣に行ってもらおう。ただ、今それに対しては相当我が党内におきましても政府の中におきましても、農林水産大臣の訪米ということに對していろいろと問題もあるわけで、ただ、今この段階においてどういうふうになるかというところはまだ聞いておらないわけでございますが、いずれにしてもこれは日米関係の将来、それから、日米関係の懸案全体を考えると非常に重要な問題ですから、政府全体としてこの問題については責任を持って対処していかなきゃならぬ課題だと、そういうふうな思っているわけですね。

○農林大臣(安倍晋太郎君) 申し上げる意味はね、中曽根総理自体に山村さんで決着という断然さがないんですよ。だから、やっぱり安倍さんのところへまた回ってくるというのが私の見解——一種の偏見でしょうかね。いかがですか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) これは政府全体として取り組んでいかなきゃならぬ、大変難しい、日米両方にとつて非常に象徴的な問題になりましたから、私はもつと冷静にこの問題は話ができる問題だと思ふんですけれども、非常に象徴的になったものから、この波及効果が大変大きいというところを考えると、やはり政府全体として早急に結論を出すということが、そして今の私が申し上げましたようなパターンでこれは何とか決着をすべきじゃないかと、こういうふうな思っています。

○農林大臣(安倍晋太郎君) この問題では最後には外務大臣御自身も、農水大臣の訪米で決着とはお考えじゃないんでしょう。

○國務大臣(安倍晋太郎君) いや、これは日本がこれだけ譲っているわけですから、アメリカがこれ

で決着をしないということとはアメリカ自身にとつても決してプラスじゃない。ただ、何かアメリカは非常にきつい状況ですけど、これは最終的にはやはり大きな政治判断であらうと思ひますからそう悲観したこともでもないと思ひますが、しかし必ずうまくいくとも言えないわけですね。悲観する状況では私は決してない、まだ道は残っております、こういうふうな思っています。

○農林大臣(安倍晋太郎君) テーマは一転しますけれども、この間の北京の日中会談をずっと見てみると、中越——中国・ベトナムの感触はこぼれてないんですよ。それについては何か感触をおつかみになりましたか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) これは確かに会談ではこの問題は出ておりませんが、しかしこの問題については、中越関係についてはこれまでいろいろと我々も情報を持っておりますし、中国の考え方はわかっておりますし、あえて議題にはならなかった。雑誌の間では私も呉学謙さんとの間で、中国とベトナムの状況はどうですか、カンボジアにおける三派が、ボル・ポト勢力が相当巻き返しをしているようじゃありませんかと、こういうふうなことも質問してみました、これに對して中国側は、我々はカンボジアからベトナムがとにかく撤兵をすればベトナムとの間には何もありません、これだけが我々の要求だということを言っておりました。同時にまた、確かに今の三派勢力がだんだんと力を強めておる、こういうことは非常に自分たちは力強く思っておるし、そういう中で日本がシアヌークさんを招待するということは高く評価する、こういうふうなことを言っております。

○農林大臣(安倍晋太郎君) これは確認ですけれども、今ハノイに對する援助は凍結されていますね。これを解除する条件は、もちろんカンボジア絡みですが、変わっておりませんか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) これは変わっておりません。カンボジアからベトナム軍が撤退しなければ援助をしないという方針です。

○農林大臣(安倍晋太郎君) これは変わっておりません。カンボジアからベトナム軍が撤退しなければ援助をしないという方針です。

○農林省 それから、フィリピンへの援助問題を私これからも取り上げますけれども、緊急援助の中の商品借款です。これはいつ実行されますか。

○政府委員(柳健一君) 商品借款は先生御案内のとおり、五十八年度の第十二回借款の中身として出すわけでございますから、十二回借款全体が決まった段階で一緒に出ていくと、こういうことになると思います。

○農林省 いろいろ交渉をまとめるんですか。

○政府委員(柳健一君) 五十八年度の第十二回借款の内容はまだ確定しておりません。

○農林省 ビラタ担当大臣から、大川マニラ駐在大使経由でフィリピン政府から公文書が参つていると思ひますけれども、十二回借款に絡んで、その中には十五のプロジェクトが含まれていのか。それから、サンロケ・プロジェクトはそのトップにランキンゲされているのか、この点はいかがですか。

○政府委員(橋本忍君) 今の先生と経協局長との間で御議論になっております当面の円借款の交渉につきましても、サンロケは排除されております。つまり入っておりません。

○農林省 それから、これは外務大臣にちよとお聞き取りいただきたいんですが、フィリピン政界の最長老、八十五歳になられたタニヤダ氏がきのう来日されて、与党からは赤城宗徳先生初め、岡田兵輔先生、石原慎太郎さんなど、野党の社会党その他合せて十名の国会議員が対応しました。

タニヤダさんが再三口をきわめて述べられたことは、今度の商品借款を含め、これまでの円借款も含め、もつと円借款の使われ方に日本の政界人は関心をお持ちいただきたい、お調べをいただきたいということが一つ。それから、今度の援助のうちの特に緊急性の高い商品借款のごときは、しよせんマルコス政権と、それと親しい実業家を潤すだけにすぎない、この実態をもつと把握していただきたいて、これを再三述べられたわけでは

す。外務大臣としてはこの対比援助は大変問題があり過ぎる。今交渉中でもありますしね、円借款第十二回は、慎重の上にも慎重というふうな基本的なお心構えで取り組んでいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 円借全体について見まして、これはその国に対して非常に効果的に使われておるんじゃないか。かつていろいろなことを言われた時代もあったわけですが、プロジェクトごとと両国政府で十分精査をして、そして日本政府としても最終的に見届けという形で援助しておりますから、これは相当生きて、その国の経済、民生の安定に使われております。ですから、最近ではASEAN等へ行きまして、この点は政府だけじゃなくて、国民全般の日本に対する評価が円借を通じて非常に高まっております。ということとを私は強く感ずるわけであります。

フィリピンについてこれまでも同様であったと思うのですが、今回いろいろと御意見もありまして、これに対しては慎重に我々としても取り扱つてきておるわけですが、基本的にはフィリピンの経済は、もちろんよつて来たるゆえんは政治不安、アキノ暗殺というところから来ていると言えないことはないわけですが、経済が非常に悪くなつておりまして外貨もほとんどなくなつておる。こういう状況でこのまま放置すれば大変な事態になり得るということもあって、日本としては隣国ASEANの一国ということと、マルコス政権を助けるということとを兼ねて、やはりフィリピン経済の安定が非常に重要だということ意味で、フィリピンの国民にとりまして非常に重要だということとで取り組んでおるわけですが、しかし慎重に考えながらこれは取り組んでおるというところであります。

○農林省 安倍外務大臣の第二期目の外交の中で、ぜひ具体化していただきたいことがあるんです。それは、国会論議のパターンとしてはやや恒久的な、古典的な命題になっている対外援助のあり

方論ですね。特にその効果、円借款の使われ方を、年に一度は特定地域を対象とした調査を丹念に行つたものを納税者に報告するというシステムを、形式ではなくても具体的な生き生きとしたものにつくり上げておき、それを実行する必要がありますか。

○政府委員(柳健一君) 援助の評価と申しますか、効果測定が重要であるという先生の御意見は全くごもっともだと私も存じております。実は、昭和五十六年度から私どもがいたしました援助の実績の効果を評価いたしました。その結果を、一昨年の秋でございましたが、まず五十六年度分からは、昭和五十六年度分と五十七年度分と二年度にわたりましたが、もちろん全部ということとは不可能でございますが、できる限り私どもあるいは一部民間に委託したり評価いたしました結果を公表いたしております。今後ともさらにこれを推進いたしたいと思ひます。

○農林省 特に、フィリピンを特定して一度調べていただきたいと思ひます。いかがですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) それはよく局長にも申し渡しまして十分調査します。

○農林省 最後にブルネイですけれども、今度国王がいられしやう、大変結構だと思ひます。たしか橋本さんのお話にもさつきちよとありましたが、七三年から操業開始されたはずの日本向けのLNGの輸出ですね。たしか契約が二十年単位じゃないかと思ひます。そうしますと七三年だから九三年。時間があつたに思ひますが、ほかの国々もそう次の交渉の準備を始めているようですが、そろそろ準備をされてはいいかという点が一

つ。それから、ブルネイ問題の一つとしては、韓国が我が国より先に今年一月一日に大使館を開設してあります。調べてみると、LNGの関連工事の受注を初め物づくアクティブであるというふうなことを含めて、ラングーン事件がなければ大統領がブルネイを訪問する予定さえあつたら

ですから、そういうことは動向もよく注意をする必要があるのではないかと。ところが、逆に親善関係は表面的で、日本・ブルネイという場合にビザの取得が大変に難しく、現実にはエンジニアなどの入国に大変支障を来しておるんです。せつかく国費として見ると、そういう事務的なものも含めてもつとスムーズに両国関係が進むように取り計らいを願ひたいという要望を申し上げて、答弁を求めて終わりたいと思ひます。

○政府委員(橋本忍君) 一番最後の御指摘のビザから申しますと、これはずっと昨年来交渉しておりますが、まさに先生おっしゃいますとおり、ビザを取得するのに非常に時間がかかるという問題がございます。そこで、実は今度御指摘のとおり国王が来日されますので、それを機に一挙に解決したいと思ひたのでございまして、なんぼなんでもビザの問題で国王と総理との会談という大げさ過ぎますので、これは早期に解決するように努力いたします。

それから、前段につきまして先生御指摘のような心配も確かにございまして、この点は十分心してまいりたいと、こういうふうに思ひます。

○委員(後藤正夫君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(後藤正夫君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

する。締結国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「中華人民共和国」とは、地理的意味で用いる場合には、中国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する水域で中華人民共和国が国際法に基づき管轄権を有し中国の租税に関する法令が施行されているすべての水域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての水域（海底及びその下を含む。）をいう。

(c) 「一方の締結国」及び「他方の締結国」とは、文脈により、日本国又は中華人民共和国をいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又は中国の租税をいう。

(e) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の締結国の企業」及び「他方の締結国の企業」とは、それぞれ一方の締結国の居住者が営む企業及び他方の締結国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国民」とは、いずれか一方の締結国の国籍を有するすべての個人並びに当該一方の締結国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが当該一

方の締結国の租税に關し当該一方の締結国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(i) 「国際運輸」とは、一方の締結国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締結国内の地点の間にのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(j) 「権限のある当局」とは、日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、中華人民共和国については、財政部又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 一方の締結国によるこの協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に關する当該一方の締結国の法令における当該用語の意義を有するものと

第四条

1 この協定の適用上、「一方の締結国の居住者」とは、当該一方の締結国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締結国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

2 1の規定により双方の締結国の居住者に該当する個人については、両締結国の権限のある当局は、合意により、この協定の適用上その個人が居住者であるとみなされる締結国を決定する。

第五条

1 この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐる場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 支店

(b) 事務所

(c) 工場

(d) 作業場

(e) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

(f) 建築工事現場又は建設、組立工事若しくは据付工事若しくはこれらに關連する監督活動は、六箇月を超える期間継続する場合に限り、「恒久的施設」とする。

3 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために、物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のために、その他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

5 一方の締結国の企業が他方の締結国内において使用人その他の職員（7の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）を通じてコンサルタントの役務を提供する場合には、このような活動が単一の工事又は複数の関連工事にわたって十二箇月の間に合計六箇月を超える期間行われるときに限り、当該企業は、当該他方の締結国内に「恒久的施設」を有するものとされる。

6 1及び2の規定にかかわらず、一方の締結国内において他方の締結国の企業に代わつて行動する者（7の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が次のいずれかの活動を行う場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の

締結国内に「恒久的施設」を有するものとされる。

(a) 当該一方の締結国内において、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。ただし、その活動が4に掲げる活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動）のみである場合は、この限りでない。

(b) 当該一方の締結国内において、専ら又は主として当該企業のため又は当該企業及び当該企業を支配し若しくは当該企業に支配されている他の企業のため、反復して注文を取得すること。

7 一方の締結国の企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて他方の締結国内で事業活動を行つてゐるといふ理由のみでは、当該他方の締結国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

8 一方の締結国の居住者である法人が、他方の締結国の居住者である法人若しくは他方の締結国内において事業（「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

1 一方の締結国の居住者が他方の締結国内に存在する不動産から取得する所得に対しては、当該他方の締結国において租税を課することができ

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締結国の法令における不動産の意義を有するものと

する。不動産には、いかなる場合にも、これに附屬する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に關する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対

価として料金（金額が確定しているかないかを問わない）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分

への配分によつて決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他方の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他方の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、中華人民共和国の企業である場合には日本国における事業税、日本国の企業である場合には日本国における事業税に類似する租税で中華人民共和国において課されるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若

しくは間接に参加している場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この2の規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

4 1及び2の規定は、「配当」とは、株式その他の利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

5 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七條又は第十四條の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当又は配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設若しくは恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

6 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

7 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関による間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

8 この条において、「利子」とは、すべての種

第十一条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関による間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 この条において、「利子」とは、すべての種

類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）をいう。

5 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

6 利子は、その支払者が一方の締約国の政府、当該一方の締約国の地方公共団体又は当該一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

7 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、利子の額が、その關係がないと見たならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に對し、この協定の他の規定に妥當な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができ

きる。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の使用料に對しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは學術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは學術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは學術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料を生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国の政府、当該一方の締約国の地方公共団体又は当該一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（締約国の居住者である

かないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

6 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、使用料の額が、その關係がないと見たならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に對し、この協定の他の規定に妥當な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内において使用することのできる恒久的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 一方の締約国の居住者が國際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該一方の締約国

においてのみ租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益であつて他方の締約国において生ずるものに對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に對しては、その者が自己の活動を行うため通常使用することのできる恒久的施設を他方の締約国内に有せず、かつ、その者が当該年を通じて合計百八十三日を超える期間当該他方の締約国内に滞在しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような恒久的施設を有する場合又は前記の期間当該他方の締約国内に滞在する場合には、当該所得に對しては、当該恒久的施設に帰せられる部分又は前記の期間を通じて当該他方の締約国内において取得した部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」とは、特に、學術上、文學上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、齒科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、勤務が他方の締約国内において行われな限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができ

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に對しては、次の(a)から(c)までに

掲げることと条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七條、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該一方の締約国において租税を課すること

ず、当該一方の締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づいて行われる場合には、当該所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

第十八条

次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

1(a) 政府の職務の遂行として一方の締約国の政府又は当該一方の締約国の地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国の政府又は当該一方の締約国の地方公共団体によつて支払われる報酬（退職年金を除く）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2(a) 一方の締約国の政府又は当該一方の締約国の地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国の政府若しくは当該一方の締約国の地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国の政府若しくは当該一方の締約国の地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、(a)の個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課すること

3 一方の締約国の政府又は当該一方の締約国の地方公共団体が行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

一方の締約国内にある大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うことを主たる目的として当該一方の締約国内に一時的に滞在する個人であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又は当該一方の締約国を訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものは、当該一方の締約国に最初に到着した日から三年を超えない期間、その教育又は研究に係る報酬につき当該一方の締約国において租税を免除される。

第二十一条

専ら教育若しくは訓練を受けるため又は特別の技術的経験を習得するため一方の締約国内に滞在する学生、事業修習者又は研修員であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付又は所得については、当該一方の締約国の租税を免除する。

第二十二条

1 一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定がないものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1に規定する所得を除き、一方の締約国の居住者の所得で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者で

ある所得（第六條2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七條又は第十四條の規定を適用する。

第二十三条

1 中華人民共和国においては、二重課税は、次のとおり除去される。

(a) 中華人民共和国の居住者が日本国において所得を取得する場合には、この協定の規定に従つて当該所得について納付される日本国の租税の額は、当該居住者に対して課される中国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、中国の租税の額のうち中華人民共和国の租税に関する法令に従つて当該所得に対応するものとして算定される額を超えないものとする。

(b) 日本国において取得される所得が、日本国の居住者である法人によりその株式の少なくとも十パーセントを所有する中華人民共和国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、中国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付される日本国の租税を考慮に入れるものとする。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの協定の規定に従つて中華人民共和国において租税を課される所得を中華人民共和国において取得する場合に、当該所得について納付される中国の租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の

の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を越えないものとする。

(b) 中華人民共和国において取得される所得が、中華人民共和国の居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付される中国の租税を考慮に入れるものとする。

2 (a)に規定する控除の適用上、中国の租税は、次の率で支払われたものとみなす。

(a) 第十条2の規定が適用される配当については、中華人民共和国の合併企業が支払う配当である場合には十パーセント、その他の配当である場合には二十パーセント

(b) 第十一条2の規定が適用される利子については十パーセント

(c) 第十二条2の規定が適用される使用料については二十パーセント

4 2に規定する控除の適用上、「納付される中国の租税」には、次のいずれかのものに從つて免除、軽減又は還付が行われなければならない。納付されたとみられる中国の租税の額を含むものとみなす。

(a) 中華人民共和国合併企業所得税法第五条及び第六条の規定並びに中華人民共和国合併企業所得税法施行細則第三条の規定

(b) 中華人民共和国外国企業所得税法第四条及び第五条の規定

(c) この協定の署名の日の後に中華人民共和国の法令に導入される中華人民共和国の経済開発を促進するための他の同様な特別の奨励措置で両締約国の政府が合意するもの

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民

に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課することはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

3 第九条、第十一条7又は第十二条6の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されてお

り若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

5 この条のいかなる規定も、一方の締約国が、他方の締約国の居住者に対し、法令により当該一方の締約国の居住者にのみ適用される租税上の人的控除、救済及び軽減を認めることを義務付けるものと解してはならない。

1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになることを認める者は、当該事案について、当該締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限の

ある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることが出来る。当該申立ては、この協定の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければなら

ない。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつて当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することが出来る。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することが出来る。両締約国の権限のある当局は、合意に達するために適当と認める場合には、口頭による意見の交換を行うため会合することが出来る。

1 両締約国の権限のある当局は、この協定若しくはこの協定が適用される租税に關する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限る。）を実施するため、又はこれらの租税に關する脱税を防止するために必要な情報を交換する。情報の交換は、第一条の規定による制限を受けない。交換された情報は、秘密として取り扱ふものとし、この協定が適用される租税の賦課若しくは徴収又はこれら

の租税に關する不服申立てについての決定に關与する者又は当局（裁判所を含む。）に対して

のみ開示することが出来る

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものとする。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること

27 此の協定のいかなる規定も、一方の締約国において当該一方の締約国の法令又は両締約国の政府間の他の協定により他方の締約国の国民又は居住者に対して現在又は将来認められる租税の免除、軽減その他の減免をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。

28 此の協定のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

29 此の協定は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続がそれぞれの国において完了したことを通知する外交上の公文が交換された日から三十日目の日に効力を生ずる。

30 この協定は、次のものについて適用する。

(a) 中華人民共和国においては、
(i) この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得
(ii) 第八条2に規定する日本国における事業税に類似する租税であつてこの協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始す

る各課税年度において課されるもの

(b) 日本国においては、

この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得

第三十条

この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。

この場合には、この協定は、次のものについて効力を失う。

- (a) 中華人民共和国においては、
- (i) 終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得
- (ii) 第八条2に規定する日本国における事業税に類似する租税であつて終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において課されるもの

(b) 日本国においては、

終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百八十三年九月六日に北京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

安倍晋太郎

中華人民共和国政府のために

吳学謙

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国

政府との間の協定（以下「協定」という。）の署名に当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 協定第五条5の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が他方の締約国内において使用人その他の職員を通じて機械及び設備の販売又は賃貸に関連するコンサルタントの役務を提供する場合に、当該企業は、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

2 協定第七条3に關し、企業の恒久的施設が当該企業の本店又は当該企業の他の事務所を支払った又は振り替えた支払金（実費弁償に係るものを除く。）で次に掲げるものについては、損金に算入することを認めない。

- (a) 特許権その他の権利の使用の対価として支払われる使用料、報酬その他これらに類する支払金
- (b) 特定の役務の提供又は事業の管理の対価として支払われる手数料
- (c) 当該恒久的施設に対する貸付けに係る利子（当該企業が銀行業を営む企業である場合を除く。）

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百八十三年九月六日に北京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

安倍晋太郎

中華人民共和国政府のために

吳学謙

航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主主義共和国政府との間の協定について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ

き、国会の承認を求める。

航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主主義共和国政府との間の協定
日本国政府及びスリ・ランカ民主主義共和国政府は、
両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望し、
両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、
次のとおり協定した。

第一条
1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、
(a) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、スリ・ランカ民主主義共和国にあつては国防大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(b) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(c) 「領域」とは、国に關連する場合に、その国の主権、宗主権、保護又は信託統治の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

(d) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機により行う定期航空業務をいう。

(e) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたつて行う航空業務をいう。

(f) 「航空企業」とは、国際航空業務を提供し又は

は運営する航空運送企業をいう。

(g) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。

(h) 「付表」とは、この協定の付表又は第十六条の規定による改正後の付表をいう。

(i) 「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。

(j) 「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

2 付表は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

第二条
各締約国は、特に、他方の締約国の一又は二以上の指定航空企業が協定業務を開設しかつ運営することができるようになるため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

第三条
1 いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができるとし、ただし、第十一条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならぬ。

(a) 権利を許与された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b) 権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与え、かつ、当該航空企業は、2及び第七条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければならない。

2 一方の締約国が指定する各航空企業は、その適用が通常かつ合理的であるとして他方の締約国の航空当局により適用される国際航空業務の運営に関する法令の定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

第四条

1 各締約国の航空企業は、その国際航空業務に
關して次の特権を享有する。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行す
る特権

(b) 他方の締約国の領域に運輸以外の目的での
着陸をする特権

2 各締約国の一又は二以上の指定航空企業は、
この協定の規定に従うことを条件として、特定
路線における協定業務を運営する間、國際運輸
の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又
は混載で積み卸し及び積み込むため、付表に定
める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の
地点に着陸する特権を享有する。

3 2の規定は、一方の締約国の一又は二以上の
航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約
国の領域内の別の地点に向けて運送される旅
客、貨物又は郵便物をその領域内において積み
込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他
の施設の使用につき他方の締約国の一又は二以上
の指定航空企業に対して課し又は課することを認
める料金は、公正かつ合理的なものでなければな
らず、また、最惠國待遇を与えられた国の航空企
業又は國際航空業務に従事する自国の航空企業
が当該空港その他の施設の使用について支払う料金
よりも高額のものであつてはならない。

第六条

1 一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業
が運営する協定業務に従事する航空機に積載さ
れている燃料、潤滑油、予備部品、正規の整備
品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の
上空の飛行中に消費され又は使用される場合を
含め、当該領域内において関税、消費税及び検
査手数料並びにこれらに類する租税その他の課
徴金を免除される。

2 一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業
の航空機に他方の締約国の領域内において積み
込まれ、かつ、協定業務において使用される燃

料、潤滑油、予備部品、正規の整備品及び航空
機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うこ
とを条件として、関税、消費税及び検査手数料
並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免
除される。

3 一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業
のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業
の航空機の使用に供するため他方の締約国の領域
内において税関当局の監視の下に保管される燃
料、潤滑油、予備部品、正規の整備品及び航空
機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うこ
とを条件として、関税、消費税及び検査手数料
並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免
除される。

第七条

1 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企
業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方
の締約国又は当該他方の締約国の国民に属して
いることが立証されない場合には、当該航空企
業につき第四条1及び2に定める特権を与えず
若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該
航空企業によるこれらの特権の行使につき必要
と認める条件を付する権利を留保する。

2 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が
1の特権を許与する締約国の法令を遵守しな
かつた場合又はこの協定に定める条件に従つた運
営をしなかつた場合には、当該航空企業による
これらの特権の行使を停止し又は当該航空企業
によるこれらの特権の行使につき必要と認める
条件を付する権利を留保する。ただし、この権
利は、直ちに特権の行使を停止し又は直ちにそ
の行使につき条件を付することが当該法令に重
ねて違反することを防止するため又は航行の安
全上の理由により必要である場合を除くほか、
当該他方の締約国と協議した後でなければ行使
することができない。

第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の
間の特定路線において協定業務を運営する公平か
つ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業に
よる協定業務の運営に当たっては、他方の締約国
の一又は二以上の指定航空企業が同一路線の全部
又は一部において提供する業務に不当な影響を及
ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企
業の利益が考慮されるものとする。

第十条

1 両締約国の指定航空企業が提供する協定業務
は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連
を有するものでなければならない。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航
空企業を指定した締約国の領域と運輸の最終目
的地である国との間の旅客、貨物及び郵便物の
運送に対するその時期の需要及び合理的に予測
されるその後の需要に適合する輸送力を合理的
な利用率で供給することを第一の目的とする。

当該航空企業を指定した締約国以外の国の領域
内の特定路線上の地点において積み込みかつ積
み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送について
は、輸送力が次の事項に関連を有するものでな
ければならないという一般原則に従つて行つた。
(a) 運輸の出発地である国と運輸の最終目的地
である国との間の運輸需要
(b) 直通航空路運営の要求
(c) 航空企業の路線が経由する地域の地方的及
び地域的業務を考慮した上でその当該地域の運
輸需要

3 両締約国の指定航空企業が提供する協定業務
に係る運航回数及び航空機の型式は、前二条並
びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両
締約国の航空当局の間の協議を通じて決定す
る。

第十一条

1 いずれの協定業務に対する運賃も、運賃の経
費、合理的な利潤、業務の特性(例えば、速力
及び設備の程度)、当該特定路線のいずれかの
区間について適用される他の航空企業の運賃そ

の他すべての関係要素を十分に考慮して、合理
的な水準に定める。

2 1の運賃は、次の規定に従つて決定する。

(a) 運賃に関する合意は、可能なときは、関係
指定航空企業が國際航空運送協会の運賃決定
機関を通じて行つた。それが不可能なときは、
各特定路線及びその各区間について適用され
る運賃は、関係指定航空企業の間で合意す
る。運賃については、いかなる場合にも、認
可を受けるため両締約国の航空当局に対し各
締約国の法令の定めるところにより提出され
るものとし、また、認可された運賃の遵守に
ついては、各締約国の法令の定めるところに
よる。

(b) 関係指定航空企業が運賃に関して(a)の合意
をすることができなかった場合又はいずれか
一方の締約国の航空当局が提出された運賃に
ついて(a)の認可をしなかつた場合には、両締
約国の航空当局は、適当な運賃について合意
するよう努める。

(c) (b)の合意をすることができなかった場合に
は、紛争は、第十五条の規定に従つて解決す
る。

(d) 新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航
空当局が当該運賃について満足しない場合に
は、第十五条3の規定が適用される場合を除
くほか、実施してはならない。この条の規定
に従い運賃が定められるまでの間は、既に実
施されている運賃が適用される。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航
空当局に対し、要請により、自国の一又は二以上
の指定航空企業が協定業務において供給する輸送
力について検討するために合理的に必要とされる
定期的な又はその他の統計表を提供する。統計表
には、自国の指定航空企業が協定業務において運
送する貨客の総計を把握するのに必要なすべての
情報を含める。

第十三条

面締約国は、民間航空の安全に対する不法な行為（飛行中の航空機の奪取又は管理の行為を含む。）が人及び財産の安全を害すること並びに航空業務の運営に深刻な影響を及ぼすことを考慮し、民間航空の安全に対する不法な行為又は不法な行為による脅迫を予防し及び防止するため緊密に協力する。

第十四条

面締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、面締約国の意図するところである。

第十五条

1 この協定の解釈又は適用に関して面締約国の間に紛争が生じた場合には、面締約国は、まず、面締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2 面締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の国民でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができ、各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日以内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかつた場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかつた場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができ、

3 面締約国は、2の規定に基づいて行われた決定に従うことを約束する。

第十六条

1 いずれの一方の締約国も、この協定を改正す

るため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができ、この協議は、要請の受領の日から六十日以内に開始する。

2 改正がこの協定（付表を除く。）の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、面締約国の航空当局の間で行う。面締約国の航空当局が新たな又は修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十七条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が面締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多数国間条約に適合するように改正する。

第十八条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができ、通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が面締約国の間の合意により当該一年の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかつた場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十九条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。
千九百八十四年二月二十二日にコロンボで、ひとしく正文である日本語、シンハラ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英文による。

日本国政府のために
大蔵 弘

スリ・ランカ民主主義共和国政府のために
D・S・アティガラ

付表
1 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
日本国内の地点一後に特定される中間の二地点（注1、注4）一コロンボ一後に特定される以遠の三地点（注2、注3、注4）

注1 日本国は、中間の二地点を自国の選択により特定することができる。
注2 日本国は、コロンボ以遠の三地点を自国の選択により特定すること
注3 日本国は、コロンボ以遠の三地点に加え、日本国の選択により後に特定されるコロンボ以遠の二地点にも運航することができ、ただし、コロンボとこれらの追加された二地点との間の区間については、運輸権を行使しない。

注4 一度特定された地点は、別段の合意がない限り変更しない。
2 スリ・ランカ民主主義共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

スリ・ランカ民主主義共和国内の地点一香港、シンガポール、マニラ（注）一東京
注 スリ・ランカ民主主義共和国の一又は二以上の指定航空企業は、一の運航期間につき、中間の三地点のうち二地点のみを使用することができる。
3 いずれの締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によつて省略することができる。

三月十六日日本委員会に左の案件が付託された。
一、日本国とマレイシアとの間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国とマレイシアとの間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件
日本国とマレイシアとの間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とマレイシアとの間の国際郵便為替の交換に関する協定
日本国政府及びマレイシア政府は、両国の間の国際郵便為替の交換に関する協定を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条
日本国とマレイシアとの間の郵便為替を常時交換する。

第二条
郵便為替の種類及び交換方式は、両郵政庁の間の合意により定める。

第三条

1 郵便為替の金額は、両郵政庁の間に特別の合意がない限り、払渡国の通貨をもって表示する。

2 郵便為替一口の金額の限度は、両郵政庁の間の合意により定める。

第四条

1 郵便為替の公衆による払込み又は公衆への払渡しは、それぞれの場合に応じ、振出国又は払渡国の法定通貨で行う。

2 各郵政庁は、払渡国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。

第五条

1 各郵政庁は、この約定に基づく業務に対して徴収する諸料金を定める権能を有する。

2 各郵政庁は、徴収した諸料金を取得する。もつとも、各郵政庁は、徴収した料金の一定の割合に相当する金額を他方の郵政庁に支払う。この割合は、両郵政庁の間の合意により定める。

第六条

郵便為替の振出し又は払渡しの方法及び条件は、振出しについては振出国の規則に、払渡しについては払渡国の規則に従う。

第七条

郵便為替証書の有効期間は、両郵政庁の間の合意により定める。この期間内に払い渡されなかった郵便為替は、振出国の規則に従って処理されるために振出国の規則に返送する。受取人不明その他の理由により払い渡すことができなかった郵便為替についても、同様とする。

第八条

1 郵便為替の差出人は、振出しの際に、郵便為替の払渡済通知を請求することができる。差出人は、払渡済通知書が通常の期間内に到着しなかった場合には、再び払渡済通知を請求することができる。

2 郵便為替の差出人は、受取人の氏名若しくは住所の訂正若しくは変更又は郵便為替の取戻しを請求することができる。

第九条

郵便為替は、払い渡されておらず、かつ、払い渡されることのないことが払渡郵政庁を通じて確認された後でなければ、差出人に払い戻されない。

第十条

いずれか一方の郵政庁は、郵便為替を直接に交換していない国又は地域がある場合において、他方の郵政庁がこれらの国又は地域との間に郵便為替を交換しているときは、当該他方の郵政庁の仲介により、かつ、両郵政庁の間の合意によつて定められる条件で、これらの国又は地域との間において郵便為替を交換することができる。

第十一条

1 郵便為替に関する計算書は、両郵政庁が合意する条件に従つて、作成され、かつ、決済される。

2 一方の郵政庁が他方の郵政庁に対し関係計算書の受領の日の後六箇月を経過する時までには弁済していない金額については、その時から年五パーセントの率で利子を付ける。

第十二条

いずれの郵政庁も、特別の事情により郵便為替業務の全部又は一部を一時的に停止しなければならない場合には、直ちに他方の郵政庁にその旨を通知する。

第十三条

この約定の実施を確保するために必要な事項は、両郵政庁の間の合意により定める。

第十四条

1 この約定は、各締約国により、その国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その後、交換される外交上の公文において締約国が合意する日に効力を生ずる。

2 この約定は、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対しこの約定を終了させる意思を通告した後十二箇月を経過する時まで、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正

当に委任を受けてこの約定に署名した。

千九百八十三年十一月十八日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

安倍晋太郎

松田徳太郎

マレーシア政府のために

ジャマルディン

三月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本国政府とペルー共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

一、国際電気通信条約及び紛争の義務的解決に関する国際電気通信条約（千九百八十二年ナイロビ）の選択追加議定書の締結について承認を求めるの件

日本国政府とペルー共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とペルー共和国政府との間の文化協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国政府とペルー共和国政府との間の文化協定の締結

日本国政府及びペルー共和国政府は、

二、両国の国民を結ぶ伝統的な友好のきずなを認識して、

文化的及び歴史的遺産を有する両国の間の文化及び教育の分野における協力を促進し、かつ、発展させることを希望して、

この協力が両国間に存在する相互理解及び友好関係の増進に寄与することを確信して、

文化協定を締結することに決定し、次のとおり協定した。

第一条

1 両国政府は、学者、教員、研究員、学生、芸術家その他文化活動又は教育研究活動に従事

する者の両国間における交換を奨励する。

2 両国政府は、両国の文化機関及び教育研究機関の間における密接な協力を奨励する。

第二条

各国政府は、自国において、他方の国の国民に対し、修学又は研究のための奨学金その他の便宜を与えるよう努力する。

第三条

各国政府は、自国において、大学その他の教育研究機関における他方の国の言語、文学、歴史、文化その他の側面についての教育及び研究を奨励する。

第四条

両国政府は、他方の国の大学その他の教育機関における修学中に又は修学終了の際に取得される学位、資格証書その他の証明書及び他方の国において取得されるその他の資格証書が、修学上の目的又は適当な場合には職業上の目的のために、それぞれの国においていかなる範囲内及びいかなる条件の下で同等の価値を認められるかについて研究する。

第五条

各国政府は、自国において、他方の国の国民に対し、美術館、博物館、図書館、公文書館、文獻センターその他文化的性質を有する施設の利用について便宜を与える。

第六条

各国政府は、特に次の手段により、他方の国の文化、歴史、諸制度及び一般的な生活様式を理解することを奨励し、及び容易にする。

(a) 書籍、定期刊行物その他の出版物

(b) ラジオ番組及びテレビジョン番組

(c) フィルム、テープ、レコードその他の視聴覚資料

(d) 美術展覧会、工芸品展覧会その他の文化的展示会

(e) 講演、セミナー及び会議

(f) 演奏会及び舞台芸術

(g) 文化的性質を有する祭典及び国際コンクール

ル

第七条

各国政府は、自国において、他方の国の国民又は団体により製作された文学的、芸術的又は學術的内容の著作物の翻訳、複製及び出版を奨励する。

第八条

両国政府は、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン及び映画の分野における交流を容易にする。

第九条

両国政府は、両国の青少年及び青少年団体の間並びにスポーツマン及びスポーツ団体の間の協力及び交流を奨励する。

第十条

両国政府は、両国の国民の間の相互理解を促進するため、両国間における観光旅行を奨励し、及び容易にする。

第十一条

両国政府は、この協定の実施を確保するため、必要に應じ又は一方の政府の要請に基づき、協議を行う。

第十二条

この協定は、批准されなければならない。この協定は、東京で行われる批准書の交換の日から三十日目の日に効力を生ずる。

第十三条

この協定は、五年間効力を有するものとし、その後においても、いずれか一方の政府がこの協定を終了させる意思を文書により通告した日から一年の期間が満了するまで引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百八十四年三月十五日にリマで、ひとしく正文である日本語及びスペイン語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

小杉照夫

ペルー共和国政府のために

F・シュワルプ

国際電気通信条約及び紛争の義務的解決に関する国際電気通信条約(千九百八十二年ナイロビ)の選択追加議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際電気通信条約及び紛争の義務的解決に関する国際電気通信条約(千九百八十二年ナイロビ)の選択追加議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際電気通信条約

第一部 基本規定

前文

一 締約政府の全権委員は、各国に対してその電気通信を規律する主権を十分に承認し、かつ、平和並びにすべての国の社会的及び経済的發展の維持のために電気通信の重要性が増大していることを考慮して、電気通信の良好な運用により諸国民の間の平和的な関係及び協力を円滑にする目的をもつて、国際電気通信連合の基本的文書であるこの条約を締結することを合意した。

第一章 連合の構成、目的及び組織

第一条 連合の構成

二 1 国際電気通信連合は、普遍性の原則を考慮し、かつ、連合への普遍的な参加が望ましいことを考慮して、次の国から成る連合員で構成する。

三

(a) 第一附属書に掲げる国で、この条約に署名しかつこれを批准したもの又はこれに加入したもの

四

(b) 第一附属書に掲げられていない国で、国際連合加盟国となり、かつ、第四十六条の規定に従つてこの条約に加入したもの

五

(c) 第一附属書に掲げられておらず、かつ、国際連合加盟国でもない主権国で、連合員としての加盟の申請が連合員の三分の二によつて承認された後、第四十六条の規定に従つてこの条約に加入したものである。

六

2 第五号の規定の適用上、連合員としての加盟の申請が、全権委員会から全権委員会までの間に、外交上の経路により、かつ、連合の所在地がある国の仲介によつて提出されたときは、事務総局長は、連合員と協議する。連合員は、協議を受けた日から起算して四箇月の期間内に回答しないときは、棄権したものとみなす。

第二条 連合員の権利及び義務

七 1 連合員は、この条約に定める権利を有し、義務を負う。

八

2 連合の会議、会合及び協議への参加に關し、

九

(a) 連合員は、連合の会議に参加する権利を有し、管理理事会に対する被選挙資格を有し、及び連合のすべての常設機関の役員の職に對する候補者を指名する権利を有する。

一〇

(b) 連合員は、第一一七号及び第一一九号の規定が適用される場合を除くほか、連合のすべての会議、国際諮問委員会その他の会合及び、当該連合員が管理理事会の構成員であるときは、管理理事会のすべての会期において、一の票を投ずる権利を有する。

一一

(c) 連合員は、また、第一一七号及び第一一九号の規定が適用される場合を除くほか、通信によつて行

五

う協議において、一の票を投ずる権利を有する。

第三条 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

二 連合の所在地は、ジュネーヴとする。

る電気通信設備及び電気通信網の創設、拡充及び整備を促進すること。

二一

(d) 電気通信手段、特に宇宙技術を使用する電気通信手段が有する可能性を十分に利用することができると、これらの手段の調和のとれた発達のための努力を調整すること。

二二

(e) 電気通信の良好な業務及び健全なかつ独立の経理と両立する範囲内で、できる限り低い基準の料金を設定するため、連合員の間の協力を促進すること。

二三

(f) 電気通信業務の協力によつて人命の安全を確保する措置の採用を促進すること。

二四

(g) 電気通信に関し、研究を行い、規則を定め、決議を採択し、勧告及び希望を作成し、並びに情報の収集及び発表を行うこと。

第五条 連合の組織

二五

連合は、次の機関から成る。

二六

1 全権委員会(連合の最高機関)

二七

2 主管庁会議

二八

3 管理理事会

二九

4 次に掲げる常設機関

三〇

(a) 事務総局

三一

(b) 国際周波数登録委員会(I F R B)

三二

(c) 国際無線通信諮問委員会(C C I R)

三三

(d) 国際電信電話諮問委員会(C C I T T)

三四

第六條 全権委員会
1 全権委員会議は、連合員を代表する代表団で構成する。全権委員会議は、通常五年ごとに招集し、全権委員会議から全権委員会議までの間隔

は、いかなる場合にも六年を超えないものとす。

三五

2 全権委員会議は、次のことを行う。

三六

(a) 第四條に定める連合の目的を達成するための一般方針を決定すること。

三七

(b) 前回の全権委員会議の後の連合のすべての機関の活動に関する管理理事会の報告を審査すること。

三八

(c) 次回の全権委員会議までの期間における連合の活動に関連するすべての事項(会議及び会合の計画その他管理理事会が提出する中期計画を含む)を検討の上、当該期間について連合の予算の基準及び経費の限度額を定めること。

三九

(d) 連合の職員編成に関するすべての一般的な指示を作成し、また、必要な場合には、連合のすべての職員の基準俸給、俸給表並びに手当及び年金の制度を定めること。

四〇

(e) 連合の会計計算書を審査し、必要な場合には、最終的に承認すること。

四一

(f) 管理理事会を構成する連合員を選出すること。

四二

(g) 事務総局長及び事務総局次長を選出し、並びにこれらの者が就任する日を定めること。

四三

(h) 国際周波数登録委員会の委員を選出し、及びこの委員が就任する日を定めること。

四四

(i) 国際諮問委員会の委員長を選出し、及びこれらの者が就任する日を定めること。

四五

(j) 必要と認めるときは、この条約を改正すること。

四六

(k) 連合と他の国際機関との間の協定を必要に応じて締結し又は改正し、並びに管理理事会が連合を代表してこれらの機関と締結した暫定的協定を審査し、及びこれに関連して適当と認める措置をとること。

四七

(l) その他必要と認めるすべての電気通信の問題を処理すること。

四八

第七條 主管庁会議
1 主管庁会議は、次のものから成る。

四九

(a) 世界主管庁会議

五〇

(b) 地域主管庁会議

五一

2 主管庁会議は、通常、特定の電気通信の問題を処理するために招集する。主管庁会議は、その議事日程に掲げる問題に限り、討議することができるとし、その決定は、いかなる場合にも、この条約の規定に適合するものでなければならない。主管庁会議は、決議及び決定を採択する場合に、予見可能な会計上の影響を考慮するものとし、全権委員会議の定めた最高限度額を超える支出をもたらすことがある決議及び決定の採択を避けるよう努める。

五二

3 (1) 世界主管庁会議の議事日程には、次のものを含めることができる。
(a) 第六四三号に掲げる業務規則の一部改正
(b) 例外として、一又は二以上の業務規則の全部改正
(c) その他世界的性質を有する問題で世界主管庁会議の権限内のもの

五三

(2) 地域主管庁会議の議事日程には、地域的性質を有する特定の電

五四

気通信の問題(関係地域に関する国際周波数登録委員会の活動について同委員会に与える指示を含む。ただし、この指示は、他の地域の利益に反するものであつてはならない)のみを掲げることが

五五

できる。地域主管庁会議の決定は、また、いかなる場合にも、業務規則の規定に適合するものでなければならない。

五六

第八條 管理理事会
1 (1) 管理理事会は、その議席が世界のすべての地域に衡平に配分されることの必要性を考慮して全権委員会議が選出した四十一の連合員で構成する。管理理事会の構成員として選出された連合員は、一般規則に定めるところにより欠員が生じたものとされる場合を除くほか、全権委員会議が新たな管理理事会の選挙を行う日までその任務を行う。これらの連合員は、再選されることができる。

五七

(2) 管理理事会の各構成員は、管理理事会に参加する一人の者を任命する。この者は、一人又は二人以上の者によつて補佐されることができる。

五八

2 管理理事会は、その内部規則を定める。

五九

3 全権委員会議から全権委員会議までの間においては、管理理事会は、全権委員会議が委任した権限の範囲内で、全権委員会議の代理者として行動する。

六〇

4 (1) 管理理事会は、連合員がこの条約、業務規則、全権委員会議の決定並びに必要な場合には連合の他の会議及び会合の決定を実施する

六一

ことを容易にするためのすべての措置をとるものとし、また、全権委員会が課するその他のすべての任務を行う。

六二 (2) 管理理事会は、毎年、連合の目的に従つて技術援助の政策を決定する。

六三 (3) 管理理事会は、連合の活動の効果的な調整を確保し、及び連合の常設機関に対する効果的な会計上の監督を行う。

六四 (4) 管理理事会は、すべての可能な手段によつて電気通信の発達を促進する連合の目的に従い、連合が有するすべての手段、特に国際連合の適当な計画への参加によつて、開発途上国に対する技術協力を確保するための国際協力を促進する。

第九条 事務総局

六五 1 (1) 事務総局は、事務総局長が統括する。事務総局長は、一人の事務総局次長によつて補佐される。

六六 (2) 事務総局長及び事務総局次長は、その選挙の際に定める日に就任する。事務総局長及び事務総局次長は、通常、次回の全権委員会が定める日までその職にとどまるものとし、一回に限り再選されることが出来る。

六七 (3) 事務総局長は、連合の資源の経済的な活用のために必要なすべての措置をとり、連合の活動の事務上及び会計上の事項の全体につき管理理事会に対して責任を負う。事務総局次長は、事務総局長に対して責任を負う。

六八 2 (1) 事務総局長の職が空席となつた場合には、事務総局次長がその後

任者となり、次回の全権委員会に定める日までその職にとどまる。当該後任者は、第六六号の規定に従うことを条件として、事務総局長の職に対する被選挙資格を有する。このようにして事務総局次長が事務総局長の後任者となる場合には、事務総局次長の職は、同時に空席となるものとし、第六九号の規定が適用される。

六九 (2) 事務総局次長の職が次回の全権委員会に開催予定日前百八十日を超えて空席となる場合には、管理理事会は、任期の残りの期間について、その後任者を任命する。

七〇 (3) 事務総局長及び事務総局次長の職が同時に空席となつた場合には、役員のうちその職にある期間の最も長い者が九十日を超えない期間事務総局長の職務を行う。管理理事会は、事務総局長を任命し、また、事務総局長及び事務総局次長の職が次回の全権委員会に開催予定日前百八十日を超えて空席となる場合には、事務総局次長をも任命する。このようにして任命された者は、前任者の任期の残りの期間その職にとどまり、次回の全権委員会に就いて事務総局長又は事務総局次長の職に対する被選挙資格を有する。

七一 3 事務総局長は、連合の法律上の代表者として行動する。

七二 4 事務総局次長は、事務総局長の職務の遂行を補佐し、事務総局長から委任される特定の任務を行う。事務総局長が不在のときは、事務総局次長が事務総局長の職務を行う。

第十条 国際周波数登録委員会

七三 1 国際周波数登録委員会（IFRB）は、全権委員会が選出した五人の独立の委員で構成する。これらの委員は、連合員が指名する候補者のうちから、世界の地域に公平に配分されることが確保されるように選出する。各連合員は、自国民である候補者を一人に限り指名することができる。

七四 2 国際周波数登録委員会の委員は、その選挙の際に定める日に就任し、次回の全権委員会に定める日までその職にとどまる。

七五 3 国際周波数登録委員会の委員は、その所属国又は一地域を代表するものとしてではなく、国際的委任を受けた公平な機関として、その任務を行う。

七六 4 国際周波数登録委員会の主たる任務は、次のとおりとする。

七七 (a) 各国が行う周波数割当ての正式の国際的承認を確保する目的をもつて、無線通信規則に規定する手続及び必要な場合には連合の権限のある会議の決定に従つて、これらの割当ての秩序ある記録及び登録を行うこと。

七八 (b) 同様の目的及び条件で、各国が対地静止衛星に割り当てた位置の秩序ある記録を行うこと。

七九 (c) 有害な混信を生ずるおそれがある周波数スペクトルの部分におけるできる限り多数の無線通信の運用及び対地静止衛星軌道の公平、効果的かつ経済的な利用のため、援助を要請する連合員の必要性、開発途上国の特別な必要性及び特定の国の特殊な地理的事情を

考慮して、連合員に対して意見を提出すること。

八〇 (d) 周波数の割当て及び利用並びに対地静止衛星軌道の公平な利用に關して、無線通信規則に規定する手続に従い、連合の権限のある会議が定め、又はこの会議の準備若しくはその決定の実施のため連合員の過半数の同意を得て管理理事会が定めるすべての追加の任務を行うこと。

八一 (e) 無線通信に關する会議を準備し及び組織するに当たり、必要な場合には連合の他の常設機関と協議の上、その準備に關して管理理事会が与えた指示を考慮して技術的な援助を与え、また、この会議の準備に關して開発途上国に対して援助を与えること。

八二 (f) 国際周波数登録委員会の任務の遂行に關係がある不可欠な記録を常時整備しておくこと。

第十一条 国際諮問委員会

八三 1 (1) 国際無線通信諮問委員会（CICIR）は、特に無線通信（周波数の範囲は問わない。）に關する技術及び運用の問題についての研究を行い及び意見を表明することを任務とする。これらの研究は、原則として経済的な問題を扱わないものとするが、技術的な解決方法の比較を前提とする場合には、経済的な要素も考慮することが出来る。

八四 (2) 国際電信電話諮問委員会（CCTT）は、電気通信業務に關する技術、運用及び料金の問題（第八三号の規定により、国際無線通信諮問委員会の扱う特に無線通信

- 八五 (3) 国際諮問委員会は、その任務の遂行に当たり、開発途上国における地域的及び国際的分野にわたる電気通信の創設、拡充及び整備に直接関連する問題についての研究及び意見の作成に妥当な注意を払う。
- 八六 2 国際諮問委員会は、次のものを構成員とする。
- 八七 (a) すべての連合員の主管庁（権利として構成員となるもの）
- 八八 (b) 認められた私企業で、これを認めた連合員の承認を得て国際諮問委員会の業務への参加を請求するもの
- 八九 3 各国諮問委員会の運営は、次のものによつて行う。
- 九〇 (a) 総会
- 九一 (b) 総会が設置する研究委員会
- 九二 (c) 全権委員会により選出され、又は第三二三号の規定により任命される委員長
- 九三 4 両国際諮問委員会の総会の合同の決定により、世界プラン委員会及び地域プラン委員会を設置する。これらのプラン委員会は、電気通信の国際業務の秩序ある発展を容易にするため、国際電気通信網のための一般計画を作成する。これらのプラン委員会は、国際諮問委員会の権限内の問題で、その研究が開発途上国にとつて特に役立つものを国際諮問委員会に付託する。
- 九四 5 地域プラン委員会は、その業務について、協力を希望する地域的機関と密接に協力することができる。

- 九五 6 国際諮問委員会の運営方法は、一般規則に定めるところによる。
- 九六 第十二条 調整委員会
1 調整委員会は、事務総局長、事務総局次長、国際諮問委員会の委員長並びに国際周波数登録委員会の議長及び副議長で構成する。調整委員会は、事務総局長が議長となり、事務総局長が不在のときは、事務総局次長が議長となる。
- 九七 2 調整委員会は、事務総局長に助言を与えるものとし、二以上の常設機関に關係がある事務、会計及び技術協力に關するすべての事項並びに對外關係及び広報の分野のすべての事項について事務総局長に業務上の援助を与える。調整委員会がこれらの事項を検討する場合には、この条約の規定、管理理事会の決定及び連合全体の利益を十分に考慮する。
- 九八 3 調整委員会は、また、この条約により委任されたその他の事項及び管理理事会によつて付託されたすべての事項を検討する。調整委員会は、これらの事項を検討した後、事務総局長を通じて管理理事会に報告を提出する。
- 九九 第十三条 連合の役員及び職員
1 (1) 連合の役員及び職員は、その職務の遂行に当たり、いかなる政府又は連合外のいかなる当局からもその指示を求めてはならず又は受けてはならない。連合の役員及び職員は、国際公務員としての地位と両立しないいかなる行動も差し控える。
- 一〇〇 (2) 連合員は、連合の役員及び職員の職務の専ら国際的な性格を尊重するものとし、これらの者に対する、その職務の遂行について影響を及ぼそうとはしてはならない。

- 一〇一 (3) 連合の役員及び職員は、その職務外において、方法のいかんを問わず、電気通信に關係があるいかなる企業にも参加してはならず、また、これと金銭的關係を有してはならない。もつとも、「金銭的關係」という語は、従前の雇用又は勤務に基づく退職年金の支払の継続を妨げるものと解してはならない。
- 一〇二 (4) 連合員は、連合の能率的な運営を確保するため、自国民が事務総局長、事務総局次長、国際周波数登録委員会の委員長又は国際諮問委員会の委員長に選出された場合には、全権委員会から全権委員会議までの間にその者を召還することのできる限り差し控える。
- 一〇三 2 事務総局長、事務総局次長、国際諮問委員会の委員長及び国際周波数登録委員会の委員長は、それぞれ、連合員である異なった国の国民でなければならぬ。これらの役員は選挙に当たつては、第一〇四号に定める原則及び世界の諸地域の間における衡平な地理的配分について妥当な考慮を払うものとする。
- 一〇四 3 職員の採用及び勤務条件の決定に当たつては、最高水準の能率、能力及び誠実性を有する職員の勤務を連合のために確保することの必要性に最大の考慮を払うものとし、また、できる限り広範な地理的基礎に基づいて職員を採用することの重要性について妥当な考慮を払う。
- 第十四条 會議及び他の会合における業務の組織及び討論の方法

- 一〇五 1 會議並びに国際諮問委員会の總會及び会合は、その業務の組織及び討論の方法について、一般規則中の内部規則を適用する。
- 一〇六 2 會議、管理理事会並びに国際諮問委員会の總會及び会合は、内部規則を補足するために不可欠と認める規則を採択することができる。もつとも、このような補足的規則は、この条約の規定に抵触するものであつてはならない。總會及び研究委員会が採択した補足的規則は、總會の文書中に決議の形式で發表する。
- 第十五条 連合の會計
一〇七 1 連合の経費は、次のものに関する費用から成る。
- 一〇八 (a) 管理理事会及び連合の常設機關
- 一〇九 (b) 全権委員会及び世界主管庁會議
- 一一〇 (c) 開発途上国のための技術協力及び技術援助
- 一一一 2 連合の経費は、連合員の分担金によつて賄う。各連合員の分担金額は、次の表から選定した分担等級の單位数に応じて決定される。
- | |
|---------|
| 三十五單位等級 |
| 三十單位等級 |
| 二十五單位等級 |
| 二十單位等級 |
| 十五單位等級 |
| 十單位等級 |
| 八單位等級 |
| 五單位等級 |
| 四單位等級 |
| 三單位等級 |
| 二單位等級 |

二分の三単位等級 一単位等級 二分の一単位等級 四分の一単位等級 八分の一単位等級（国際連合が定める後発開発途上国その他管理理事會が決定する国のためのもの）	は、第一〇号及び第一一号に定める投票の権利を失う。 一八 認められた私企業、學術団体又は工業団体及び國際機關の分担金に關する規定は、一般規則で定め	公用語を相互に通知する有効な方式を使用する。 二八 (2) 國際諮問委員會の他の會合においては、討論は、特定の一の業務用語による通知を希望する連合員がこの會合に参加する意圖を少なくとも九十日前に通知する場合に限り、業務用語により行う。	序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを切斷する權利を留保する。 二九 業務の停止 連合員は、期間を定めることなく、國際電気通信業務を、全般的に、又は一定の關係若しくは通信の一定の種類（発信、着信又は中継）に限って、停止する權利を留保する。この場合には、停止する旨を事務總局長を経由して直ちに他の連合員に通知する。
一三 連合員は、連合の經費を負担するための分担等級を任意に選定する。	一九 連合の公用語は、英語、アラビア語、中國語、スペイン語、フランス語及びロシア語とする。 二〇 連合の業務用語は、英語、スペイン語及びフランス語とする。 二二 紛議がある場合には、フランス文による。	二九 (3) 會議又は會合のすべての参加者が同意するときは、討論は、公用語又は業務用語よりも少ない数の用語により行うことができる。 三〇 連合は、その任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を各連合員の領域において享有する。	三三 連合員は、電気通信の國際業務の利用者に対し、特に損害賠償の請求に關しては、いかなる責任も負わない。 三六 連合員は、國際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信の方式に適合するすべての可能な措置をとることを約束する。
一四 この條約に従つて選定した分担單位数は、この條約の有効期間中においては、減少させることができない。ただし、國際的な救援計画の発動を必要とする自然災害のような例外的状況の下において、連合員がその分担單位数を減少させることを要求し、かつ、当初に選定した分担等級における分担金を維持することができなくなつたことを立証した場合に、管理理事會は、これを承認することができる。	二三 會議の他のすべての文書は、連合の業務用語により作成する。 二四 (1) 業務規則に規定する連合の正式の業務書類は、六の公用語により刊行する。 二五 (2) 會議及び國際諮問委員會の會合に検討のため提出された提案及び寄与文書であつて、いずれかの公用語で作成したものは、連合の業務用語により連合員に通報される。	三二 連合員は、公衆に對し、公衆通信の國際業務によつて通信する權利を承認する。業務、料金及び保障は、いかなる優先權又は特恵も与へることなく、各種類の通信において、すべての利用者に對して同一とする。 三三 第十九條 電気通信の停止 一 連合員は、國の安全を害すると認められる私報又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する權利を留保する。この場合には、私報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が國の安全を害すると認められる場合は、この限りでない。	三七 二 かつとも、連合員は、國內法令の適用又は自國が締結國である國際條約の実施を確保するため、國際通信に關し、權限のある當局に通報する權利を留保する。 三九 第二十三條 電気通信路及び電気通信設備の設置、運用及び保護 一 連合員は、國際電気通信の迅速なかつ不斷の交換を確保するために必要な通信路及び設備を最良の技術的条件で設置するため、有用な措置をとる。
一五 第五〇号に掲げる地域主管庁會議の經費は、關係地域のすべての連合員及び當該會議に参加したその他の地域の連合員がその分担等級に従つて負担する。	二六 (3) 事務總局長がその任務に従つて一般に配布すべき他のすべての文書は、三の業務用語により作成する。 二七 4 (1) 連合の會議、國際諮問委員會の總會、總會が承認した作業計画に含まれる研究委員會の會合及び管理理事會の會合においては、六の	三二 2 連合員は、また、他の私用の電気通信であつて國の安全を害すると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを切斷する權利を留保する。	三九 2 第一三八号の通信路及び設備は、できる限り、實際の運用上の經驗から最良と認められた方法及び手続によつて運用し、良好に使用することができ状態に維持し、並びに科学及び技術の進歩に伴うようにしなければならない。
一六 連合員は、管理理事會が決定した予算に基づいて計算した毎年の分担金額を前払する。	二八 認められた私企業、學術団体又は工業団体及び國際機關の分担金に關する規定は、一般規則で定め	三二 2 連合員は、また、他の私用の電気通信であつて國の安全を害すると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを切斷する權利を留保する。	三九 2 第一三八号の通信路及び設備は、できる限り、實際の運用上の經驗から最良と認められた方法及び手続によつて運用し、良好に使用することができ状態に維持し、並びに科学及び技術の進歩に伴うようにしなければならない。
一七 8 連合に對する支払が延滞している連合員は、その延滞している額が直前の二年度について當該連合員の支払うべき分担金の額以上である間	二八 認められた私企業、學術団体又は工業団体及び國際機關の分担金に關する規定は、一般規則で定め	三二 2 連合員は、また、他の私用の電気通信であつて國の安全を害すると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを切斷する權利を留保する。	三九 2 第一三八号の通信路及び設備は、できる限り、實際の運用上の經驗から最良と認められた方法及び手続によつて運用し、良好に使用することができ状態に維持し、並びに科学及び技術の進歩に伴うようにしなければならない。

一四〇 3 連合員は、その管轄の範囲内において、第一三八号の通信路及び設備の保護を確保する。

一四一 4 すべての連合員は、特別の取極による別段の定めがある場合を除くほか、その管理の範囲内にある国際電気通信回線の部分の維持を確保するために有用な措置をとる。

第二十四条 違反の通告

一四二 連合員は、第四十四条の規定の適用を容易にするため、この条約及びこれに附属する業務規則に対する違反に關し、相互に通報することを約束する。

第二十五条 人命の安全に関する電気通信の優先順位

一四三 電気通信の国際業務は、海上、陸上、空中及び宇宙空間における人命の安全に關するすべての電気通信並びに世界保健機関の伝染病に關する特別に緊急な電気通信に對し、絶對的優先順位を与えなければならない。

第二十六条 官報及び公用通話の優先順位

一四四 前条及び第三十六条の規定に従うことを条件として、官報は、発信人が請求したときは、他の電報に對して優先順位を有する。同様に、公用通話は、明示の請求があつたときは、可能な範囲で、他の通話に對して優先順位を与えられる。

第二十七条 暗語

一四五 1 官報及び局報は、すべての關係において暗語により記載することができ。

一四六 2 暗語による私報は、すべての國の間に對して認められる。ただし、私報に對して暗語を認めないことを事務局長を経由してあらかじめ通告

した國については、この限りでない。

一四七 3 連合員は、暗語による私報の自國の領域における差着を認めない場合においても、第二十條に規定する業務の停止のときを除くほか、暗語による私報の中継を認めなければならぬ。

第二十八条 料金及び料金の免除

一四八 電気通信の料金に關する規定について及び料金の免除を行う諸種の場合については、この条約に附属する業務規則で定める。

第二十九条 計算書の作成及び決済

一四九 國際計算の決済は、經常取引とみなし、これに關して關係國政府が取極を締結した場合には、關係國の通常の國際的義務に従つて行ふ。このような取極がないときは又は第三十一條に定める條件に従つて締結した特別取極がないときは、この計算の決済は、業務規則に従つて行ふ。

第三十條 貨幣單位

一五〇 連合員の間に締結した特別取極がない場合には、電気通信の國際業務に關する計算料金の構成及び國際計算書の作成に用いる貨幣單位は、業務規則に定める國際通貨基金の貨幣單位又は金フランとする。その適用のための規定は、電信規則の附録第一及び電話規則の附録第一に定める。

第三十一條 特別取極

一五一 連合員は、連合員全般には關係しない電気通信の問題について特別取極を締結する権能を、自己のため並びに認められた私企業及び正当に許可されたその他の企業のために留保する。ただし、特別取極は、その実施によつて他國の無線通信業務に生じさせるおそれ

がある有害な混信に關しては、この条約又はこれに附属する業務規則に抵触してはならない。

第三十二條 地域的會議、地域的取極及び地域的機關

一五二 連合員は、地域的に取極を行うことができる電気通信の問題を解決するため、地域的會議を開催し、地域的取極を締結し、及び地域的機關を設置する權利を留保する。地域的取極は、この条約に抵触してはならない。

第三章 無線通信に關する特別規定

第三十三條 無線周波數スペクトル及び對地静止衛星軌道の合理的

使用

一五三 1 連合員は、使用する周波數の數及びスペクトル幅を、必要な業務の運用を十分に確保するために欠くことができない最小限度にとどめるよう努める。このため、連合員は、改良された最新の技術をできる限り速やかに適用するよう努める。

一五四

2 連合員は、宇宙無線通信のための周波數帯の使用に當たつては、周波數及び對地静止衛星軌道が有限な天然資源であり、これらを國又は國の集合が公平に使用することができるよう、開發途上國の特別な必要性及び特定の國の地理的事情を考慮して、無線通信規則に従つて効果的かつ經濟的に使用しなければならぬことに留意する。

第三十四條 相互通信

一五五 1 移動業務の無線通信を行う局は、その通常の取扱範圍においては、採用する無線方式のいかんを問わず、相互に無線通信を交換しなければならぬ。

一五六 2 もつとも、第一五五號の規定は、

科學の進歩を妨げないため、他の方式と通信することができない無線方式を使用することを妨げるものではない。ただし、他の方式と通信することができないことは、當該無線方式の特質によるものでなければならず、専ら相互通信を妨げるために採用する裝置の結果であつてはならぬ。

一五七 3 第一五五號の規定にかかわらず、局は、業務の目的によつて又は使用する方式に關係がない他の事情によつて決定される電気通信の制限國際業務に充てることができ。

第三十五條 有害な混信

一五八 1 すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の連合員、認められた私企業及び無線通信業務を行うことを正当に許可され、かつ、無線通信規則に従つて運用されるその他の企業との無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないように設置し、及び運用しなければならぬ。

一五九 2 連合員は、認められた私企業及び無線通信業務を行うことを正当に許可されたその他の企業に第一五八號の規定を遵守させることを約束する。

一六〇 3 連合員は、また、すべての種類の電気機器及び電気設備の運用が第一五八號の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせることを防ぐため、実行可能な措置をとることが望ましいことを認める。

第三十六條 遭難の呼出し及び通報

一六一 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、いづれから發せられたかを問はず、絶對的優先順位において受信し、同様にこの通報に應答し、及び直ちに

必要な措置をとる義務を負う。

第三十七條 虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号

一六二 連合員は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置をとることに並びにこれらの信号を発射する自国の局を探知し及び識別するために協力することを約束する。

第三十八條 国防機關の設備

一六三 1 連合員は、その陸軍、海軍及び空軍の軍用無線設備について、完全な自由を保有する。

一六四 2 もつとも、第一六三号の設備は、遭難の場合において行方救助に関する規定、有害な混信を防ぐためにとる措置に関する規定並びに使用する発射の型式及び周波数に関する業務規則の規定を、当該設備が行う業務の性質に従つて、できる限り遵守しなければならない。

一六五 3 第一六三号の設備は、また、公衆通信業務その他業務規則によつて規律される業務に参加するときは、原則として、これらの業務に適用される規定に従わなければならない。

第四章 國際連合及び國際機關との關係

第三十九條 國際連合との關係

一六六 1 國際連合と國際電気通信連合との關係は、第三附屬書に掲げるこれらの機關の間で締結された協定で定め

一六七 2 國際連合の電気通信運用部門は、第一六六号の協定第十六条の規定に従い、この条約及び業務規則に定める権利を有し、義務を負う。したがつて、この部門は、連合のすべての會議及び國際諮問委員會の會合に顧問の資格で出席する権利を有する。

第四十條 國際機關との關係

一六八 連合は、電気通信の分野における完全な國際的調整の実現に資するため、利害關係を有し又は關連する活動を行う國際機關と協力する。

第五章 条約及び規則の適用

第四十一條 基本規定及び一般規則

一六九 第一部（基本規定、すなわち、第一号から第一九四号まで）の規定と第二部（一般規則、すなわち、第二〇一号から第六四三号まで）の規定との間に矛盾がある場合には、第一部の規定が優先する。

第四十二條 業務規則

一七〇 1 この条約は、電気通信の利用を規律し及びすべての連合員を拘束する業務規則によつて補充する。

一七一 2 第四十五條の規定に従つて行ふこの条約の批准又は第四十六條の規定に従つて行ふこの条約への加入は、その批准又は加入の時に効力を有する業務規則の受諾を含む。

一七二 3 連合員は、極限のある主管庁會議が行つた業務規則の改正についての承認を事務總局長に通知する。事務總局長は、この承認の通知を受領することにより、これを連合員に通告する。

一七三 4 この条約の規定と業務規則の規定との間に矛盾がある場合には、この条約の規定が優先する。

第四十三條 現行の業務規則の効力

一七四 第一七〇号の業務規則は、この条約の署名の時に効力を有する業務規則とする。この業務規則は、この条約に附屬するものとみなされ、第五三三号の規定に従つて採択されることがある一部改正に従うことを条件として、権限のある世界主管庁會議がこの条約に附屬

するものとしてこの業務規則に代えるため新たに作成する業務規則の効力発生の時まで効力を有する。

第四十四條 条約及び規則の実施

一七五 1 連合員は、自己が設置し又は運用するすべての電気通信の局で、國際業務を行うもの又は他國の無線通信業務に有害な混信を生じさせるおそれがあるものについて、この条約及び業務規則に従う義務を負う。ただし、第三十八條の規定によつてこれらの義務を免除される業務に関する場合は、この限りでない。

一七六 2 連合員は、また、自己が電気通信に関する設置及び運用を許可した企業で、國際業務を行うもの又は他國の無線通信業務に有害な混信を生じさせるおそれがある局を運用するものについてこの条約及び業務規則を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。

第四十五條 条約の批准

一七七 1 この条約は、各署名政府により、それぞれ自國の現行の憲法上の規定に従つて批准されなければならない。批准書は、外交上の経路により、かつ、連合の所在地がある國の政府の仲介により事務總局長に於てできる限り速やかに送付するものとし、事務總局長は、これを連合員に通告する。

一七八 2 (1) この条約の効力発生の日から起算して二年の期間中、署名政府は、第一七七号の規定に従つて批准書を寄託していない場合にも、第八号から第一二一号までの規定により連合員に与えられる権利を有する。

一七九 (2) この条約の効力発生の日から起算して二年の期間の満了後は、第一七七号の規定に従つて批准書を寄託していない署名政府は、批准書を寄託しない限り、連合のいかなる會議、管理理事會のいかなる會期、連合の常設機關のいかなる會合又はこの条約に従つて行われる通信によるいかなる協議においても、投票する資格を有しない。ただし、この政府の投票権以外の権利は、害されない。

算して二年の期間の満了後は、第一七七号の規定に従つて批准書を寄託していない署名政府は、批准書を寄託しない限り、連合のいかなる會議、管理理事會のいかなる會期、連合の常設機關のいかなる會合又はこの条約に従つて行われる通信によるいかなる協議においても、投票する資格を有しない。

一八〇 3 第五十二條の規定に従つてこの条約が効力を生じた後は、各批准書は、事務總局長に寄託した日に効力を生ずる。

一八一 4 一又は二以上の署名政府がこの条約を批准しない場合においても、この条約は、既に批准した政府については、その効力を妨げられない。

第四十六條 条約への加入

一八二 1 この条約に署名しなかつた國の政府は、第一一條の規定に従うことを条件として、いつでもこれに加入することができ

一八三 2 加入書は、外交上の経路により、かつ、連合の所在地がある國の政府の仲介により事務總局長に於て送付する。加入書は、別段の表示がない限り、その寄託の日

に効力を生ずる。事務總局長は、連合員に対し、これを通告し、加入書の認証謄本を送付する。

第四十七條 条約の廃棄

一八四 1 この条約を批准し又はこれに加入した連合員は、外交上の経路により、かつ、連合の所在地がある國の政府の仲介により事務總局長に於てた通告によつてこの条約を廢棄する権利を有する。事務總局長は、これ

を通告し、加入書の認証謄本を送付する。

第四十七條 条約の廢棄

一八五 2 廃棄は、事務総局長が通告を受領した日から一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

第四十八条 マラガイトレモリノス国際電気通信条約(千九百七十三年)の廃止

一八六 この条約は、締約政府の間の関係においては、マラガイトレモリノス国際電気通信条約(千九百七十三年)を廃止し、これに代わる。

第四十九条 非締約国との関係

一八七 すべての連合員は、この条約の締約国でない国と電気通信を交換することを認める条件を定める権能を、自己のため及び認められた私企業のために留保する。非締約国から発する電気通信が連合員によって受信されたときは、当該通信は、伝送されなければならない。また、当該通信が連合員の通信路を経由する限り、この条約及び業務規則の義務的規定並びに通常の料金の適用を受ける。

第五十条 紛争の解決

一八八 1 連合員は、この条約又は第四十二条に規定する規則の解釈又は適用に関する問題の紛争を、外交上の経路によつて、国際紛争の解決のために締結する二国間若しくは多数国間の条約で定める手続によつて、又は合意により定めることのできるその他の方法によつて解決することができる。

一八九 2 第一八八号のいずれの解決方法も採用されなかつたときは、紛争当事者である連合員は、場合に依り、一般規則又は選択追加議定書に定める手続に従つて、紛争を仲裁に付することができる。

第六章 定義

第五十一条 定義

一九〇 この条約においては、文脈に矛盾を生じない限り、

一九一 (a) 第二附属書で定義する語は、同附属書において与えられる意味を有する。

一九二 (b) 第四十二条に規定する規則で定義するその他の語は、当該規則において与えられる意味を有する。

第七章 最終規定

第五十二条 条約の効力発生及び登録

一九三 この条約は、千九百八十四年一月一日に、批准書又は加入書を同日前に寄託した連合員の間に於いて効力を生ずる。

一九四 連合の事務総局長は、国際連合憲章第百二条の規定により、この条約を国際連合事務局に登録する。

第二部 一般規則

第八章 連合の運営

第五十三条 全権委員会議

二〇一 1 (1) 全権委員会議は、第三四号の規定により招集する。

二〇二 (2) 全権委員会議の期日及び場所は、実行可能なときは前回の全権委員会議が定め、これが不可能なときは連合員の過半数の同意を得て管理理事会が定める。

二〇三 2 (1) 次回の全権委員会議の期日及び場所又はこれらのいずれかは、次のいずれかの場合には、変更することができる。

二〇四 (a) 連合員の少なくとも四分の一が事務総局長に対して個別に請求する場合

二〇五 (b) 管理理事会が提議する場合

二〇六 (2) 第二四号及び第二〇五号のいずれの場合にも、新たな期日及び

場所又はこれらのいずれかは、連合員の過半数の同意を得て定め

第五十四条 主管庁会議

二〇七 1 (1) 主管庁会議の議事日程は、管理理事会が、第二九号の規定に従うことを条件として、世界主管庁会議については連合員の過半数、地域主管庁会議については関係地域の連合員の過半数の同意を得て定める。

二〇八 (2) 主管庁会議の議事日程には、全権委員会議が議事日程に掲げることとを決定した問題を含める。

二〇九 (3) 無線通信に関する世界主管庁会議は、その議事日程に、国際周波数登録委員会の活動について同委員会に与える指示及び同委員会の活動の審査をも含めることができる。世界主管庁会議は、場合に依り、その決定に常設機関に対する指示又は要請を含めることができる。

二一〇 2 (1) 世界主管庁会議は、次のいずれかの場合に招集する。

二一一 (a) 全権委員会議が決定する場合。この場合において、全権委員会議は、世界主管庁会議の期日及び場所を定めることができる。

二一二 (b) 管理理事会の承認を条件として、従前の世界主管庁会議が勧告する場合

二一三 (c) 連合員の少なくとも四分の一が事務総局長に対して個別に請求する場合

二一四 (d) 管理理事会が提議する場合

二一五 (2) 第二一二号から第二一四号までに規定する場合及び、必要がある

ときは、第二一一号に規定する場合には、会議の期日及び場所は、第二九号の規定に従うことを条件として、連合員の過半数の同意を得て管理理事会が定める。

二一六 3 (1) 地域主管庁会議は、次のいずれかの場合に招集する。

二一七 (a) 全権委員会議が決定する場合

二一八 (b) 管理理事会の承認を条件として、従前の世界主管庁会議又は地域主管庁会議が勧告する場合

二一九 (c) 関係地域に属する連合員の少なくとも四分の一が事務総局長に対して個別に請求する場合

二二〇 (d) 管理理事会が提議する場合

二二一 (2) 第二一八号から第二二〇号までに規定する場合及び、必要があるときは、第二一七号に規定する場合には、会議の期日及び場所は、第二九号の規定に従うことを条件として、関係地域に属する連合員の過半数の同意を得て管理理事会が定める。

二二二 4 (1) 主管庁会議の議事日程、期日及び場所は、次のいずれかの場合には、変更することができる。

二二三 (a) 世界主管庁会議については連合員の少なくとも四分の一が、地域主管庁会議については関係地域に属する連合員の少なくとも四分の一が請求する場合。その請求は、事務総局長に対して個別に行うものとし、事務総局長は、承認を得るため、これを管理理事会に提出する。

二二四 (b) 管理理事会が提議する場合

二二五 (2) 第二二三号及び第二二四号に規定する場合には、提議された変更は、第二二九号の規定に従うこと

を条件として、世界主管庁會議については連合員の過半数、地域主管庁會議については関係地域に属する連合員の過半数の同意を得ない限り、最終的に採択されない。

(1) 全権委員會議又は管理理事會は、有用と認めるときは、主管庁會議の本会期に先立つて、当該主管庁會議の業務のための技術的基礎に関する報告を作成しかつ提出することを任務とする予備会期を開くことができる。

(2) 第二二六号の予備会期の招集及び議事日程は、第二二九号の規定に従うことを条件として、世界主管庁會議については連合員の過半数、地域主管庁會議については関係地域に属する連合員の過半数によつて承認されなければならない。

(3) 主管庁會議の予備会期において別段の決定が行われない限り、この会期において最終的に承認された本文は、報告書の形式で編集する。この報告書は、予備会期において承認され、議長が署名する。

6 第二〇七号、第二一五号、第二二一号、第二二五号及び第二二七号に定める協議において、管理理事會が定める期間内に回答しない連合員は、この協議に参加しないものとみなし、したがつて、過半数の計算においては、考慮に入れない。受領した回答の数が協議を受けた連合員の数の二分の一を超えない場合には、新たな協議を行い、その結果は、投票総数のいかに問わず最終的なものとする。

7 國際無線通信諮問委員會は、全権

委員會議、管理理事會又は将来の主管庁會議のために技術的基礎を作成することを任務とする従前の主管庁會議から要請された場合には、管理理事會によつて必要な予算措置のとられることを条件として、主管庁會議に先立つて開かれる會議準備會合を招集することができる。國際無線通信諮問委員會の委員長は、主管庁會議の業務に対する寄与文書として、會議準備會合の報告を事務總局長を通じて提出する。

第五十五条 管理理事會

1 (1) 管理理事會は、全権委員會議が選出した連合員で構成する。

(2) 全権委員會議から全権委員會議までの間において管理理事會に欠員が生じた場合には、同一の地域に属する連合員で、前回の投票において当選しなかつたもののうち最大の投票数を得たものが、権利として管理理事會の構成員となる。

(3) 次のいずれかの場合には、管理理事會に欠員が生じたものとみなす。

(a) 管理理事會の構成員が管理理事會の二回の年次会期に引き続き代表者を出席させなかつた場合

(b) 連合員が管理理事會の構成員としての地位を放棄した場合

2 管理理事會の構成員により管理理事會に参加するために任命される者は、できる限り、当該構成員の電気通信主管庁の職員である者又は当該電気通信主管庁に対し若しくはこれに代わつて直接に責任を負う者とする。この者は、電気通信業務の経験

がある適任者でなければならない。

3 管理理事會は、各年次会期の初めに、地域間の交替の原則を考慮して、管理理事會の構成員の代表者のうちからその議長及び副議長を選出する。議長及び副議長は、次の年次会期の開会までその職にとどまるものとし、再選されることができない。議長が不在のときは、副議長がこれに代わる。

4 (1) 管理理事會は、連合の所在地において、年次会期として会合する。

(2) 管理理事會は、年次会期中、例外として追加の会期を開催することを決定することができる。

(3) 通常会期から通常会期までの間において、管理理事會の構成員の過半数の請求があつたとき又は第二六七号に定める条件に従つて議長が発議したときは、議長は、原則として連合の所在地において、管理理事會を招集することができる。

5 事務總局長及び事務總局次長、國際波數登録委員會の議長及び副議長並びに國際諮問委員會の委員長は、権利として管理理事會の討論に参加する。ただし、投票には加わらない。もつとも、管理理事會は、その構成員のみに限定した会合を行うことができる。

6 事務總局長は、管理理事會の事務局長としての職務を行う。

7 管理理事會は、会期においてのみ決定を行う。会期中の管理理事會は、例外として、特別の問題を通信によつて解決することを決定することができる。

8 管理理事會の各構成員の代表者は、第三一〇号から第三一三号までに掲げる連合の常設機關のすべての会合にオブザーバーとして出席する権利を有する。

9 管理理事會の各構成員の代表者が管理理事會の会期においてその職務を行うために要する旅行、滞在及び保険に関する費用に限り、連合が負担する。

10 管理理事會は、この条約の定める任務を履行するため、特に次のことを行う。

(a) 全権委員會議から全権委員會議までの間において、第三九条及び第四十条に規定するすべての國際機關との調整を確保すること。このため、管理理事會は、連合を代表して、同条に規定する國際機關と、また、國際連合と國際電気通信連合との間の協定を適用して國際連合と、暫定的協定を締結する。これらの暫定的協定は、第四六号の規定により次の全権委員會議に提出する。

(b) 主管庁會議又は國際諮問委員會の總會が採択し又は提出した将来の會議又は会合に関する決定であつて會計上の影響を伴うものの実施について決定を行うこと。この場合において、管理理事會は、第八十条の規定を考慮する。

(c) 事務總局長が付託した連合の常設機關の組織変更に関する提案について決定を行うこと。

(d) 連合の職及び職員に関する数年間わたる計画を検討し、決定すること。

(e) 全権委員會議によつて与えられ

た一般的指示を考慮して事務総局の職員及び連合の常設機関の専門事務局の職員の数及び等級を決定し、並びに第一〇四号の規定に留意して専門職以上の職に係る表を承認すること。これらの職には、電気通信の技術及び運用における専門家を採用することを目的として、期限付きの契約により採用する者を充てる。この契約は、延長することができるとし、これらの職に対する候補者は、連合員を通じて推薦される。専門職以上の職に係る表は、調整委員会と協議の上、事務総局長によつて提案され、定期的に審査に付される。

二五五

(i) 事務総局長が作成する連合の会計計算書を毎年検査するために必要なすべての措置をとり、必要な場合には、次回の全権委員会議に提出するため、この計算書を承認すること。

二五六

(j) 必要な場合には、次のことを行うこと。

二五七

1 専門職以上の職（選挙によつて任命される職を除く。）の職員の基準俸給表を、共通制度中のこれらに相当する職の職員について国際連合の定める基準俸給表に一致させるように調整すること。

二五八

2 一般職の職員の基準俸給表を、連合の所在地について国際連合及び専門機関の適用する俸給表に一致させるように調整すること。

二五九

3 専門職以上の職（選挙によつて任命される職を含む。）の勤務地手当を、国際連合が連合の所在地について適用することを決定したものに依りて調整すること。

二六〇

4 連合のすべての職員の手当を、国際連合の共通制度について行われるすべての修正に依りて調整すること。

二六一

5 連合及び職員が国際連合職員年金共同基金に対して支払う掛金を、同基金の合同委員会の決定に依りて調整すること。

二六二

6 国際連合における例に倣つて、連合の職員保険基金の受給

者に支払う物価騰貴手当を調整すること。

二六三

(k) 前二条の規定に従つて全権委員会議及び主管庁会議の招集に必要な措置をとること。

二六四

(l) 有用と認める意見を全権委員会議に提出すること。

二六五

(m) 連合の常設機関の作業計画及びその進展並びに運営方法（会合日程を含む。）を審査し及び調整し、また、特に、会議及び会合の回数及び期間の削減並びに会議及び会合のための経費見込額の削減に關して適当と認める措置をとること。

二六六

(n) 世界主管庁会議については連合員の過半数、地域主管庁会議については関係地域に属する連合員の過半数の同意を得て、主管庁会議を準備し及び組織するために連合の常設機関が行う技術的援助その他の援助に關し、これらの常設機関に適当な指示を与えること。

二六七

(o) 第一〇三号の規定に従うことを条件として、第六九号又は第七〇号に定める状態において事務総局長又は事務総局次長の職が空席となつた場合には、この空席が通常会期の前九十日以内に生じたときは通常会期において、第六九号又は第七〇号に定める期間内に議長が管理理事会を招集したときはその会期において、これを補充すること。

二六八

(p) 国際諮問委員会の委員長が空席となつた場合には、この空席が生じた日の後の最初の通常会期においてこれを補充すること。このようにして任命された委員長

は、第三二三号に定めるところにより次回の全権委員会議が定まる日までその職にとどまるものとす。この職に對する被選挙資格を有する。

二六九

(q) 国際周被数登録委員会の委員の職が空席となつた場合には、第三一五号に定める手続に従つてこれを補充すること。

二七〇

(r) この条約に定めるその他の職務並びに、この条約及び業務規則の範囲内において、連合の良好な管理又はその常設機関のそれぞれの良好な管理に必要と認めるすべての職務を行うこと。

二七一

(s) この条約、業務規則及びこれらの附属書に規定されておらず、かつ、次回の権限のある会議まで解決を待つことができない問題を暫定的に処理するため、連合員の過半数の同意を得て必要な措置をとること。

二七二

(t) 前回の全権委員会議の後の連合のすべての機関の活動に關する報告を提出すること。

二七三

(u) 会期の後である限り速やかに、業務の概要記録及び有用と認めるすべての文書を連合員に送付すること。

二七四

(v) 連合の職員の衡平な地理的配分を確保するために必要な決定を行うものとし、この決定の実施について監督すること。

二七五

第五十六條 事務総局
1 事務総局長は、次のことを行う。
(a) 連合の職員、財源その他の資源の最も効果的かつ経済的な活用を確保するため、第六六号に規定す

二七六

二七七	(b) 全権委員会が与える指示及び管理理事会が定める規則に従つて、事務総局の業務を組織し、及び事務総局の職員を任命すること。	二九〇	(o) 国際周波数登録委員会の技術基準並びに同委員会がその任務として作成する周波数及び対地静止衛星軌道の位置の割当て及び利用に関するその他の資料を発表すること。	二九二	1 連合の構成及び組織を示す文書	二九七	(s) 電気通信業務の最高の能率を確保すること、特に、混信を減少させるための無線周波数の最良の利用を確保することを目的として、技術的手段の実施に関して連合員にとつて有用と認められるすべての情報を収集し、発表すること。	三〇三	(y) 職の再分類、職員の採用及び職の廃止について、数年間にわたる
二七八	(c) 常設機関の専門事務局の設置に関する事務的措置をとり、並びに各常設機関の長による選考及び推薦に基づいて専門事務局の職員を任命すること。もつとも、任免の最終の決定は、事務総局長が行う。	二九一	(p) 必要な場合には連合の他の常設機関の援助を得て、次のものを作成し、発表し、及び常時整備しておくこと。	二九三	2 業務規則に規定する連合の一般統計及び正式の業務書類	二九八	(t) 収集された情報又は利用することができ得る情報（他の国際機関が		
二七九	(d) 国際連合及び専門機関の決定で共通制度の勤務、手当及び年金の条件に影響を及ぼすものを管理理事会に報告すること。	二九四	3 会議又は管理理事会の指示によつて作成するその他のすべての文書	二九五	(q) 全世界における電気通信に関する国内情報及び国際情報を収集し、適当な形式によつて発表すること。	二九九	(u) 関係国際諮問委員会の委員長又は、必要な場合には、国際周波数登録委員会の議長と協議の上、連合のすべての刊行物の形式及び体裁を、その性格及び内容並びに最も適当かつ経済的な刊行方法を考慮して決定すること。		
二八〇	(e) 管理理事会が承認する事務規則及び会計規則の適用を確保すること。	二九六	(r) 連合の他の常設機関と協力して、開発途上国の電気通信網の改善を援助するため、これらの国にとつて特に有用と認められる技術及び業務に関する情報を収集し及び発表し、また、国際連合の主権する国際的計画が提供する可能性についてこれらの国の注意を促すこと。	二九七	(s) 電気通信業務の最高の能率を確保すること、特に、混信を減少させるための無線周波数の最良の利用を確保することを目的として、技術的手段の実施に関して連合員にとつて有用と認められるすべての情報を収集し、発表すること。	三〇〇	(v) 発表された文書を適当な時期に配布するよう必要な措置をとること。		
二八一	(f) 連合の機関に対して法律上の助言を与えること。	二九八	(t) 連合の常設機関又は主管庁が提供する資料によつて作成する正式の記録（登録原簿その他国際周波数登録委員会の任務に関する不可欠な記録を除く）を常時整備しておくこと。	二九九	(u) 関係国際諮問委員会の委員長又は、必要な場合には、国際周波数登録委員会の議長と協議の上、連合のすべての刊行物の形式及び体裁を、その性格及び内容並びに最も適当かつ経済的な刊行方法を考慮して決定すること。	三〇一	(w) 調整委員会と協議を行い、かつ、できる限りの節減を行つた後、全権委員会が定める限度額の範囲内で連合の経費を賄う年度予算案及びその翌年度の予算の見積書であつて二の様式から成るものを作成し、管理理事会に提出すること。一の様式は、分担単位当たりの増額を伴わない予算額を示し、他の様式は、追加議定書一に定められた限度内の増額を伴う予算額（予備勘定のための繰入れを行つた後のもの）を示す。この予算案及び費用分析を掲げるその附属書は、管理理事会の承認を得た後、すべての連合員に情報として送付する。		
二八二	(g) 事務的な管理の必要上、連合の本部職員の最も有効な活用を確保し及び共通制度の勤務条件をこれらの職員に適用するため、これらの職員の監督を行うこと。国際諮問委員会の委員長を直接補佐するために任命される職員及び国際周波数登録委員会を直接補佐するために任命される職員は、管理理事会及び事務総局長の一般的な事務上の指示に従いつつ、上司の直接の指揮の下に執務する。	三〇二	(x) 調整委員会と協議を行い、その意見を考慮した後、管理理事会の指示に従つて、連合の本部における主要な活動に関する将来の作業計画を作成し、管理理事会に提出すること。			三〇三	(y) 職の再分類、職員の採用及び職の廃止について、数年間にわたる		
二八三	(h) 連合の全般的な利益のため、国際周波数登録委員会の議長又は関係諮問委員会の委員長と協議の	三〇四	(z) 必要の場合には連合の他の常設機関の援助を得て、次のものを作成し、発表し、及び常時整備しておくこと。						

計画を作成し、管理理事会に提出すること。

(2) 調整委員会の意見を考慮し、合理化によつて得られた成果に特に留意して、管理理事会の会期直前の年の連合の本部における主要な活動の費用分析を作成し、管理理事会に提出すること。

(aa) 調整委員会の援助の下に、管理理事会に毎年提出する会計報告及び全権委員会議直前までの総括的計算書を作成すること。これらの報告及び計算書は、管理理事会の検査及び承認を得た後、連合員に送付し、並びに審査及び最終的承認を受けるために次回の全権委員会議に提出する。

(ab) 調整委員会の援助の下に、連合の活動に関する年次報告を作成し、管理理事会の承認を得た後、すべての連合員に送付すること。

(ac) その他連合のすべての事務局の職務を行うこと。

(ad) 管理理事会が委任するその他の職務を行うこと。

2 事務総局長又は事務総局次長は、全権委員会議及び主管庁会議並びに国際諮問委員会の総会に顧問の資格で出席するものとする。管理理事会の会合への参加については、第二四一号及び第二四二号に定めるところによる。事務総局長又はその代理は、連合の他のすべての会合に顧問の資格で参加することができる。

第五十七條 国際周波数登録委員会
1 (1) 国際周波数登録委員会の委員は、無線通信の分野において十分な技術的能力を有し、かつ、周波数の割当て及び利用について実務

上の経験を有する者でなければならない。

(2) 各委員は、また、第七九号の規定によつて国際周波数登録委員会が取り扱う問題を一層理解することができるよう、世界の特定の地域の地理的、経済的及び人口の事情に精通していなければならない。

2 (1) 選挙の手続は、第七三号に定めるところに従つて、全権委員会議が定める。

(2) 在任中の委員は、各選挙において、自己の属する国により候補者として再び指名されることができ

(3) 委員は、当該委員を退出した全権委員会議が定める日に就任し、通常、その後任者を退出する会議が定める日までその職にとどまる。

(4) 委員を退出する全権委員会議から委員を退出する全権委員会議までの間において、退出された委員が辞職し、職務を放棄し、又は死亡した場合には、事務総局長は、国際周波数登録委員会の議長の請求により、関係地域に属する連合員に管理理事会の次回の年次会期における後任者の選挙のための候補者を指名するよう要請する。ただし、管理理事会の会期の前にいて又は管理理事会の年次会期から次回の全権委員会議までの間において九十日をを超えて空席が生ずる場合には、当該委員の属する国は、自国民である後任者をできる限り速やかに、かつ、九十日以内に指名するものとし、この後任者

は、管理理事会又は次回の全権委員会議が選出する新たな委員が就任するまでその職にとどまる。自国民である後任者を指名した場合に、この後任者に係る旅費は、その主管庁の負担とする。後任者は、場合に応じ、管理理事会又は全権委員会議による選挙に対する候補者として指名されることができ

3 (1) 国際周波数登録委員会の運営方法は、無線通信規則で定める。

(2) 委員は、議長及び副議長を互選する。議長及び副議長は、一年間その職務を行う。その後は毎年、副議長が議長の職を継ぎ、新たに副議長が選出される。

(3) 国際周波数登録委員会は、専門事務局によつて補佐される。

4 委員は、その職務の遂行に当たり、いかなる政府若しくはその職員又はいかなる公私の機関若しくは人からもその指示を求めてはならず又は受けてはならない。また、連合員は、国際周波数登録委員会及びその委員の職務の国際的な性格を尊重するものとし、いかなる場合にも、これらの委員に対し、その職務の遂行について影響を及ぼそうとしてはならない。

第五十八條 国際諮問委員会
1 各国諮問委員会の運営は、次のものによつて行う。

(a) 総会 総会は、四年ごとに会合することが望ましい。総会は、関係世界主管庁会議が招請されたときは、できる限り、当該会議の少なくとも八箇月前に会合する。

(b) 研究委員会 研究委員会は、検討すべき問題を取り扱うため、総会が設置する。

(c) 委員長 委員長は、全権委員会議から全権委員会議までの期間のために全権委員会議が選出する。委員長は、次回の全権委員会議で再選されることができ。不測の事情により委員長の職が空席となつた場合には、第二六八号の規定に従つて、管理理事会が次回の年次会期において新たな委員長を任命する。

(d) 専門事務局 専門事務局は、委員長を補佐する。

(e) 研究所又は技術的施設 研究所又は技術的施設は、連合が設置する。

2 (1) 各国諮問委員会が研究し及び意見を表明すべき問題は、その総会が自ら研究に付することを決定した問題又は総会から総会までの間において少なくとも二十の連合員が研究に付することを通信によつて請求し若しくは承認した問題のほか、全権委員会議、主管庁会議、管理理事会、他の国際諮問委員会又は国際周波数登録委員会によつて付託される問題とする。

(2) 各国諮問委員会は、また、関係国の請求に基づき、その国内電気通信の問題について研究し、及び助言を与えることができる。この問題の研究は、第三二六号の規定に従つて行うものとし、技術的な解決方法の比較を前提とする場合には、経済的な要素を考慮することができる。

第五十九條 調整委員会
1 (1) 調整委員会は、第九七号に規定

するすべての事項について事務総局長を補佐し、及び事務総局長に助言を与えるものとし、また、第二七六号、第二九八号、第三〇一号、第三〇二号、第三〇五号及び第三〇六号の規定に基づいて事務総局長に課される任務の遂行を補佐する。

(2) 調整委員会は、連合の常設機関が第三十九条及び第四十条に規定するすべての国際機関の会議に代表者を出席させることについて、これらの国際機関との調整を確保する。

(3) 調整委員会は、技術協力の分野における連合の活動の結果を審査し、事務総局長を通じて管理理事会に勧告を提出する。

2 調整委員会は、全会一致の合意により結論に達するように努める。調整委員会の議長は、調整委員会の過半数の支持を得られない場合において、審議中の問題の解決が緊急を要すると認め、かつ、管理理事会の次の会期まで待つことができないと認めるときは、例外的に自らの責任で決定を行うことができる。この場合において、議長は、この問題について、当該決定を行った理由及び調整委員会の他の構成員が書面により表明した意見を付して、管理理事会の構成員に書面で速やかに報告する。過半数の支持を得られなかった審議中の問題が緊急を要しないが重要である場合には、これを管理理事会の次の会期で検討するために提出する。

3 調整委員会は、議長の招集によつて、少なくとも毎月一回会合するも

のとし、また、必要な場合には、二の構成員の請求により、会合することができ。

4 調整委員会の業務に関して作成される報告は、請求に基づいて管理理事会の構成員に提供される。

第九章 会議に関する一般規定
第六十条 招請政府がある全権委員会

1 招請政府は、管理理事会と合意の上、会議の確定期日及び正確な場所を定める。

2 (1) 招請政府は、会議の確定期日の一年前に、各連合員の政府に招請状を发出する。

(2) 招請状は、直接に又は事務総局長若しくは他の政府の仲介により发出することができる。

3 事務総局長は、第三十九条の規定に従つて国際連合に招請状を发出し、及び、請求があるときは、第三十二條に規定する電気通信に関する地域的機関に招請状を发出する。

4 招請政府は、管理理事会と合意の上又は管理理事会の提議により、国際連合の専門機関及び国際原子力機関に対し、相互主義に基づいて、顧問の資格で会議に参加するオブザーバーを派遣するよう招請することができる。

5 (1) 連合員の回答は、会議の開会の遅くとも一箇月前に招請政府に到着しなければならない。この回答は、代表団の構成に関するすべての事項をできる限り示すものとする。

(2) 招請政府に対する回答は、直接に又は事務総局長若しくは他の政府の仲介により行うことができる。

6 連合のすべての常設機関は、顧問の資格で会議に代表者を出席させる。

7 次の者は、全権委員会に参加することを認められる。

(a) 第二附属書に定義する代表団

(b) 国際連合のオブザーバー

(c) 第三十七号の規定により招請される電気通信に関する地域的機関のオブザーバー

(d) 第三十八号の規定により招請される専門機関及び国際原子力機関のオブザーバー

第六十一条 招請政府がある主管庁会議への招請及び参加の承認

1 (1) 第三十四号から第三四〇号までの規定は、主管庁会議に準用する。

(2) 連合員は、受領した招請状について、認められた私企業に通知することができる。

2 (1) 招請政府は、管理理事会と合意の上又は管理理事会の提議により、顧問の資格で会議に参加するオブザーバーを派遣することについて関心を有する国際機関に通告を发出することができる。

(2) 関心を有する国際機関は、招請政府に対し、通告の日付の日から二箇月の期間内に、参加の承認を請求する。

(3) 招請政府は、参加の承認の請求を集める。参加の承認の決定は、会議が自ら行う。

3 次の者は、主管庁会議に参加することを認められる。

(a) 第二附属書に定義する代表団

(b) 国際連合のオブザーバー

(c) 第三十二條に規定する電気通信

に關する地域的機関のオブザーバー

(d) 第三三八号の規定により招請される専門機関及び国際原子力機関のオブザーバー

(e) 第三四九号から第三五一号までの規定により認められる国際機関のオブザーバー

(f) 認められた私企業の派遣する代表者で、当該私企業が属する連合員によつて正当に許可されるもの

(g) 連合の常設機関。ただし、顧問の資格によるものとし、かつ、当該常設機関の権限内の問題を会議が取り扱う場合に限り、会議は、必要な場合には、代表者を出席させることを必要と認めなかつた機関を招請することができる。

(h) 地域主管庁会議に投票権なしで参加するその他の地域の連合員のオブザーバー

第六十二条 連合員の請求又は管理理事会の提議による世界主管庁会議の招集に関する手続

1 世界主管庁会議の招集を希望する連合員は、その旨を、会議の議事日程、場所及び期日に関する提議とともに、事務総局長に通知する。

2 事務総局長は、連合員の少なくとも四分の一から一致した請求を受けたときは、これを最も適当な電気通信手段によつてすべての連合員に通知し、この請求を受諾するかしないかを六週間以内に表明するよう連合員に要請する。

3 第三二九号の規定に従つて決定される連合員の過半数が第三六二条の請求に係る提議の全体に賛成することを表明するとき、すなわち、提議

された会議の議事日程、期日及び場所をすべて受諾するときは、事務総局長は、その旨を最も適当な電気通信手段によつてすべての連合員に通知する。

4 (1) 受諾された提議が連合の所在地以外において会議を開催しようとするものであるときは、事務総局長は、関係国の政府に対し、招請政府となることを受諾するかしないかを照会する。

(2) 関係国の政府から肯定の回答が行われた場合には、事務総局長は、当該政府と合意の上、会議を開催に必要な措置をとる。

(3) 関係国の政府から否定の回答が行われた場合には、事務総局長は、会議の招集を請求した連合員に対し、開催の場所について新たな提議を行うよう要請する。

5 受諾された提議が連合の所在地において会議を開催しようとするものであるときは、第六十四条の規定を適用する。

6 (1) 提議の全体（議事日程、場所及び期日）が第二十九号の規定に従つて決定される連合員の過半数によつて受諾されないときは、事務総局長は、受領した回答を連合員に通知し、異論が生じた事項について六週間以内に最終的に意思を表明するよう連合員に要請する。

(2) 異論が生じた事項は、第二十九号の規定に従つて決定される連合員の過半数が承認したときは、採択されたものとみなす。

7 この条に定める手続は、管理理事會が世界主管庁会議の招集を提議する場合に準用する。

第六十三条 連合員の請求又は管理理事會の提議による地域主管庁

會議の招集に関する手続

三七一

地域主管庁會議の場合には、前条に定める手続を、関係地域の連合員についてのみ準用する。會議の招集が当該地域の連合員の発議によつて行われるときは、事務総局長が当該地域の連合員の四分の一から一致した請求を受けることで足りる。

第六十四条 招請政府がない會議に関する規定

三七二

招請政府がない會議を開催するときは、第六十条及び第六十一条の規定を準用する。事務総局長は、スイス連邦政府と合意の上、連合の所在地において會議を招集し及び組織するため、必要な措置をとる。

第六十五条 すべての會議に共通の規定（會議の期日又は場所の変更）

三七三

1 第六十二条及び第六十三条の規定は、連合員の請求又は管理理事會の提議によつて會議の期日及び場所又はこれらのいずれかを変更する場合に準用する。ただし、その変更は、第二十九号の規定に従つて決定される関係連合員の過半数が賛成の意思を表明した場合に限り、行うことができる。

三七四

2 會議の期日又は場所の変更を提議する連合員は、必要な数の他の連合員の支持を得なければならない。

三七五

3 事務総局長は、必要な場合には、場所又は期日の変更から生ずることがある会計上の影響（例えば、当初定められた場所における會議の開催を準備するために要した経費がある場合における影響）を第三六二号に

定める通知で通報する。

第六十六条 會議に対する提案及び報告の提出の期限及び方法

三七六

1 事務総局長は、招請状が発出された後直ちに、連合員に対し、會議の業務に関する提案を四箇月以内に事務総局長に送付するよう要請する。

三七七

2 その採用がこの条約又は業務規則の本文の改正をもたらす提案は、改正を必要とする本文の部分の規定番号によつて表示するものとし、それぞれの場合につき、その理由をできる限り簡潔に示さなければならない。

三七八

3 事務総局長は、提案を受領するごとに、これをすべての連合員に通知する。

三七九

4 事務総局長は、主管庁、管理理事會並びに國際諮問委員會の總會及び會議準備會合から受領した提案又は報告を集めて整理し、會議の開会の少なくとも四箇月前に連合員に通知する。連合の役員は、提案を提出する権限を有しない。

第六十七条 會議に対する代表團の委任状

三八〇

1 連合員が會議に派遣する代表團は、第三八一号から第三八七号までの規定に従つて正当に委任されていなければならない。

三八一

2 (1) 全權委員會會議に対する代表團は、元首、政府の長又は外務大臣が署名した文書によつて委任される。

三八二

(2) 主管庁會議に対する代表團は、元首、政府の長、外務大臣又は會議において取り扱われる問題に關して権限を有する大臣が署名した文書によつて委任される。

三八三 (3) 第三八一号又は第三八二号に掲げる当局の一による確認を最終文書の署名前に受けることを条件として、代表團は、會議が開催される国の政府に対して派遣されている自国の外交使節團の長又は、會議が開催される国が連合の所在地のある国である場合には、國際連合ジュネーブ事務局に対して派遣されている自国の常駐代表團の長によつて、暫定的に委任されることができる。

委任状は、第三八一号から第三八三号までに掲げる当局の一が署名し、かつ、次の基準の一に適合する場合に、受理される。

三八四

3 代表團に全権を与えること。

三八五

代表團に政府を代表する権限を無制限に与えること。

三八六

代表團又はその特定の構成員に最終文書に署名する権限を与えること。

三八七

4 (1) 本會議によつて委任状が正規のものであると認められた代表團は、関係連合員の投票権を行使し、かつ、最終文書に署名する権限を有する。

三八八

(2) 本會議によつて委任状が正規のものであると認められなかった代表團は、このような状態が是正されない限り、投票権を行使し、かつ、最終文書に署名する権限を有しない。

三八九

5 委任状は、できる限り速やかに會議の事務局に寄託する。委任状の審査は、第四七一号に定める特別の委員會が行う。この委員會は、その結論に關する報告を本會議が定める期間内に本會議に提出する。連合員の

三九〇

37

代表団は、本会議がこれについて決定を行うまでの間、業務に参加し、かつ、関係連合員の投票権を行使する権限を有する。

三九一

6 連合員は、原則として、連合の会議に自己の代表団を派遣するよう努めるものとする。もつとも、連合員は、例外的理由によつて自己の代表団を派遣することができないときは、他の連合員の代表団に、自己に代わつて投票し、かつ署名する権限を与えることができる。この権限の委任は、第三八一号又は第三八二号に掲げる当局の一方署名した文書によつて行わなければならない。

三九二

7 投票権を有する代表団は、自己が出席することができない場合における投票権の行使を、投票権を有するその他の代表団に委任することができる。この場合には、投票権の行使を委任する代表団は、十分な余裕をもつて、かつ、書面により、会議の議長にその旨を通知する。

三九三

8 代表団は、一を超える票を代理として投ずることができない。

三九四

9 電報による委任状及び代理権に係る電報による委任状は、受理されない。もつとも、委任状について会議の議長又は事務局が行う照会に対する電報による回答は、受理される。

第十章 国際諮問委員会に関する一般規定

第六十八條 参加の条件

三九五 1 第八十七号及び第八八号に掲げる国際諮問委員会の構成員は、関係国際諮問委員会のすべての活動に参加することができる。

三九六

2 (1) 認められた私企業が行う国際諮問委員会の業務への参加の請求は、当該私企業を認めた連合員が

三九七

(2) 承認したものでなければならぬ。連合員は、この請求を事務局総局長にあてて送付するものとし、事務局総局長は、これをすべての連合員及び関係国際諮問委員会の委員長に通報する。関係国際諮問委員会の委員長は、当該私企業に対し、その請求に關してとられた措置について通報する。

三九八

3

(1) 国際機関及び第三十二條に規定する電気通信に関する地域的機関のうち、その業務を連合の業務と調整するもので、連合の業務と関連する活動を行うものは、顧問の資格で国際諮問委員会の業務に参加することを認められる。

三九九

(2)

国際機関又は第三十二條に規定する電気通信に関する地域的機関が行う国際諮問委員会の業務への参加の最初の請求は、事務局総局長にあてて送付するものとし、事務局総局長は、これを最も適当な電気通信手段によつてすべての連合員に通報し、及び連合員に対してこの請求の受諾について意思を表明するよう要請する。一箇月の期間内に到着した連合員の回答の過半数が賛成であるときは、この請求は、受諾される。事務局総局長は、協議の結果をすべての連合員及び調整委員会の構成員に通報する。

四〇〇

4

(1) 学術団体又は工業団体で、電気通信の問題の研究又は電気通信業務用の器材の研究若しくは製作に従事するものは、関係国の主管庁の承認を条件として、関係国際諮問委員会の研究委員会の会合に顧問の資格で参加することを認められる。

四〇一

(2) 学術団体又は工業団体が行う国際諮問委員会の研究委員会の会合への参加の請求は、関係国の主管庁が承認したものでなければならぬ。主管庁は、この請求を事務局総局長にあてて送付するものとし、事務局総局長は、これをすべての連合員及び関係国際諮問委員会の委員長に通報する。関係国際諮問委員会の委員長は、当該団体に対し、その請求に關してとられた措置について通報する。

四〇二

5 認められた私企業、国際機関、電気通信に関する地域的機関又は学術団体若しくは工業団体で、国際諮問委員会の業務に参加することを認められたものは、事務局総局長にあてた通告によつてその参加を終止する権利を有する。その終止は、事務局総局長が通告を受領した日から一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

第六十九條 総会の任務

四〇三

総会は、次のことを行う。

四〇四

(a) 研究委員会の報告を審査し、及びこの報告中の意見案を承認し、修正し、又は否決すること。

四〇五

(b) 研究中の問題についてその研究を継続することが必要であるかないかを判定するために審査を行い、及び第三二六号の規定により研究に付される新たな問題の表を作成すること。新たな問題の作成に当たつて

は、その研究が原則として総会から総会までの期間の二倍の期間の間に完了すべきであることに留意する。

(c) 連合の資源に対する要求を最小限度にとどめることが必要であることを考慮して、第四〇五号の規定に基づく作業計画を承認し、問題の重要性、優先性及び緊急性に於てその研究の順序を決定すること。

四〇七

(d) 第四〇六号の規定に基づいて承認された作業計画を考慮して、現在の研究委員会を存続させるべきか廃止すべきか及び新たな研究委員会を設置する必要があるかないかを決定すること。

四〇八

(e) 研究すべき問題を研究委員会に割り当てること。

四〇九

(f) 前回の総会の後の国際諮問委員会の業務に関する委員長の報告を審査し及び承認すること。

四一〇

(g) 管理理事会に提出するため、必要な場合には、第四三九号の規定に従つて委員長が提出する見積書で次回の総会までの国際諮問委員会の会計上の要求に関するものを承認すること。

四一一

(h) 決議及び決定を採択する場合に、予見可能な会計上の影響を考慮するものとし、全権委員会議の定めたる最高限度額を超える支出をもたらすことがある決議及び決定の採択を避けるよう努めること。

四一二

(i) 世界プラン委員会の報告並びに第十一條及びこの章の規定の範囲内で必要と認めるその他のすべての問題を審査すること。

四一三

第七十條 総会の会合
1 総会は、通常、前回の総会が定められた期日に、定めた場所で開催する。

四一四 2 総会の会合の期日及び場所又はこれらのいずれかは、連合員の意見を求めた事務総局長の要請に応じて回答した連合員の過半数の承認を得た上で、変更することができる。

四一五 3 国際諮問委員会の総会の各会合においては、会合が開催される国の代表団の長又は、会合が連合の所在地において開催される場合は、総会で選出された者が議長となる。議長は、総会で選出された副議長によつて補佐される。

四一六 4 事務総局長は、関係国際諮問委員会の委員長と合意の上、総会及び研究委員会の会合のため、必要な事務上及び会計上の措置をとる。

第七十一条 総会における用語及び投票権

四一七 1 (1) 総会の用語は、第十六条及び第七十八条に定める用語とする。

四一八 (2) 研究委員会の準備文書、総会の文書及び議事録並びに総会の閉会後に国際諮問委員会が発表する文書は、連合の三の業務用語により作成する。

四一九 2 国際諮問委員会の総会の会合において投票を許される連合員は、第一〇号に規定する連合員とする。もつとも、連合員が主管庁によつて代表されていないときは、第三九七号の規定に従うことを条件として、関係連合員の認められた私企業に派遣する代表者が、その数を問わず全体で一の票のみを投ずる権利を有する。

四二〇 3 権限の委任に関する第三九一号から第三九四号までの規定は、総会に準用する。

第七十二条 研究委員会

四二一 1 総会は、研究に付する問題を取り

扱うために必要な研究委員会を設置し、必要に応じて存続させる。主管庁、認められた私企業並びに第三九八号及び第三九九号の規定に従つて認められる国際機関及び電気通信に関する地域的機関で、研究委員会の業務への参加を希望するものは、その旨を、総会中又は総会の閉会後、関係国際諮問委員会の委員長に通知する。

四二二 2 また、第四〇〇号及び第四〇一号の規定に従うことを条件として、学術団体又は工業団体の専門家は、研究委員会の会合に顧問の資格で参加することを認められる。

四二三 3 総会は、通常、各研究委員会について一人の主任報告者及び一人の副主任報告者を任命する。研究委員会の業務量の上で必要なときは、総会は、これに必要と認める追加の副主任報告者を任命する。主任報告者及び副主任報告者を任命する場合に、能力に関する基準、衡平な地理的配分の必要性及び開発途上国の一層効果的な参加を促進する必要性について、特別の考慮を払わなければならない。総会から総会までの間において、主任報告者とその職務を行うことができなくなり、かつ、その研究委員会の副主任報告者が一人のみ任命されているときは、この副主任報告者がその地位に就く。総会が二人以上の副主任報告者を任命している研究委員会は、次の会合において、これらの副主任報告者の中から新たな主任報告者を、また、必要な場合には、研究委員会の構成員の中から新たな副主任報告者を選出する。総会が二人以上の副主任報告者

を任命している研究委員会は、総会から総会までの間において副主任報告者の一人がその職務を行うことができなくなつたときは、同様に、新たな副主任報告者を選出する。

第七十三条 研究委員会の業務の処理

四二四 1 研究委員会に付託された問題は、できる限り、通信によつて処理する。

四二五 2 (1) もつとも、総会は、多くの問題を一括して処理するために必要と認める研究委員会の開催に関し、有用な指示を与えることができる。

四二六 (2) 研究委員会は、原則として、総会から総会までの間において、総会の前の最終会合を含めて三回以上会合してはならない。

四二七 (3) また、研究委員会の主任報告者は、総会の閉会後、通信によつて処理することができなかつた問題を口頭で討議するため、総会で定められなかつた当該研究委員会の会合が必要であると認めるときは、自国の主管庁の承認を得て、かつ、関係国際諮問委員会の委員長及び当該研究委員会の構成員と協議の上、経費を最小限度にとどめることが必要であることを考慮して、適当な場所における会合を提議することができる。

四二八 3 総会は、必要な場合には、二以上の研究委員会からの専門家の参加を必要とする問題の研究を行うため、合同作業部会を設置することができる。

四二九 4 国際諮問委員会の委員長は、事務総局長と協議の後、各種の関係研究委員会の主任報告者と合意の上、同

一の期間中に同一の場所で開催すべき一群の研究委員会の会合に関する一般的計画を作成する。

四三〇 5 国際諮問委員会の委員長は、参加した主管庁、関係国際諮問委員会の認められた私企業並びに参加した国際機関及び電気通信に関する地域的機関に対し、研究委員会の最終報告を送付する。この報告は、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも次の回の総会の期日の少なくとも一箇月前に到着するように送付する。この規定は、研究委員会の会合を総会の会合の直前に行う場合には、適用しないことができる。このような条件に従つて送付される報告の対象とならなかつた問題は、総会の議事日程に掲げることができない。

第七十四条 委員長の任務及び専門事務局

四三一 1 (1) 国際諮問委員会の委員長は、総会及び研究委員会の業務を調整するものとし、国際諮問委員会の業務を組織することについて責任を負う。

四三二 (2) 委員長は、国際諮問委員会の文書について責任を負うものとし、事務総局長と協力して、これを連合の業務用語により発表するために必要な措置をとる。

四三三 (3) 委員長は、その直接の指揮の下に国際諮問委員会の業務を組織するために執務する専門職員から成る事務局によつて補佐される。

四三四 (4) 国際諮問委員会の専門事務局、研究所及び技術的施設の職員は、第二八二号の規定による事務総局長の管理上の監督に服する。

四三五 2 委員長は、全権委員会又は管理

理事會が承認した予算の範囲内で、専門事務局の技術職員及び事務職員を選考する。この技術職員及び事務職員の任命は、事務総局長が委員長と合意の上行う。任免の最終の決定は、事務総局長が行う。

四三六 3 委員長は、総会及び研究委員会の討議に権利として顧問の資格で参加する。委員長は、第四一六号の規定に従うことを条件として、総会及び研究委員会の会合の準備に関するすべての措置をとる。

四三七 4 委員長は、総会に提出する報告において、前回の総会の後の国際諮問委員会の活動を報告する。この報告は、承認を得た後、管理理事會に提出するため、事務総局長に送付する。

四三八 5 委員長は、前年中の国際諮問委員会の活動に関する報告を、管理理事會及び連合員に知らせるため、管理理事會の年次会期に提出する。

四三九 6 委員長は、次回の総会までの国際諮問委員会の会計上の要求に関する見解書について、事務総局長と協議の上、総会の承認を求める。この見解書は、承認を得た後、管理理事會に提出するため、事務総局長に送付する。

四四〇 7 委員長は、翌年度の国際諮問委員会の経費の見積書を、事務総局長が連合の年度予算案に含めるように、総会が承認した国際諮問委員会の会計上の要求に関する見解書に基づいて作成する。

四四一 8 委員長は、この条約の範囲内で、必要な限り連合の技術協力及び技術援助の活動に参加する。

第七十五条 主管庁會議に対する提案

四四二 1 国際諮問委員会の総会は、その意見から又は実施中の研究の成果から直接生ずる提案を主管庁會議に提出する権限を有する。

四四三 2 国際諮問委員会の総会は、また、業務規則の改正提案を作成することができる。

四四四 3 第四四二号及び第四四三号の提案は、第三七九号に定める条件に従つて集め、整理し、及び通知するため、十分な余裕をもつて事務総局長にあてて送付する。

第七十六条 国際諮問委員会相互の関係及び国際諮問委員会と国際機関との関係

四四五 1 (1) 両国際諮問委員会の総会は、共通の利害関係を有する問題について研究し及び意見を表明するため、合同委員会を設置することができ。

四四六 (2) 両国際諮問委員会の委員長は、共通の利害関係を有する問題について研究し及び意見書を作成するため、主任報告者と協力して、両国際諮問委員会の研究委員会の合同の会合を組織することができ。この意見書は、各国諮問委員会の次回の総会の会合に提出する。

四四七 2 国際諮問委員会の総会又は委員長は、当該国際諮問委員会が他の国際諮問委員会又は国際機関の会合に代表者を出席させるよう招請されたときは、第三二九号の規定を考慮して、顧問の資格で代表者を出席させるための措置をとる権限を有する。

四四八 3 事務総局長、事務総局次長、国際周波数登録委員会の議長及び他の国際諮問委員会の委員長又はこれらの

者の代理は、国際諮問委員会の会合に顧問の資格で出席することができ。国際諮問委員会は、必要な場合には、その会合に代表者を出席させることを必要と認めなかつた連合の常設機関に対し、代表者を顧問の資格で出席させるよう招請することができる。

第十一章 會議及び他の会合の内部規則
第七十七条 會議及び他の会合の内部規則

四四九 1 席順
會議の会合における代表団の席順は、代表される国のフランス語による名称のアルファベット順による。

四五〇 2 會議の開催
(1) 會議の開催に先立ち、代表団の長の会合を開催する。この会合においては、本會議の第一回会合の議事日程を作成し、かつ、交替の原則、地理的配分、必要な能力及び第四五四号の規定を考慮して、會議及びその委員会の組織並びにこれらの議長及び副議長の指名について提議を行う。

四五一 (2) 代表団の長の会合の議長は、第四五二号及び第四五三号の規定により指名される。

四五二 2 (1) 會議は、招請政府が指名する者が開會する。

四五三 (2) 招請政府がない場合には、會議は、最年長の代表団の長が開會する。

四五四 3 (1) 本會議の第一回会合においては、會議の議長の選挙を行う。議長は、原則として、招請政府が指名する者とする。

四五五 (2) 招請政府がない場合には、第四五〇号に規定する代表団の長の会合において代表団の長が行つた提議を考慮して、議長を選出する。また、次のことを行う。

四五六 4 本會議の第一回会合においては、また、次のことを行う。

四五七 (a) 會議の副議長の選挙

四五八 (b) 會議の委員会の設置並びに各委員会の議長及び副議長の選挙

四五九 (c) 會議の事務局の設置。事務局は、事務総局長の職員及び、必要な場合には、招請政府の主管庁が提供する職員で構成する。

四六〇 3 會議の議長の権限
議長は、本會議の会合の開會及び閉會を宣言し、討論を主宰し、内部規則の適用を確保し、発言を許し、問題を投票に付し、並びに採択された決定を發表するほか、この内部規則によつて与えられるその他のすべての権限を行使する。

四六一 2 議長は、會議の業務を統括し、本會議の会合における秩序の維持を確保する。議長は、議事進行の動議及び発言について決定を行い、並びに特に討論の延期若しくは終結又は会合の閉會若しくは中止を提議する権限を有する。議長は、また、必要と認めるときは、本會議の会合の招集の延期を決定することができる。

四六二 3 議長は、すべての代表団が討論中の問題に関して自由かつ十分に意見を表明する権利を保護する。

四六三 4 議長は、討論が討論中の問題に限定されることを確保するものとし、討論中の問題から逸脱する発言者に対し、討論をこの問題に限定する必要があることを注意するため、その発言を中断することができる。

四六四 4 委員会の設置
1 本會議は、會議の討論に付される

問題を検討するため、委員会を設置
することが出来る。委員会は、小委
員会を設置することが出来る。委員
会及び小委員会は、それぞれ作業部
会を設置することが出来る。
2 小委員会及び作業部会は、絶対的
に必要である場合に限り、設置され
る。

3 第四六四号及び第四六五号の規定
に従うことを条件として、次の委員
会を設置する。

4.1 運営委員会
(a) この委員会は、通常、会議又は
会合の議長（この委員会の議長と
なる。）及び副議長並びに委員会の
議長及び副議長で構成する。

(b) 運営委員会は、業務の円滑な運
行に係るすべての活動について調
整を行い、並びに一部の代表団の
人数が限られていることにかんが
み、会合ができる限り重複しない
ように、その順序及び回数を計画
する。

4.2 委任状委員会
この委員会は、会議の代表団の委
任状を審査し、及びその結論を本会
議が定めた期間内に本会議に報告す
る。

4.3 編集委員会
(a) 表明された意見を考慮してでき
る限り最終的案文の形式で諸種の
委員会が作成した本文は、編集委
員会に送付する。編集委員会は、
意味を変更しないで本文の形式を
完全にし、必要な場合には、修正
されない従前の本文と併せて編集
することを任務とする。

(b) 編集委員会は、第四七三号の本
文を本会議に提出する。本会議

は、これを承認し、又は再検討の
ために関係委員会に差し戻す。

4.4 予算統制委員会
(a) 本会議は、会議又は会合の開会
に際して、その組織を検討するこ
と、及び代表に提供する便宜を検
討すること並びに会議又は会合の
全期間を通じて要した経費の計算
書を審査し及び承認することを任
務とする。予算統制委員会は、これに参
加することを希望する代表団の構
成員のほか、事務総局長の代理及
び招請政府がある場合にはその代
表者を含む。

(b) 管理理事會が承認した会議又は
会合の予算が使用し尽くされる前
に、予算統制委員会は、会議又は
会合の事務局と協力して、経費の
中間報告を本会議に提出する。本
会議は、実際の進行状況からみ
て、承認された予算が使用し尽く
される日を超えて会議又は会合を
延長することが妥当であるかない
かを決定するため、この報告を考
慮に入れる。

(c) 予算統制委員会は、会議又は会
合の経費の概算額及びこの会議又
は会合の行った決定の実施がもた
らすことのある経費の見積額をで
きる限り正確に示す報告を、会議
又は会合の終わりに、本会議に提
出する。

(d) 本会議は、第四七八号の報告を
審査し及び承認した後、意見を付
して事務総局長に送付する。事務
総局長は、これを管理理事會の次
回の年次会期に提出する。

委員会の構成

5.1 全権委員會議
委員会は、連合員の代表及び第三
四四号から第三四六号までに掲げる
オブザーバーであつて、参加を請求
するもの又は本会議が指名するもの
で構成する。

5.2 主管庁會議
委員会は、連合員の代表並びに第
三五四号から第三五八号までに掲げ
るオブザーバー及び代表者であつ
て、参加を請求するもの又は本会議
が指名するもので構成する。

6 小委員會議の議長及び副議長
委員會議の議長は、委員會議が設置する
小委員會議の議長及び副議長の選任につ
いて委員會議に提議する。

7 會合の招集
本會議の會合並びに委員會、小委員
會及び作業部會の會合は、十分な余裕
をもつて、會議の場所で告知する。

8 會議の開會前に提出される提案
會議の開會前に提出される提案は、
この内部規則4の規定により設置され
る關係委員會に本會議が割り當てる。
もつとも、本會議は、あらゆる提案を
直接に取り扱うことができる。

9 會議中に提出される提案又は修正
案
1 會議の開會後提出される提案又は
修正案は、場合に依り、會議の議長
若しくは關係委員會の議長に交付
し、又は會議の文書として印刷して
配布するために會議の事務局に交付
する。

2 書面によるいかなる提案又は修正
案も、關係代表團の長又はその代理
の署名がない限り、提出することが
できない。

3 會議、委員會、小委員會又は作業
部會の議長は、討論の進行の促進に
役立つ提議をいつでも行うことがで
きる。

4 提案又は修正案の審議すべき本文
は、具体的かつ正確に表現しなけれ
ばならない。

5 (1) 會議の議長又は關係のある委員
會、小委員會若しくは作業部會の
議長は、各場合において、會合中
に提出される提案又は修正案を口
頭で通知すべきか、又は第四八八
号に定める条件に従つて印刷して
配布するために書面により提出す
べきかを決定する。

(2) 原則として、表決に付すべき重
要な提案の本文は、會議の業務用
語により作成し、討論前に研究す
ることが出来るように、十分な余
裕をもつて配布する。

(3) また、會議の議長は、第四八八
号に規定する提案又は修正案を受
領したときは、場合に依り、これ
を關係委員會又は本會議に送付す
る。

6 會議中に提案又は修正案を提出し
た者は、許可を得て、本會議におい
てこれを朗読し、又はその朗読を請
求し、及びその提出の理由を説明す
ることが出来る。

提案又は修正案の審議及び表決に
必要な条件
10 會議の開會前に提出され又は代表
團によつて會議中に提出される提案
又は修正案は、その審議に際して少
なくとも他の一の代表團によつて支
持されない限り、討論に付すること
ができない。

2 正当に支持された提案又は修正案
は、討論の後、表決に付する。

部會の議長は、討論の進行の促進に
役立つ提議をいつでも行うことがで
きる。

4 提案又は修正案の審議すべき本文
は、具体的かつ正確に表現しなけれ
ばならない。

5 (1) 會議の議長又は關係のある委員
會、小委員會若しくは作業部會の
議長は、各場合において、會合中
に提出される提案又は修正案を口
頭で通知すべきか、又は第四八八
号に定める条件に従つて印刷して
配布するために書面により提出す
べきかを決定する。

(2) 原則として、表決に付すべき重
要な提案の本文は、會議の業務用
語により作成し、討論前に研究す
ることが出来るように、十分な余
裕をもつて配布する。

(3) また、會議の議長は、第四八八
号に規定する提案又は修正案を受
領したときは、場合に依り、これ
を關係委員會又は本會議に送付す
る。

6 會議中に提案又は修正案を提出し
た者は、許可を得て、本會議におい
てこれを朗読し、又はその朗読を請
求し、及びその提出の理由を説明す
ることが出来る。

提案又は修正案の審議及び表決に
必要な条件
10 會議の開會前に提出され又は代表
團によつて會議中に提出される提案
又は修正案は、その審議に際して少
なくとも他の一の代表團によつて支
持されない限り、討論に付すること
ができない。

2 正当に支持された提案又は修正案
は、討論の後、表決に付する。

四九八	11 看過され又は延期された提案又は修正案 提案又は修正案が看過され、又はその審議が延期されたときは、これを提出した代表団は、当該提案又は修正案がその後放置されないように注意する。	五〇六	(2) 議事進行の動議を提出する代表団は、その発言において、討論中の問題の内容を取り扱ってはならない。 12.4 議事進行の動議及び発言の優先順位 第五〇五号及び第五〇六号に規定する議事進行の動議及び発言に与える優先順位は、次のとおりとする。 (a) この内部規則（表決の手續を含む。）の適用に関する議事進行の発言 (b) 会合の中止 (c) 会合の閉会 (d) 討論中の問題に関する討論の延期 (e) 討論中の問題に関する討論の終結 (f) その他のすべての議事進行の動議又は発言で、議長がその優先順位を定めるもの 12.5 会合の中止又は閉会の動議 代表団は、問題の討論中に、理由を明らかにして、会合の中止又は閉会の動議を提出することができる。この動議が支持された場合には、これに反対を表明する二人の発言者に中止又は閉会の問題についてののみ発言を許した後、これを表決に付する。	五一九 五二〇	12.7 討論の終結の動議 代表団は、討論中の問題の討論を終結する動議をいつでも提出することができる。この場合には、その終結に反対する二人の発言者に対してのみ発言を許した後、動議を表決に付する。議長は、この動議が採択された場合には、直ちに討論中の問題の表決を要求する。 12.8 発言の制限 (1) 本会議は、必要な場合には、特定の問題に関する同一代表団の発言の時間及び回数に制限することができる。 (2) もつとも、手續の問題に関して議長は、各発言の時間を最長五分に制限する。 (3) 発言者が許された発言の時間を超えるときは、議長は、本会議にその旨を通知し、発言者にその説明を短い時間に終了するよう要請する。 (3) 議長は、討論中に、発言者の名を記載した表を朗読することができる。議長は、発言の希望を表明する代表団の名称をこの表に加え、また、本会議の同意を得て、この表を締め切れることを宣言することができる。もつとも、議長は、適当と認めるときは、例外として、表の締め切りの後において、先に述べた発言に対して答弁する権利を与えることができる。 (2) 表に記載した発言者がすべて発言を終了したときは、議長は、討論の終結を宣言する。	五二八 五二九	12.10 権限の問題 権限の問題が生じたときは、討論中の問題の内容について表決を行う前に、これを解決しなければならぬ。 12.11 動議の撤回及び再提出 動議の提出者は、表決に付される前に当該動議を撤回することができる。このようにして撤回された動議は、修正を加えて又は加えないで、修正案の提出者である代表団又は他の代表団が再提出することができる。 13 投票権 1 会議に参加するために連合員によつて正当に委任された代表団は、会議のすべての会合において、第二条の規定に従つて一の票を投する権利を有する。 2 連合員の代表団は、第六十七条に定める条件に従つて、投票権を行使する。 14 表決 14.1 過半数の定義 (1) 過半数は、出席しかつ投票する代表団の数の二分の一を超える数とする。 (2) 棄権は、過半数を構成するためには必要な投票数の計算においては、考慮に入れない。 (3) 可否同数の場合には、提案又は修正案は、否定されたものとみなす。 (4) この内部規則の適用上、「出席しかつ投票する代表団」とは、提案に賛成又は反対を表明する代表団をいう。 14.2 表決への不参加	五二七
四九九	12 本会議における討論の方法 定足数 本会議において表決が有効に行われるためには、会議に派遣されかつ投票権を有する代表団の二分の一を超える代表団が、会合に出席し、又は代理されていなければならない。 12.2 討論の秩序 (1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして、発言を開始する。 (2) 発言を行う者は、すべての者がその内容を十分に理解することができるよう、各語を区切りかつ必要な間を置いて、ゆつくりかつはっきりと述べなければならない。	五〇八 五〇九	12.1 本会議における討論の方法 定足数 本会議において表決が有効に行われるためには、会議に派遣されかつ投票権を有する代表団の二分の一を超える代表団が、会合に出席し、又は代理されていなければならない。 12.2 討論の秩序 (1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして、発言を開始する。 (2) 発言を行う者は、すべての者がその内容を十分に理解することができるよう、各語を区切りかつ必要な間を置いて、ゆつくりかつはっきりと述べなければならない。	五二一 五二二	12.9 発言者の表の締め切り (1) 議長は、討論中に、発言者の名を記載した表を朗読することができる。議長は、発言の希望を表明する代表団の名称をこの表に加え、また、本会議の同意を得て、この表を締め切れることを宣言することができる。もつとも、議長は、適当と認めるときは、例外として、表の締め切りの後において、先に述べた発言に対して答弁する権利を与えることができる。 (2) 表に記載した発言者がすべて発言を終了したときは、議長は、討論の終結を宣言する。	五三〇 五三一	12.11 動議の撤回及び再提出 動議の提出者は、表決に付される前に当該動議を撤回することができる。このようにして撤回された動議は、修正を加えて又は加えないで、修正案の提出者である代表団又は他の代表団が再提出することができる。 13 投票権 1 会議に参加するために連合員によつて正当に委任された代表団は、会議のすべての会合において、第二条の規定に従つて一の票を投する権利を有する。 2 連合員の代表団は、第六十七条に定める条件に従つて、投票権を行使する。 14 表決 14.1 過半数の定義 (1) 過半数は、出席しかつ投票する代表団の数の二分の一を超える数とする。 (2) 棄権は、過半数を構成するためには必要な投票数の計算においては、考慮に入れない。 (3) 可否同数の場合には、提案又は修正案は、否定されたものとみなす。 (4) この内部規則の適用上、「出席しかつ投票する代表団」とは、提案に賛成又は反対を表明する代表団をいう。 14.2 表決への不参加	五三二
五〇〇	12.1 本会議における討論の方法 定足数 本会議において表決が有効に行われるためには、会議に派遣されかつ投票権を有する代表団の二分の一を超える代表団が、会合に出席し、又は代理されていなければならない。 12.2 討論の秩序 (1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして、発言を開始する。 (2) 発言を行う者は、すべての者がその内容を十分に理解することができるよう、各語を区切りかつ必要な間を置いて、ゆつくりかつはっきりと述べなければならない。	五〇一 五〇二	12.1 本会議における討論の方法 定足数 本会議において表決が有効に行われるためには、会議に派遣されかつ投票権を有する代表団の二分の一を超える代表団が、会合に出席し、又は代理されていなければならない。 12.2 討論の秩序 (1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして、発言を開始する。 (2) 発言を行う者は、すべての者がその内容を十分に理解することができるよう、各語を区切りかつ必要な間を置いて、ゆつくりかつはっきりと述べなければならない。	五〇三 五〇四	12.1 本会議における討論の方法 定足数 本会議において表決が有効に行われるためには、会議に派遣されかつ投票権を有する代表団の二分の一を超える代表団が、会合に出席し、又は代理されていなければならない。 12.2 討論の秩序 (1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして、発言を開始する。 (2) 発言を行う者は、すべての者がその内容を十分に理解することができるよう、各語を区切りかつ必要な間を置いて、ゆつくりかつはっきりと述べなければならない。	五〇五 五〇六	12.1 本会議における討論の方法 定足数 本会議において表決が有効に行われるためには、会議に派遣されかつ投票権を有する代表団の二分の一を超える代表団が、会合に出席し、又は代理されていなければならない。 12.2 討論の秩序 (1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして、発言を開始する。 (2) 発言を行う者は、すべての者がその内容を十分に理解することができるよう、各語を区切りかつ必要な間を置いて、ゆつくりかつはっきりと述べなければならない。	五〇七 五〇八
五〇一	12.2 討論の秩序 (1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして、発言を開始する。 (2) 発言を行う者は、すべての者がその内容を十分に理解することができるよう、各語を区切りかつ必要な間を置いて、ゆつくりかつはっきりと述べなければならない。	五〇七 五〇八	12.2 討論の秩序 (1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして、発言を開始する。 (2) 発言を行う者は、すべての者がその内容を十分に理解することができるよう、各語を区切りかつ必要な間を置いて、ゆつくりかつはっきりと述べなければならない。	五〇九 五一〇	12.2 討論の秩序 (1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして、発言を開始する。 (2) 発言を行う者は、すべての者がその内容を十分に理解することができるよう、各語を区切りかつ必要な間を置いて、ゆつくりかつはっきりと述べなければならない。	五一〇 五一〇	12.2 討論の秩序 (1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして、発言を開始する。 (2) 発言を行う者は、すべての者がその内容を十分に理解することができるよう、各語を区切りかつ必要な間を置いて、ゆつくりかつはっきりと述べなければならない。	五一〇 五一〇
五〇二	12.2 討論の秩序 (1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして、発言を開始する。 (2) 発言を行う者は、すべての者がその内容を十分に理解することができるよう、各語を区切りかつ必要な間を置いて、ゆつくりかつはっきりと述べなければならない。	五一〇 五一〇	12.2 討論の秩序 (1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして、発言を開始する。 (2) 発言を行う者は、すべての者がその内容を十分に理解することができるよう、各語を区切りかつ必要な間を置いて、ゆつくりかつはっきりと述べなければならない。	五一〇 五一〇	12.2 討論の秩序 (1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして、発言を開始する。 (2) 発言を行う者は、すべての者がその内容を十分に理解することができるよう、各語を区切りかつ必要な間を置いて、ゆつくりかつはっきりと述べなければならない。	五一〇 五一〇	12.2 討論の秩序 (1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして、発言を開始する。 (2) 発言を行う者は、すべての者がその内容を十分に理解することができるよう、各語を区切りかつ必要な間を置いて、ゆつくりかつはっきりと述べなければならない。	五一〇 五一〇
五〇三	12.2 討論の秩序 (1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして、発言を開始する。 (2) 発言を行う者は、すべての者がその内容を十分に理解することができるよう、各語を区切りかつ必要な間を置いて、ゆつくりかつはっきりと述べなければならない。	五一〇 五一〇	12.2 討論の秩序 (1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして、発言を開始する。 (2) 発言を行う者は、すべての者がその内容を十分に理解することができるよう、各語を区切りかつ必要な間を置いて、ゆつくりかつはっきりと述べなければならない。	五一〇 五一〇	12.2 討論の秩序 (1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして、発言を開始する。 (2) 発言を行う者は、すべての者がその内容を十分に理解することができるよう、各語を区切りかつ必要な間を置いて、ゆつくりかつはっきりと述べなければならない。	五一〇 五一〇	12.2 討論の秩序 (1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして、発言を開始する。 (2) 発言を行う者は、すべての者がその内容を十分に理解することができるよう、各語を区切りかつ必要な間を置いて、ゆつくりかつはっきりと述べなければならない。	五一〇 五一〇
五〇四	12.3 議事進行の動議及び発言 (1) 代表団は、討論において、適当と認めるときは、議事進行の動議を提出し、又は議事進行の発言を行うことができる。議事進行の動議又は発言については、この内部規則に従つて議長が直ちに決定を行う。代表団は、議長の決定に対して異議を申し立てることができない。ただし、この決定は、出席しかつ投票する代表団の過半数が反対しない限り、全面的に有効とする。	五一七 五一八	12.3 議事進行の動議及び発言 (1) 代表団は、討論において、適当と認めるときは、議事進行の動議を提出し、又は議事進行の発言を行うことができる。議事進行の動議又は発言については、この内部規則に従つて議長が直ちに決定を行う。代表団は、議長の決定に対して異議を申し立てることができない。ただし、この決定は、出席しかつ投票する代表団の過半数が反対しない限り、全面的に有効とする。	五一七 五一八	12.3 議事進行の動議及び発言 (1) 代表団は、討論において、適当と認めるときは、議事進行の動議を提出し、又は議事進行の発言を行うことができる。議事進行の動議又は発言については、この内部規則に従つて議長が直ちに決定を行う。代表団は、議長の決定に対して異議を申し立てることができない。ただし、この決定は、出席しかつ投票する代表団の過半数が反対しない限り、全面的に有効とする。	五一七 五一八	12.3 議事進行の動議及び発言 (1) 代表団は、討論において、適当と認めるときは、議事進行の動議を提出し、又は議事進行の発言を行うことができる。議事進行の動議又は発言については、この内部規則に従つて議長が直ちに決定を行う。代表団は、議長の決定に対して異議を申し立てることができない。ただし、この決定は、出席しかつ投票する代表団の過半数が反対しない限り、全面的に有効とする。	五一七 五一八
五〇五	12.3 議事進行の動議及び発言 (1) 代表団は、討論において、適当と認めるときは、議事進行の動議を提出し、又は議事進行の発言を行うことができる。議事進行の動議又は発言については、この内部規則に従つて議長が直ちに決定を行う。代表団は、議長の決定に対して異議を申し立てることができない。ただし、この決定は、出席しかつ投票する代表団の過半数が反対しない限り、全面的に有効とする。	五一七 五一八	12.3 議事進行の動議及び発言 (1) 代表団は、討論において、適当と認めるときは、議事進行の動議を提出し、又は議事進行の発言を行うことができる。議事進行の動議又は発言については、この内部規則に従つて議長が直ちに決定を行う。代表団は、議長の決定に対して異議を申し立てることができない。ただし、この決定は、出席しかつ投票する代表団の過半数が反対しない限り、全面的に有効とする。	五一七 五一八	12.3 議事進行の動議及び発言 (1) 代表団は、討論において、適当と認めるときは、議事進行の動議を提出し、又は議事進行の発言を行うことができる。議事進行の動議又は発言については、この内部規則に従つて議長が直ちに決定を行う。代表団は、議長の決定に対して異議を申し立てることができない。ただし、この決定は、出席しかつ投票する代表団の過半数が反対しない限り、全面的に有効とする。	五一七 五一八	12.3 議事進行の動議及び発言 (1) 代表団は、討論において、適当と認めるときは、議事進行の動議を提出し、又は議事進行の発言を行うことができる。議事進行の動議又は発言については、この内部規則に従つて議長が直ちに決定を行う。代表団は、議長の決定に対して異議を申し立てることができない。ただし、この決定は、出席しかつ投票する代表団の過半数が反対しない限り、全面的に有効とする。	五一七 五一八

五四〇

出席した代表団で、特定の表決に参加しないもの又は参加しない旨を明らかに宣言するものは、第五〇〇号に定める定足数の決定上、欠席したものとみなされず、また、第五四四号の規定の適用上、棄権したものとみなされない。

五四一

特別過半数

五四二

新たな連合員の加盟に関しては、必要とする過半数は、第一条に定めるところによる。

五四三

棄権の数が行使された投票(賛成、反対、棄権)の数の二分の一を超えるときは、討論中の問題の審議は、その後の会合に延期するものとし、当該その後の会合においては、棄権は、計算に入れない。

五四四

棄権の数が行使された投票(賛成、反対、棄権)の数の二分の一を超えるときは、討論中の問題の審議は、その後の会合に延期するものとし、当該その後の会合においては、棄権は、計算に入れない。

五四五

表決の手続

五四六

(1) 表決の手続は、次のとおりとする。

五四七

(a) (b)の手続による指名点呼又は(c)の手続による秘密投票が請求された場合を除くほか、原則として、挙手

五四八

(b) 次のいずれの場合には、出席しかつ投票権を有する連合員のフランス語による名称のアルファベット順による指名点呼

五四九

1 表決の開始前に、出席しかつ投票権を有する少なくとも二の代表団が指名点呼を請求した場合において、(c)の手続による秘密投票が請求されなかつたとき。

五五〇

2 (a)の手続による表決で過半数が明らかにならない場合

五五一

(c) 表決の開始前に、出席しかつ投票権を有する少なくとも五の

五五二

代表団が秘密投票を請求する場合に、秘密投票

五五三

(2) 議長は、表決の開始前に、表決の方法に関する請求を検討し、その後、適用する表決の手続及び表決に付される問題を正式に発表する。次いで、議長は、表決の開始を宣言し、表決が完了したときは、その結果を発表する。

五五四

(3) 秘密投票の場合には、事務局は、直ちに、投票の秘密を確保するために適当な措置をとる。

五五五

(4) 適当な電子方式を使用することができ、かつ、会議が決定する場合に、表決は、電子方式により行うことができる。

五五六

14.6 開始された表決を中断させることの禁止

五五七

表決が開始されたときは、いかなる代表団も、表決の方法に関する議事進行の動議の場合を除くほか、これを中断させることができない。この議事進行の動議は、進行中の表決の変更又は表決に付された問題の内容の変更をもたらし提案を含むことができない。表決は、表決が開始された旨の議長の宣言で開始し、表決の結果に関する議長の発表で終了する。

五五八

14.7 投票の説明

五五九

議長は、表決が行われた後、代表団がその投票について説明することを希望するときは、これに発言を許す。

五六〇

14.8 提案の分割表決

五六〇

(1) 提案の提出者が請求するとき、本会議が適当と認めるとき又は議長が提出者の承認を得て提議するときは、提案を分割し、各部分を

五六一

個別に表決に付する。次いで、提案の採択された各部分を一体として、表決に付する。

五六二

(2) 提案のすべての部分が否決されたときは、当該提案は、否決されたものとみなす。

五六三

14.9 同一の問題に関する提案の表決の順序

五六四

(1) 同一の問題に関して二以上の提案があるときは、これらの提案は、本会議が別段の決定を行わない限り、提出の順序に従って表決に付する。

五六五

(2) 各表決の後、本会議は、次の提案を表決に付する必要があるか否かを決定する。

五六六

14.10 修正案

五六七

(1) 原提案の一部の削除、原提案への追加又は原提案の一部の修正のみから成る変更の提案は、修正案とする。

五六八

(2) 提案に対する修正案は、当該提案を提出した代表団が受諾するときは、直ちに原提案に編入する。

五六九

(3) いかなる変更の提案も、本会議が原提案と矛盾すると認めるときは、修正案と認めない。

五七〇

14.11 修正案の表決

五七一

(1) 提案に対する修正案があるときは、まず、この修正案を表決に付する。

五七二

(2) 提案に対して二以上の修正案があるときは、まず、原提案に最も近い修正案を表決に付する。この最も近い修正案が過半数を得ない場合には、更に、残余の修正案のうち原提案に最も近いものを表決に付し、以下修正案の一が過半数を得るまで、同様の手続によつて

五七三

表決を行う。提案されたすべての修正案が審議され、いずれも過半数を得なかつた場合には、修正されない原提案を表決に付する。

五七四

(3) 一又は二以上の修正案が採択されたときは、次いで、これによつて修正された提案を表決に付する。

五七五

14.12 表決の繰返し

五七六

(1) 会議又は会合の委員会、小委員会又は作業部会に於いては、これらの委員会、小委員会又は作業部会において既に表決により決定を行つた提案、提案の一部又は修正案は、同一の委員会、小委員会又は作業部会において、再度表決に付することができない。この規定は、選択した表決の手続のいかににかかわらず適用する。

五七七

(2) 本会議に関しては、次の二の条件を満たさない限り、提案、提案の一部又は修正案を再度表決に付してはならない。

五七八

(a) 投票権を有する連合員の過半数が請求すること。

五七九

(b) 表決の繰返しの請求が表決から少なくとも一日後に行われること。

五八〇

15 委員会及び小委員会(討論の方法及び表決の手続)

五八一

1 委員会及び小委員会の議長は、この内部規則3の規定によつて会議の議長に与えられる権限と同様の権限を有する。

五八二

2 本会議における討論の方法に関するこの内部規則12の規定は、定足数に関するものを除くほか、委員会及び小委員会における討論に準用する。

五八〇 3 この内部規則14の規定は、委員会及び小委員会における表決に準用する。

16 留保

五八一 1 代表団は、原則として、自己の意見に他の代表団を賛同させることができなかつたときは、できる限り、過半数の意見に同調するよう努める。

五八二 2 もつとも、代表団は、その政府によるこの条約の批准又は規則の改正の承認を妨げる性質を有すると認める決定に關しては、暫定的又は確定的に留保を付することができる。

17 本会議の議事録

五八三 1 本会議の議事録は、會議の事務局が作成する。事務局は、議事録を、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合においても各会合の後五作業日以内に、代表団に配布することを確保する。

五八四 2 議事録が配布されたときは、代表団は、正当と認める訂正を、できる限り短い期間内に、書面により會議の事務局に提出することができる。もつとも、議事録が承認される会合において、代表団が口頭で訂正を申し入れることを妨げない。

五八五 3 (1) 議事録には、原則として、提案及び結論並びにこれらの主要な論拠のみをできる限り簡潔に記録する。

五八六 (2) もつとも、代表団は、自己が討論において行つた陳述の概要又は全部を記載することを請求する権利を有する。この場合には、代表団は、報告者の作業を容易にするため、原則として、発言の初めにその旨を表明するものとする。代

表団は、また、会合の終了後二時間以内に、その陳述文を會議の事務局に自ら提出しなければならない。

4 陳述の記載に關しては、第五八六号に定める権利は、すべての場合に慎重に行使しなければならない。

五八七 18 委員会及び小委員会の概要記録及び報告

五八八 1 (1) 委員会及び小委員会の討論は、会合ごとに、會議の事務局が作成する概要記録に取りまとめるものとし、事務局は、各会合の後五作業日以内に、代表団に配布する。

五八九 (2) もつとも、代表団は、第五八六号に定める権利を行使することができる。

五九〇 (3) 第五八六号に定める権利は、慎重に行使しなければならない。

五九一 2 委員会及び小委員会は、必要と認める部分的報告を作成することができるものとし、また、必要な場合には、その業務の終了に際し、付託された研究から生ずる提案及び結論を簡潔な形式で取りまとめた最終報告を提出することができる。

五九二 19 議事録、概要記録及び報告の承認

各会合又は委員会若しくは小委員会の各会合の初めにおいて、代表団に対し、前回の会合の議事録又は概要記録に關して意見があるかないかを尋ねる。いかなる訂正も事務局に通知されず、かつ、いかなる反対も口頭で表明されない場

合には、これらの議事録又は概要記録は、承認されたものとみなす。これと異なる場合には、議事録又は概要記録に、必要な訂正を行う。

2 部分的報告又は最終報告は、関係委員会又は関係小委員会によつて承認されなければならない。

五九三 (2) 本會議の最終会合の議事録は、本會議の議長が審査し及び承認する。

五九四 2 (1) 本會議の議長が審査し及び承認する。

五九五 (2) 委員会又は小委員会の最終会合の概要記録は、委員会又は小委員会の議長が審査し及び承認する。

五九六 20 修正される本文の章、条及び項の番号は、本會議の第一説会まで存置する。追加する本文には、原本文における直前の項の番号に「のA」、「のB」等を付した番号を暫定的に付する。

五九七 2 第一説会における採択の後、章、条及び項の最終的番号整理を、通常、編集委員会に付託する。ただし、本會議の決定がある場合には、事務局局長に付託することができる。

五九八 21 最終的承認

最終文書の本文は、本會議の第二説会で承認されたときは、最終的なものとする。

五九九 22 署名

會議が承認した最終本文は、代表される国のフランス語による名称のアルファベット順に、第六十七条に定める委任状を有する代表が署名する。

六〇一 24 料金の免除

會議の期間中、代表団の構成員、管理理事会の構成員、會議に出席する連合の常設機關の上級職員及び會議に派遣される連合の事務局の職員は、會議の開催される国の政府が他の関係政府及び関係のある認められた私企業と合意した範囲で、郵便、電報、電話及び加入電信の料金の免除を受ける権利を有する。

第十二章 その他の規定

六〇二 1 (1) 連合の會議並びに管理理事会及び國際諮問委員會の会合において、次の場合には、第一二〇号及び第一二七号に規定する用語以外の言語を使用することができる。

六〇三 (a) 事務局局長又は關係常設機關の長に対し、一又は二以上の他の言語を討論又は文書に使用することの請求があつた場合。ただし、この請求を行ひ又はこれを支持する連合員がこれらの言語の使用に要する追加の経費を負担する場合に限る。

六〇四 (b) 代表団が、自己の費用で、その使用する言語を第一二七号に規定する用語の一に通知するため、自ら措置をとる場合。

六〇五 (2) 第六〇三号に定める場合には、事務局局長又は關係常設機關の長は、關係連合員から所要の経費を連合に対して正当に支払ふことの約束を得た上、できる限り、その請求に應ずる。

六〇六 (3) 第六〇四号に定める場合には、更に、關係代表団は、希望するときは、自己の費用で、第一二七号

に規定する用語の一をその使用する言語に翻訳することができる。
六〇七 2 第一二二号から第一二六号までに規定するすべての文書は、これらの号に規定する用語以外の言語により刊行することができる。ただし、刊行を請求した連合員が所要の翻訳費及び刊行費のすべてを負担することを約束する場合に限る。

第七十九条 会計

六〇八 1 (1) 連合員は、選定した分担等級を、この条約の効力発生の日の少なくとも六箇月前に、事務総局長に通知する。
六〇九 (2) 事務総局長は、各連合員の決定を連合員に通告する。
六一〇 (3) 第六〇八号に定める期限内に決定を通知しない連合員は、従前の分担等級を維持する。
六一一 (4) 連合員は、既に選定した等級よりも高い分担等級をいつでも選定することができる。

六一二 2 (1) 新たな連合員は、加入した年については、加入した月の初日から計算した分担金を支払う。
六一三 (2) 連合員は、この条約を廃棄した場合に、廃棄が効力を生ずる月の末日までの分担金を支払う。
六一四 3 債務額に対しては、連合の各会計年度の初めから利子を付する。利率は、最初の六箇月間は年三パーセント、七箇月目以降は年六パーセントとする。

六一五 4 第六一六号から第六二三号までの規定は、認められた私企業、学術団体又は工業団体及び国際機関の分担金に適用する。
六一六 (a) 認められた私企業及び学術団体又は工業団体は、当該私企業及び

当該団体が国際諮問委員会の業務に参加することとした場合には、当該国際諮問委員会の経費を分担する。認められた私企業は、また、第三五八号の規定に従って当該私企業が参加することとし又は参加した主管庁会議の経費を分担する。
六一七 (b) 国際機関も、その参加を認められた会議又は会合の経費を分担する。ただし、管理理事会が相互主義を条件としてその分担を免除する場合、この限りでない。
六一八 (c) 第六一六号及び第六一七号の規定に従って会議又は会合の経費を分担する認められた私企業、学術団体又は工業団体及び国際機関は、第一一一号に掲げる表から、当該経費を負担するための分担等級（連合員のために保留する四分の一単位等級及び八分の一単位等級を除く。）を任意に選定して事務総局長に通知する。

六一九 (d) 会議又は会合の経費を分担する認められた私企業、学術団体又は工業団体及び国際機関は、既に選定した等級よりも高い分担等級をいつでも選定することができる。
六二〇 (e) 分担単位数は、この条約の有効期間中においては、減少させることができない。
六二一 (f) 国際諮問委員会の業務への参加を終止した場合には、終止が効力を生ずる月の末日までの分担金を支払う。
六二二 (g) 国際諮問委員会の業務に参加することとした認められた私企業、学術団体又は工業団体及び国際機関の当該国際諮問委員会の経費に

関する分担単位当たりの分担金額は、連合員の分担単位当たりの分担金額の五分の一に定める。このようにして定められる分担金は、連合の収入とする。この分担金に対しては、第六一四号の規定に従って利子を付する。
六二三 (h) 主管庁会議に第三五八号の規定に従って参加する認められた私企業及びこの会議に参加する国際機関の当該会議の経費に関する分担単位当たりの分担金額は、当該会議の予算総額を、連合員が連合の経費の分担金を支払う際の分担単位の総数で除して定める。このようにして定められる分担金は、連合の収入とする。この分担金に対しては、請求書の発送後六十日目から第六一四号に定める率で利子を付する。

六二四 5 連合員、連合員の集合、地域的機関その他の者のために行う測定、試験又は特別な調査について連合の研究所及び技術的施設が要する経費は、これらの連合員、集合、機関その他の者が負担する。
六二五 6 主管庁、認められた私企業又は個人に販売する刊行物の価格は、原則として製作及び配布の経費を賄うことを考慮の上、事務総局長が管理理事会と協力して決定する。
六二六 7 連合は、必要不可欠な経費を賄うこと、及びできる限り借入金への依存を避けるために十分な現金の準備を維持することができるように、運転資金を提供する予備勘定を保持する。管理理事会は、予想される必要額に基づいて、毎年、予備勘定の金額を定める。支出しなかった又は支

出を約束しなかったすべての予算上の金額は、各会計年度の終了時に予備勘定に繰り入れる。この予備勘定に関するその他の細目については、財政規則に定める。
第八十条 主管庁会議及び国際諮問委員会の総会の会計上の責任
六二七 1 主管庁会議及び国際諮問委員会の総会は、会計上の影響を伴う提案を採択する前に、これらの提案が管理理事会で承認することのできる金額を超える支出をもたらさないことを確保するため、連合の予算に関するすべての見直しを考慮する。
六二八 2 主管庁会議又は国際諮問委員会の総会の決定は、その実施が管理理事会で承認することのできる金額を超えて経費の直接又は間接の増加を伴う場合には、実施してはならない。

第八十一条 計算書の作成及び決済
六二九 1 連合員の主管庁及び認められた私企業で、電気通信の国際業務を行うものは、その貸方及び借方の額について合意する。
六三〇 2 第六二九号の借方及び貸方に関する計算書は、業務規則に従って作成する。ただし、関係当事者の間に特別の取極がある場合は、この限りでない。
六三一 第八十二条 仲裁手続（第五十条参照）
631 1 仲裁を求める当事者は、仲裁請求通告書を相手方に送付して手続を開始する。
六三二 2 当事者は、仲裁を人、主管庁又は政府のいずれかに付託するかを合意によつて決定する。仲裁請求通告書の日付の日から起算して一箇月の期間内に当事者がこれについて合意に到達することができなかったときは、

六三三 3 仲裁は、政府に付託する。
仲裁者は、紛争当事者である国の国民でなく、当該国に住所を有しておらず、かつ、その機関に雇用されてい

ない者でなければならない。
六三四 4 仲裁を政府又はその主管庁に付託

する場合、当該政府又は当該主管庁は、適用について紛争を生じた協定の締結国であつて紛争に係るがない連合員のうちから選定されなければならない。
六三五 5 各紛争当事者は、仲裁請求通告書

の受領の日から起算して三箇月の期間内に、それぞれ一の仲裁者を指名する。
六三六 6 二を超える当事者が紛争に係る

場合には、紛争について共通の利害関係を有する当事者の各集合は、第六三四号及び第六三五号に定める手続に従い、それぞれ一の仲裁者を指名する。
六三七 7 このようにして指名された二の仲

裁者は、一の第三仲裁者の指名について合意する。最初の二の仲裁者が人であつて政府又は主管庁でない場合には、第三仲裁者は、第六三三号に定める条件に適合しなければならず、かつ、他の二の仲裁者のいずれとも異なる国籍を有しなければならない。二の仲裁者の間に第三仲裁者の選定について合意が成立しない場合には、各仲裁者は、紛争にいかなる利害関係を有しないそれぞれ一の第三仲裁者を提議する。次いで、事務総局長は、第三仲裁者を指名するためのくじ引を行う。
六三八 8 紛争当事者は、合意によつて指名

する単一の仲裁者に紛争を解決させ

るように合意することができる。紛争当事者は、また、それぞれ一の仲裁者を指定し、これらのうちから単一の仲裁者を指名するためのくじ引を行うことを事務総局長に請求することができる。
六三九 9 仲裁者は、従うべき手続を任意に決定する。
六四〇 10 単一の仲裁者の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。仲裁が二以上の仲裁者に付託された場合には、仲裁者の投票の過半数による裁定が最終的なものであり、かつ、当事者を拘束する。
六四一 11 各紛争当事者は、仲裁の調査及び付託に要した経費を負担する。仲裁の費用は、当事者が各自に要したものを除くほか、紛争当事者の間で均等に割り当てる。
六四二 12 連合は、仲裁者が必要とする紛争に関するすべての情報を提供する。
第十三章 業務規則
第八十三条 業務規則
六四三 この条約は、次の業務規則によつて補充する。

電信規則
電話規則
無線通信規則
以上の証拠として、各全権委員は、英語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により本書一通を作成してこの条約に署名した。紛争がある場合には、フランス文による。この原本は、国際電気通信連合に寄託保存する。国際電気通信連合は、その原本一通を各署名国に送付する。
一九八二年十一月六日にナイロビで作成した。

(署名欄は省略)
第一附属書(第三号参照)
アフガニスタン民主共和国

アルバニア人民社会主義共和国
アルジェリア民主人民共和国
ドイツ連邦共和国
アンゴラ人民共和国
サウディ・アラビア王国
アルゼンティン共和国
オーストラリア
オーストリア
バハマ国
バハレーン国
バングラデシュ人民共和国
バルバドス
ベルギー
ベリーズ
ベナン人民共和国
白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国
ビルマ連邦社会主義共和国
ボリヴィア共和国
ボツワナ共和国
ブラジル連邦共和国
ブルガリア人民共和国
ブルンディ共和国
カメルーン連合共和国
カナダ
カーボ・ヴェルデ共和国
中央アフリカ共和国
チリ
中華人民共和国
サイプラス共和国
ヴァチカン市国
コロンビア共和国
コモロ国連邦共和国
コンゴ人民共和国
大韓民国
コスタ・リカ
象牙海岸共和国
キューバ
デンマーク
ジブティ共和国

ドミニカ共和国
エジプト・アラブ共和国
エル・サルヴァドル共和国
アラブ首長国連邦
エクアドル
スペイン
アメリカ合衆国
エチオピア
フィジー
フィンランド
フランス
ガボン共和国
ガンビア共和国
ガーナ
ギリシャ
グレナダ
グアテマラ共和国
ギニア人民革命共和国
ギニア・ビサウ共和国
赤道ギニア共和国
ガイアナ
ハイチ共和国
上ヴォルタ共和国
ホンデュラス共和国
ハンガリー人民共和国
インド共和国
インドネシア共和国
イラン国教共和国
イラク共和国
アイスランド
イスラエル国
イタリア
ジャマイカ
日本国
ヨルダン・ハシムット王国
民主カンボディア
ケニア共和国
クウェイト国

ラオス人民民主共和国
レソト王国
レバノン
リベリア共和国
社会主義人民リビア・アラブ国
リヒテンシュタイン公国
ルクセンブルグ
マダガスカル民主共和国
マレーシア
マラウイ
モルディヴ共和国
マリ共和国
マルタ共和国
モロッコ王国
モリシヤス
モリタニア回教共和国
メキシコ
モナコ
モンゴル人民共和国
モザンビーク人民共和国
ナミビア
ナウル共和国
ネパール
ニカラグア
ニジェール共和国
ナイジェリア連邦共和国
ノールウェー
ニュー・ジブラント
オマーン国
ウガンダ共和国
パキスタン回教共和国
パナマ共和国
パプア・ニューギニア
パラグアイ共和国
オランダ王国
ペルー
フィリピン共和国
ポーランド人民共和国
ポルトガル

カタル国
シリア・アラブ共和国
ドイツ民主共和国
朝鮮民主主義人民共和国
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国
ルーマニア社会主義共和国
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
ルワンダ共和国
サン・マリノ共和国
サントメ・プリンシペ民主共和国
セネガル共和国
シエラ・レオネ
シンガポール共和国
ソマリア民主共和国
スーダン民主共和国
スリ・ランカ民主社会主義共和国
南アフリカ共和国
スウェーデン
スイス連邦
スリナム共和国
スワジランド王国
タンザニア連合共和国
チャード共和国
チェコスロヴァキア社会主義共和国
タイ
トーゴ共和国
トンガ王国
トリニダード・トバゴ
チュニジア
トルコ
ソヴィエト社会主義共和国連邦
ウルグアイ東方共和国
ヴェネズエラ共和国
ガイエトナム社会主義共和国
イエメン・アラブ共和国
イエメン民主人民共和国
ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国
ザイール共和国

ザンビア共和国
ジンバブエ共和国
第二附属書
国際電気通信連合の条約及び規則において使用する若干の語の定義
二〇〇一 この条約の適用上、次の語は次に定義する意味を有する。
二〇〇二 主管庁 国際電気通信条約及びその規則の義務を履行するためにとるべき措置について責任を有する政府の機関
二〇〇三 有害な混信 無線航行業務その他の安全業務の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って使用する無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを反復的に中断し若しくは妨害する混信
二〇〇四 公衆通信 局が公衆の用に供されている事実により、局が伝送するために受信しなければならない電気通信
二〇〇五 代表団 同一の国が派遣する代表及び、場合により、代表者、顧問、随員又は通訳の全体
各連合員は、任意にその代表団を構成するものとし、特に、認められた私企業に属する者又は電気通信に關係があるその他の私企業に属する者を、代表、顧問又は随員の資格で、代表団に含めることができる。
二〇〇六 代表 全権委員会に対して連合員の政府が派遣する者又は主管庁會議若しくは国際諮問委員会の会合において連合員の政府若しくは主管庁を代表する者
二〇〇七 専門家 国際諮問委員会の研究委員会の会合に出席することを自国の政府又は主管庁によって許可された国内の学術団体又は工業団体が派遣する者

二〇〇八 私企業 政府の施設又は機関以外の個人又は団体で、国際電気通信業務を行うための電気通信設備又は国際電気通信業務に有害な混信を生じさせるおそれがある電気通信設備を運用するもの
二〇〇九 認められた私企業 第二〇〇八号の定義に適合する私企業のうち公衆通信業務又は放送業務を運用する私企業で、その主たる事務所の所在地がある連合員によつて、又は自己の領域において電気通信業務に関する設置及び運用を当該私企業に許可した連合員によつて、第四十四条に定める義務を課されたもの
二〇一〇 オブザーバー この条約の関連規定に基づいて派遣される次に掲げる者
顧問の資格で全権委員会、主管庁會議又は国際諮問委員会の会合に参加するため、国際連合、国際連合の専門機関、国際原子力機関又は電気通信に関する地域的機関が派遣する者
顧問の資格で主管庁會議又は国際諮問委員会の会合に参加するため、地域主官庁會議に投票権なしで参加するため、連合員の政府が派遣する者
二〇一一 無線通信 電波による電気通信
注1 電波とは、人工的導体のない空間を伝搬する当面三、〇〇〇ギガヘルツより低い周波数の電磁波をいう。
注2 第三号の規定の適用上、「無線通信」という語は、人工的導体のない空間を伝搬する三、〇〇〇ギガヘルツを超える周波数の電磁波による電気

通信を含む。

二〇二二 放送業務 一般公衆によつて直接に受信されるための発射を行う無線通信業務。放送業務は、音響のための発射、テレビジョンのための発射その他の形態の発射を含むことができる。

二〇二三 国際業務 異なつた国に存在し又は属するすべての種類の電気通信の局の間における電気通信業務

二〇二四 移動業務 移動局と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務

二〇二五 電気通信 有線、無線、光線その他の電磁的方式によるすべての種類の記号、信号、文書、影像、音響又は情報のすべての伝送、発射又は受信

二〇二六 電報 受取人に配達するため電信によつて伝送されるための文書。この語は、別段の定めがない限り、無線電報を含む。

二〇二七 局報 次の者の間に交換される電報で、国際公衆電気通信に関するもの

(a) 主管庁相互の間
(b) 認められた私企業相互の間
(c) 主管庁と認められた私企業との間

(d) 一方において主管庁及び認められた私企業と他方において事務総局長との間

二〇二八 官報及び官用通話 次に掲げる当局の元首

政府の長及び政府の一員である者
陸軍、海軍又は空軍の司令長官
外交官又は領事官
国際連合事務総長及び国際連合の主要機関の長
国際司法裁判所
以上に定める官報の返信は、同様

に官報とみなす。

二〇一九 私報 官報又は局報以外の電報

二〇二〇 電信 伝送された情報を受信と同時に画像記録の形式で記録するための電気通信の形式。伝送された情報は、場合により、他の形式で提供すること又は将来の使用のために記録することができる。

注 画像記録とは、情報の媒体であつて、筆記され若しくは印刷された文言又は静止影像を永久的な形式で記録するものである。かつ、整理し及び検索することができものをいう。

二〇二一 電話 主として言語の形式で情報を交換するための電気通信の形式

第三附属書(第三十九条参照)
国際連合と国際電気通信連合との間の協定

前文

国際連合憲章第五十七条及び千九百四十七年にアトランティック・シティで締結された国際電気通信条約第二十六条の規定にかんがみ、国際連合及び国際電気通信連合は、次のとおり協定する。

第一条

国際連合は、国際電気通信連合(以下「連合」という)がその基本的文書で定める目的を達成するためにこの文書に基づいて適当なすべての措置をとることを任務とする専門機関であることを認める。

第二条 相互の代表者の派遣

1 国際連合は、連合のすべての全権委員会及び主管庁会議の討議に投票権なしで参加する代表者を送るよう招請される。国際連合は、また、連合との正当な協議の後、国際連合に關係がある問題の討議に投票権なしで参加する権利をもつて国際諮問委員会の会合その他連合が招集するすべての会合に出席する代表者を送るよう招請される。

2 連合は、電気通信の問題の協議のため、国際

連合総会の会合に出席する代表者を送るよう招請される。

3 連合は、国際連合の経済社会理事会及び信託統治理事会並びにこれらの理事会の委員会及び小委員会の会合に出席する代表者を送り、かつ、これらの会合の議事日程のうち連合が利害關係を有する項目の討議に投票権なしで参加するよう招請される。

4 連合は、その権限内にある問題が討議されるべき国際連合総会の主要な委員会の会合に出席する代表者を送り、かつ、その討議に投票権なしで参加するよう招請される。

5 国際連合事務局は、連合が提出するすべての文書による報告を、場合に依り、総会、経済社会理事会及びその委員会並びに信託統治理事会の構成員に配布する。同様に、連合は、国際連合が提出する文書による報告を連合員に配布する。

第三条 議事日程への問題の記載

連合は、必要があるときは事前の協議を行つた上で、国際連合が連合に提案する問題を全権委員会若しくは主管庁会議又は連合の他の機関の会合の議事日程に記載する。同様に、経済社会理事会及びその委員会並びに信託統治理事会は、その議事日程に連合の会合その他の機関が提案する問題を記載する。

第四条 国際連合の勧告

1 連合は、国際連合が、憲章第五十五条に定める目的の實現を促進しなければならないこと並びに経済社会理事会が憲章第六十二条の規定によつて与えられた任務及び権限の行使として経済的、社会的、文化的、教育的及び保健的国際事項その他関係国際事項に関する研究及び報告を行い、又は発議し、並びにこれらのすべての事項に關して関係専門機関に勧告をすることに關して同理事会に援助を与えなければならないことを考慮し、また、国際連合がこれらの専門機関の政策及び活動を調整するために勧告をすべきことを憲章第五十八条及び第六十三条が定

めていることを考慮して、国際連合が連合に対して行うすべての正式の勧告を有用な目的のため連合の適当な機関にできる限り速やかに付託するため、必要な措置をとることに同意する。

2 連合は、国際連合の請求があつたときは、1にいう勧告に關してこれと協議すること及びこの勧告を実施するため連合若しくは連合員がついた措置又はこの勧告を考慮した他の結果について適当な期間内に国際連合に通報することに同意する。

3 連合は、専門機関の活動と国際連合の活動との十分に効果的な調整を確保するために必要なその他の措置について協力する。連合は、特に、経済社会理事会がこの調整を容易にするために設置する機関と協力すること及びその目的を達成するために必要な情報を提供することに同意する。

第五条 情報及び文書の交換

1 一定の文書の秘密の保持に必要な措置に従うことを条件として、国際連合及び連合は、それぞれの必要を満たすため、情報及び文書をできる限り完全かつ迅速に交換する。

2 1の規定の一般性を害することなく、
(a) 連合は、その活動に關する年次報告を国際連合に提出する。
(b) 連合は、国際連合から特別報告、研究又は情報の請求を受けたときは、できる限りこれに應ずる。

(c) 国際連合事務総長は、連合の権限のある当局の請求があつたときは、連合に特別の利害關係がある情報を連合に提供するため、当該当局と意見の交換を行う。

第六条 国際連合に対する援助

連合は、国際連合加盟国でない連合員の特殊な地位を十分に考慮して、国際連合憲章及び国際電気通信条約に従い、国際連合並びにその主要機関及び補助機関と協力すること及びこれらに対してできる限りの援助を与えることに同意する。

第七條 國際司法裁判所との關係

1 連合は、國際司法裁判所が國際司法裁判所規程第三十四條の規定に従つて請求するすべての情報にこれを提供することに同意する。

2 國際連合總會は、連合と國際連合又は他の專門機關との間の相互關係に関する問題を除くほか、連合の権限の範圍内において生ずる法律問題について、連合が國際司法裁判所の勧告的意見を請求することを許可する。

3 2の請求は、全權委員會議又はその許可に基づいて行動する管理理事會が國際司法裁判所に對して行うことができる。

4 連合は、國際司法裁判所に対して勧告的意見を請求するときは、その請求を經濟社會理事會に通報する。

第八條 職員に関する規定

1 國際連合及び連合は、職員について、雇用條件の重大な差異及び募集上の競争を避け、並びにその勤務を最もよく活用するために双方が望ましいと認める人事の交流を容易にするため、できる限り共通の基準、方式及び規定を定めることに同意する。

2 國際連合及び連合は、1の目的を達成するため、できる限り協力することに同意する。

第九條 統計業務

1 國際連合及び連合は、統計資料の収集、分析、発表、標準化、改良及び頒布に關し、できる限り緊密な協力、活動の重複の回避及び技術職員の最も効果的な活用の実現に努めることに同意する。國際連合及び連合は、統計資料を最もよく利用するため及びこの資料を提供する政府その他の機關の業務を軽減するため協力することに同意する。

2 連合は、國際連合が諸國際機關の一般的目的に役立つ統計の収集、分析、発表、標準化、改良及び頒布を任務とする中央機關であることを認める。

3 國際連合は、連合がその固有の分野における統計の収集、分析、発表、標準化、改良及び頒布を任務とする中央機關であることを認める。

布を任務とする中央機關であることを認める。ただし、この統計が國際連合自体の目的の実現又は全世界の統計の改良のために必要である限り、國際連合がこの統計に關与する權利を害するものではない。連合の業務書類を作成する形式に關するすべての決定は、連合が行う。

4 一般的利用に供するための統計資料のセンターを設ける目的をもつて、連合の基本的統計集又は特別報告に編入するため連合に提供された資料を、國際連合の請求があつたときは、できる限りこれに利用させることが合意される。

5 國際連合の基本的統計集又は特別報告に編入するため國際連合に提供された資料を、連合の請求があつたときは、できる限り、かつ、適当な範圍でこれに利用させることが合意される。

第十條 事務上及び技術上の業務

1 國際連合及び連合は、職員及び利用することができる資源を最も効果的に活用するため、適合し又は重複する業務の創設をできる限り避け、かつ、必要があるときは、このために協議することが望ましいことを認める。

2 國際連合及び連合は、正式の文書の登録及び保管に關し、共同して措置をとる。

第十一條 予算及び會計の規定

1 連合の予算又は予算案は、連合員に送付すると同時に、國際連合に送付する。國際連合總會は、これに關して連合に勧告を行うことができる。

2 連合は、その予算が討議されるときはいつでも、國際連合總會又はそのすべての委員會の討議に投票權なしで参加する代表者を送る權利を有する。

第十二條 特別業務の會計

1 國際連合がこの協定の第六條又は他の規定に従つて援助、特別報告又は研究を請求した結果、連合が多額の追加経費を負担しなければならぬときは、両当事者は、この経費をできる限り衡平に負担する方法を定めるために協議する。

2 國際連合及び連合は、また、連合の請求によつて國際連合が提供した事務上、技術上又は會計上の業務及びすべての特別の便宜又は援助の費用の負担について、衡平と認める措置をとるために協議する。

第十三條 國際連合通行証
連合の職員は、國際連合事務局長と連合の権限のある當局との間に締結される特別の協定に従つて國際連合通行証を使用する權利を有する。

第十四條 諸機關の間の協定
1 連合は、連合と他の專門機關、政府間機關又は國際的な非政府機關との間に計画される正式の協定の性質及び範圍を經濟社會理事會に通報することに同意し、更に、協定が締結されたときは、その細目を經濟社會理事會に通報する。

2 國際連合は、連合に關係がある問題について他のすべての專門機關が計画する正式の協定の性質及び範圍を連合に通報することに同意し、更に、協定が締結されたときは、その細目を連合に通報する。

第十五條 連絡
1 國際連合及び連合は、前記の諸規定が兩機關の間の効果的な連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意する。國際連合及び連合は、このために必要な措置をとる意思を有することを確認する。

2 この協定中の連絡に關する規定は、連合と國際連合（地域的又は補助的事務局を含む。）との間の關係について適當な範圍で適用する。

第十六條 國際連合の電気通信業務
1 連合は、國際連合が電気通信業務の運用について連合員と同一の權利を有することが重要であると認める。

2 國際連合は、その管理下にある電気通信業務を國際電気通信條約及びこれに附屬する規則に従つて運用することを約束する。

3 この條の規定の実施に關する細目は、別の取極で定める。

第十七條 協定の実施

國際連合事務局長及び連合の権限のある當局は、この協定の實施上望ましいと認められるすべての補足的取極を締結することができる。

第十八條 改正

この協定は、いずれか一方の当事者からの六箇月の予告を條件として、國際連合と連合との間の合意により改正することができる。

第十九條 効力発生

1 この協定は、國際連合總會及び千九百四十七年のアトランティック・シティにおける電気通信全權委員會議の承認を得た後、暫定的に効力を生ずる。

2 1に定める承認を條件として、この協定は、千九百四十七年にアトランティック・シティで締結された國際電気通信條約と同時に、又は連合の決定によつてそれ以前の日に、正式に効力を生ずる。

追加議定書

I 千九百八十三年から千九百八十九年までの期間の連合の經費に關する追加議定書

管理理事會は、管理理事會事務局

國際周波數登錄委員會

國際諮問委員會の事務局

連合の研究所及び技術的施設

開發途上國のための技術協力及び技術援助

助

の年度經費が、千九百八十三年から次回の全權委員會議までの間の年度について、次の金額を超えないように連合の年度予算を定める権限を与えられる。

千九百八十三年度 六六、九五〇、〇〇〇
千九百八十四年度 七二、三〇〇、〇〇〇
千九百八十五年 七二、三〇〇、〇〇〇
千九百八十六年度 七二、三〇〇、〇〇〇
千九百八十七年度 七二、三〇〇、〇〇〇
千九百八十八年度 七二、三〇〇、〇〇〇
千九百八十九年度 七二、三〇〇、〇〇〇

千九百八十五年 七二、八五〇、〇〇〇 スイス・フラン 千九百八十六年度 七四、一〇〇、〇〇〇 スイス・フラン 千九百八十七年度 七五、〇五〇、〇〇〇 スイス・フラン 千九百八十八年度 七五、四〇〇、〇〇〇 スイス・フラン 千九百八十九年度 七六、五五〇、〇〇〇 スイス・フラン	放送業務に分配されたH F帯の計画作成のための世界無線通信主管庁会議（千九百八十四年及び千九百八十六年） 一〇、〇〇〇、〇〇〇 スイス・フラン（千九百八十三年度予算から千九百八十六年度予算まで） 静止衛星軌道の使用及びこの軌道を使用する宇宙業務の計画作成に関する世界無線通信主管庁会議（千九百八十五年及び千九百八十八年） 一一、一〇〇、〇〇〇 スイス・フラン（千九百八十三年度予算から千九百八十八年度予算まで）	る。使用されない場合に他の予算項目に移すことは、できない。） 四、五五〇、〇〇〇 スイス・フラン 国際無線通信諮問委員会の会合 千九百八十三年度 二、七〇〇、〇〇〇 スイス・フラン 千九百八十四年度 二、二〇〇、〇〇〇 スイス・フラン 千九百八十五年度 五、二五〇、〇〇〇 スイス・フラン 千九百八十六年度 一、一〇〇、〇〇〇 スイス・フラン 千九百八十七年度 三、四五〇、〇〇〇 スイス・フラン 千九百八十八年度 三、五〇〇、〇〇〇 スイス・フラン 千九百八十九年度 五、三〇〇、〇〇〇 スイス・フラン	千九百八十七年度 六、五〇〇、〇〇〇 スイス・フラン 千九百八十八年度 六、六五〇、〇〇〇 スイス・フラン 千九百八十九年度 七、〇〇〇、〇〇〇 スイス・フラン セミナー 千九百八十三年度 八〇〇、〇〇〇 スイス・フラン 千九百八十四年度 二〇〇、〇〇〇 スイス・フラン 千九百八十五年度 四二〇、〇〇〇 スイス・フラン 千九百八十六年度 二〇〇、〇〇〇 スイス・フラン 千九百八十七年度 三三〇、〇〇〇 スイス・フラン 千九百八十八年度 二〇〇、〇〇〇 スイス・フラン 千九百八十九年度 三三〇、〇〇〇 スイス・フラン	2 管理理事会は、国際電気通信条約第一〇九号に掲げる会議並びに国際諮問委員会及びセミナリの会合に関する経費を承認することができ、このための金額は、会議準備会合、会期から会期までの間の業務及び会議又は会合自体に関する経費並びに会議又は会合直後の経費（予測できる場合には、会議又は会合の決定から生ずることがある直接経費を含む。）を賄うものとする。 2.1 管理理事会が採択する会議、会合及びセミナリのための予算は、千九百八十三年から千九百八十九年までの間の年度について、次の金額を超えることができない。 (a) 会議 移動業務のための世界無線通信主管庁会議（千九百八十三年） 一、九五〇、〇〇〇 スイス・フラン	全権委員会（千九百八十九年） 四、二三〇、〇〇〇 スイス・フラン 会議の決定の実施（管理理事会の承認を条件として、会議の決定の実施に係るものに限って支出す	(c) 国際電気通信諮問委員会の会合 千九百八十三年度 四、八〇〇、〇〇〇 スイス・フラン 千九百八十四年度 六、九〇〇、〇〇〇 スイス・フラン 千九百八十五年度 六、一〇〇、〇〇〇 スイス・フラン 千九百八十六年度 六、三〇〇、〇〇〇 スイス・フラン	2.2 全権委員会が千九百八十九年に開催されない場合には、管理理事会は、国際電気通信条約第一〇九号に掲げる各会議の同年の後の経費及び国際諮問委員会の各会合の同年の後の年度予算をそれぞれ計上しなければならない。このような予算額は、この追加議定書の7の規定により、連合員によつてあらかじめ承認されなければならない。この予算額は、
---	---	--	---	--	---	---	---

他に使用することができない。

2.3 管理理事会は、2.1(b)、(c)及び(d)に定める会合及びセミナリのための限度額を超える経費を次に掲げる金額で賄うことができる場合には、これを承認することができる。

前年度以前からの繰越金
次年度以降から控除することができる金

3 管理理事会が承認した「国際周波数登録委員会による電子計算機の拡大利用」計画に関する経費は、次の金額を超えることができない。

千九百八十三年度
三、九七六、〇〇〇
千九百八十四年度
三、二七四、〇〇〇

千九百八十五年度
三、二七四、〇〇〇
千九百八十六年度
三、二七四、〇〇〇

千九百八十七年度
三、二七四、〇〇〇
千九百八十八年度
三、二七四、〇〇〇

千九百八十九年度
三、二七四、〇〇〇
千九百九十年度
三、二七四、〇〇〇

千九百九十年度
三、二七四、〇〇〇
千九百九十年度
三、二七四、〇〇〇

千九百九十年度
三、二七四、〇〇〇
千九百九十年度
三、二七四、〇〇〇

千九百九十年度
三、二七四、〇〇〇
千九百九十年度
三、二七四、〇〇〇

千九百九十年度
三、二七四、〇〇〇
千九百九十年度
三、二七四、〇〇〇

千九百九十年度
三、二七四、〇〇〇
千九百九十年度
三、二七四、〇〇〇

4 管理理事会は、次の事項について、過去二年

間に発生した変化、当年度に発生が見込まれる変化及び最も確実な見積りに基づいて将来の二年間次年度及びその次の年度に発生が見込まれる変化の程度を年ごとに評価する。

4.1 俸給表、年金掛金及び手当（国際連合がジュネーブにおいて勤務するその職員に適用することを認める勤務地手当を含む）

4.2 スイス・フランと合衆国ドルとの間の為替相場。ただし、これが国際連合の方式による職員経費に影響を与える場合に限り。

4.3 職員経費以外の経費に係るスイス・フランの購買力

5 4.1、4.2及び4.3に関する情報に照らして、管理理事会は、4の規定に基づいて調整された1、2及び3に掲げる額の範囲内において、次年度の経費（及び暫定的にその次の年度の経費）を承認することができる。この場合には、連合の管理を超えて生ずる変化に迅速な調整が不可能な経費もあることを認識の上、経費の増加の大部分を連合の組織内における節減を通じて賄うことが望ましいことを考慮する。もつとも、実際の経費は、4に規定する実際の変化に応じて調整した額を超えてはならない。

6 管理理事会は、できる限りの節減を行うことを任務とする。このため、管理理事会は、毎年、承認される経費を、必要な場合には4の規定を考慮して、1、2及び3に定める範囲内で、連合の必要に應ずることができる最低の水準に定める義務を負う。

7 管理理事会は、予測することができなかった緊急を要する活動の経費を1から4までの規定により使用することのできる金額で賄うことができる。この場合には、全権委員会が決定した限度額を一パーセント未満の範囲で超える経費を定めることができる。管理理事会は、提案された金額が限度額を一パーセント以上超える場合には、連合員と正式に協議してその過半数の承認を得たときに限り、当該提案された金額を承認することができる。連合員と協議する場合に

は、管理理事会は、このような措置を必要とする事実について十分な説明を行う。

8 管理理事会は、各年度の分担単位当たりの金額を決定する場合には、年度による大幅な変動を避けるため、将来の会議及び会合の計画並びにこれらに関する見積額を考慮する。

1 分担等級の選定のため連合員が従うべき手続に関する追加議定書

2 連合員は、国際電気通信条約（千九百八十二年ナイロビ）第一一一号に掲げる分担等級表から選定した分担等級を、千九百八十二年七月一日前に、事務総局長に通知する。

3 1の規定に従って千九百八十二年七月一日前に決定を通知しない連合員は、マラガトレモリス条約（千九百七十二年）の下で分担していた単位数と同じ単位数を分担しなければならぬ。

4 連合員は、新条約の下における分担金に関する自己の相対的な地位が旧条約の下におけるものに比べて著しく不利になっている場合には、新条約の効力発生の後開催される管理理事会の最初の会合において、管理理事会の承認を得て、その選定した分担単位数を減少させることができる。

5 国際連合が国際連合憲章第七十五条の規定に従って委任された事項を遂行するに際して国際電気通信条約を適用することを可能にするための措置に関する追加議定書

6 国際電気通信連合全権委員会（千九百八十二年ナイロビ）は、準連合員の資格を廃止するとマラガトレモリス全権委員会（千九百七十二年）の決定に伴い、国際連合による国際電気通信条約の適用の継続を可能にするため、次の措置をとることを決定した。

7 国際連合が国際連合憲章第七十五条の規定に従ってモントルー国際電気通信条約（千九百六十五年）に関連して現に享有している可能性は、ナイロビ国際電気通信条約（千九百八十二年）が効力を

生じたときは、同条約の下においても継続することが合意された。個々の場合については、連合の管理理事会が審査する。

8 事務総局長及び事務総局次長が就任する日に関する追加議定書

9 ナイロビ全権委員会（千九百八十二年）が定める条件に従って同会議が選出した事務総局長及び事務総局次長は、千九百八十二年一月一日に就任する。

10 国際周波数登録委員会の委員が就任する日に関する追加議定書

11 ナイロビ全権委員会（千九百八十二年）が定める条件に従って同会議が選出した国際周波数登録委員会の委員は、千九百八十二年五月一日に就任する。

12 国際諮問委員会の委員長の選挙に関する追加議定書

13 国際電気通信連合全権委員会（千九百八十二年ナイロビ）は、国際諮問委員会の委員長が全権委員会により選出される旨の規定を採択し、次の経過措置をとることを決定した。

14 1次回の全権委員会（千九百七十二年）の間、国際諮問委員会の委員長は、マラガトレモリス国際電気通信条約（千九百七十二年）に定められた手続に従い、同委員会の総会が選出する。

15 1の規定に従って選出された国際諮問委員会の委員長は、次回の全権委員会により選出されたその後任者が同会議の決定に従って就任する日までその職にとどまる。

16 経過の取極に関する追加議定書

17 国際電気通信連合全権委員会（千九百八十二年ナイロビ）は、ナイロビ国際電気通信条約（千九百八十二年）が効力を生ずるまでの間において暫定的に適用される次の規定を採択した。

18 1 国際電気通信連合全権委員会（千九百八十二年ナイロビ）がナイロビ国際電気通信条約（千九百八十二年）に定める手続に従って選出した四十一の連合員で構成する管理理事会は、選挙後速やかに会合し、同条約により委任される任

務を遂行することができる。

2 管理理事会がその第一回会期中に選出する議長及び副議長は、管理理事会の千九百八十四年の年次会期の初めに行われるこれらの者の後任者の選挙の時までその職にとどまる。

以上の証拠として、各全権委員は、英語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により本書一通を作成してこれらの追加議定書に署名した。これらの議定書は、国際電気通信連合に寄託保存する。国際電気通信連合は、その贈本一通を各署名国に送付する。

千九百八十二年十一月六日にナイロビで作成した。

(署名欄は省略)

紛争の義務的解決に関する国際電気通信条約(千九百八十二年ナイロビ)の選定追加議定書

下名の全権委員は、国際電気通信条約(千九百八十二年ナイロビ)に署名するに際し、全権委員会(千九百八十二年ナイロビ)の最終文書の一部を成す紛争の義務的解決に関する次の選定追加議定書に署名した。

国際電気通信条約(千九百八十二年ナイロビ)以下「条約」という。この選定追加議定書の当事者である連合員は、

条約又は条約第四十二条に規定する規則の解釈又は適用に関するすべての紛争を、これらの連合員に付する希望を表明して、

次のとおり協定した。

第一条

条約又は条約第四十二条に規定する規則の解釈又は適用に関する紛争は、条約第五十条に定める解決方法の一が合意により選定されない限り、いづれか一方の当事者の請求に基づき、義務的仲裁に付する。その手続は、条約第八十二条に定める手続とする。ただし、同条5の規定は、次のとおり修正する。

5 各紛争当事者は、仲裁請求通告書の受領の日から起算して三箇月の期間内に、それぞれ一の仲裁者を指名する。一方の当事者がこの期間内に仲裁者を指名しないときは、事務総局長は、他方の当事者の請求に基づき、3及び4の規定に従ってその指名を行う。

第二条

この議定書は、条約に署名する連合員による署名のために開放しておく。この議定書は、条約について定める手続に従って批准されなければならない。この議定書は、連合員となる国による加入のために開放しておく。

第三条

この議定書は、条約の効力発生の日又は二番目の批准若しくは加入に係る文書の寄託の日から三十日目の日のいずれか遅い日に効力を生ずる。この議定書が効力を生じた後にこれを批准し又はこれに加入する連合員については、この議定書は、批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第四条

事務総局長は、すべての連合員に次の事項を通報する。

(a) この議定書の署名及び批准書又は加入書の寄託

(b) この議定書が効力を生ずる日

以上の証拠として、各全権委員は、英語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により本書一通を作成してこの議定書に署名した。紛争がある場合には、フランス文による。この原本は、国際電気通信連合に寄託保存する。国際電気通信連合は、その贈本一通を各署名国に送付する。

千九百八十二年十一月六日にナイロビで作成した。

(署名欄は省略)

三月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件
二、出版物の国際交換に関する条約の締結について承認を求めるの件
三、国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

千九百八十三年の国際熱帯木材協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百八十三年の国際熱帯木材協定

前文

この協定の締結は、国際連合貿易開発会議がその第四回会期及び第五回会期においてそれぞれ採択した一次産品総合計画に関する決議第九十三号(第四回会期)及び第百二十四号(第五回会期)を想起し、

熱帯木材の生産及び生物学的均衡を維持し、熱帯木材の適切な効果的な保全及び開発が重要であり、かつ、必要であることを認め、

熱帯木材が加盟国の経済にとって、特に、加盟生産国にあってはその輸出、加盟消費国にあってはその供給の確保にとって重要であることを認め、

熱帯木材経済が直面している問題の解決を見いだすため加盟生産国と加盟消費国との間の国際協力体制を設立することを希望して、

第一章 目的

第一条 目的

千九百八十三年の国際熱帯木材協定(以下「この協定」という)の目的は、国際連合貿易開発会議が採択した一次産品総合計画に関する決議第九十三号(第四回会期)及び第百二十四号(第五回会期)に定める目的で関連を有するものを達成し、あわせて加盟生産国及び加盟消費国の双方の利益を図るため、並びに自国の天然資源に対する加盟生産国の主権に留意して、次のとおりとする。

(a) 熱帯木材経済に関連するすべての側面についての熱帯木材の加盟生産国と加盟消費国との間の協力及び協議のための効果的な枠組みを提供すること。

(b) 熱帯木材の国際貿易の拡大及び多様化並びに熱帯木材市場の構造上の状況の改善を促進すること。この場合において、消費が長期的に増大するよう及び供給が継続するよう考慮し、また、価格が生産者にとって採算がとれ、かつ、消費者にとって公平であるよう及び市場への進出の機会が改善されるよう考慮するものとする。

(c) 森林経営及び木材利用を改善するため、研究及び開発を促進し及び支援すること。

(d) 国際熱帯木材市場のより一層の明瞭性を確保するため市場情報を改善すること。

(e) 加盟生産国の工業化を促進するため、また、それにより当該加盟生産国の輸出収入を増加させるため、当該加盟生産国における熱帯木材の加工の増進及び加工度の向上を奨励すること。

(f) 産業用熱帯木材の造林及び森林経営活動を支援し及び発展させるよう加盟国を奨励すること。

(g) 加盟生産国が輸出する熱帯木材の販売及び流通を改善すること。

(h) 熱帯林及びその遺伝資源の持続的利用及び保全並びに関連地域の生物学的均衡の維持を目的とした国内政策の発展を奨励すること。

第二章 定義

第二条 定義

この協定の適用上、

- (1) 「熱帯木材」とは、北回帰線と南回帰線との間に位置する国において生育し又は生産される非球果類の木材であつて産業用に使用するものをいい、丸太、製材、単板及び合板を含む。熱帯原産の球果類の木材がある程度含む合板も、この定義に含まれる。

- (2) 「加工度の向上」とは、丸太を全部又はほとんど全部が熱帯木材から成る一次木材製品、半製品及び完成品に加工することをいう。

- (3) 「加盟国」とは、この協定が暫定的に効力を有しているか確定的に効力を有しているにかかわらず、この協定によつて拘束されることに同意した政府又は第五条に規定する政府機関をいう。

- (4) 「加盟生産国」とは、熱帯森林資源を有する国若しくは数量において熱帯木材の純輸出国である国であつて、付表Aに掲げられ、かつ、この協定の締約国となるもの又は熱帯森林資源を有する国若しくは数量において熱帯木材の純輸出国である国であつて、同付表に掲げられていないが、この協定の締約国となり、かつ、理事会がその締約国となる国の同意を得て加盟生産国であると宣言したものをいう。

- (5) 「加盟消費国」とは、付表Bに掲げられ、かつ、この協定の締約国となる国又は同付表に掲げられていないが、この協定の締約国となり、かつ、理事会がその締約国となる国の同意を得て加盟消費国であると宣言した国をいう。

- (6) 「機関」とは、次条の規定により設立される国際熱帯木材機関をいう。

- (7) 「理事会」とは、第六条の規定により設置される国際熱帯木材理事會をいう。

- (8) 「特別多数票」とは、出席しかつ投票する加盟生産国の投票する票の三分の二以上の票及び出席しかつ投票する加盟消費国の投票する票の六十パーセント以上の票（それぞれ別個に計算する。）をいう。ただし、出席しかつ投票する加盟生産国の半数以上及び出席しかつ投票する加盟消費国の半数以上がこれらの数の票を投ずることを条件とする。

消費国の半数以上がこれらの数の票を投ずることを条件とする。

- (9) 「区分ごとの単純過半数票」とは、出席しかつ投票する加盟生産国の投票する票の過半数の票及び出席しかつ投票する加盟消費国の投票する票の過半数の票（それぞれ別個に計算する。）をいう。

- (10) 「会計年度」とは、一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。

- (11) 「自由利用可能通貨」とは、ドイツ・マルク、フランス・フラン、日本円、スターリング・ポンド、合衆国ドルその他国際取引上の支払を行うため現に広範に使用され、かつ、主要な為替市場において広範に取引されている通貨として、能力を有する国際通貨機関が随時指定する通貨をいう。

第三章 組織及び運営

第三条 国際熱帯木材機関の設立、本部及び構成

- 1 この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、この協定により国際熱帯木材機関を設立する。

- 2 機関は、第六条の規定により設置される国際熱帯木材理事會、第二十四条に規定する委員会その他補助機関並びに事務局長及び職員によつてその機能を営む。

- 3 理事会は、その第一回会期において、機関の本部の所在地を決定する。

- 4 機関の本部は、常に、加盟国の領域に置く。

- 第五節 機関の加盟国

- (a) 加盟生産国

- (b) 加盟消費国

- 第五節 政府機関の加盟

- 1 この協定において「政府」というときは、欧州経済共同体並びに国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任能力を有するその他の政府機関を含む。したがつて、この協定において、署名、批准、受諾若しくは承認、

暫定的適用の通告又は加入というときは、そのような政府機関については、政府機関による署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入を含む。

- 2 1の政府機関は、その権限内の事項に関し、表決が行われる場合には、第十条の規定により当該政府機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票を投ずる。この場合には、当該政府機関の構成国は、各自の投票権を行使することができない。

第四章 国際熱帯木材理事會

- 第六節 最高機関は、国際熱帯木材理事會とし、理事會は、機関のすべての加盟国で構成する。

- 2 加盟国は、理事會において一人の代表により代表されるものとし、また、理事會の会期に出席する代表代理及び顧問を指名することができ

- 3 代表代理は、代表が不在である間又は特別な場合において代表に代わつて行動し及び投票する権限を与えられる。

- 第七節 理事會の権限及び任務

- 1 理事會は、この協定の実施のために必要なすべての権限を行使し及びその実施のために必要なすべての任務を遂行し又はこれらの任務の遂行のための措置をとる。

- 2 理事會は、特別多数票による議決で、この協定の実施のために必要な規則（理事會の手続規則並びに機関の会計及び職員に関する規則を含む。）を採択する。会計に関する規則は、特に、運営勘定及び特別勘定の資金の収入及び支出を規律する。理事會は、その手続規則において、適合することなく特定の事項について決定を行うための手続を定めることができる。

- 3 理事會は、この協定に基づく任務の遂行に必要な記録を保管する。

- 第八節 理事會の議長及び副議長

一人を選出する。議長及び副議長は、機関から報酬を受けない。

- 2 議長及び副議長は、いずれか一方は加盟生産国の代表のうちから、他方は加盟消費国の代表のうちから選出される。これらの職は、両区分の加盟国に毎年交互に振り当てられる。ただし、例外的な事象において、理事會が特別多数票による議決で決定する場合に、議長若しくは副議長又は双方の再選を妨げるものではない。

- 3 議長が一時的に欠けた場合には、副議長が議長の職を代行する。議長及び副議長は、一方が一時的に欠けた場合又は議長及び副議長が一方若しくは双方がその任期を残して欠けた場合には、理事會は、場合に依りて、加盟生産国又は加盟消費国の区分のうち該当する区分に属する加盟国の代表のうちから、一時的に又は前任者の任期の残余の期間その職を行う新規の役員を選出することができる。

第九節 理事會の会期

- 1 理事會は、原則として、少なくとも毎年一回、通常会期を開催する。

- 2 理事會は、その決定するとき又は次のいずれかにによる要請があるときは、特別会期を開催する。

- (a) 事務局長（理事會の議長が兼任する場合）
(b) 過半数の加盟生産国又は過半数の加盟消費国

- (c) 五百票以上の票を有する加盟国

- 3 会期は、理事會が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において開催する。加盟国の招請により理事會が機関の本部以外の場所において会合する場合に、当該加盟国は、本部以外の場所で開催することにより生ずる追加の費用を支弁する。

- 4 会期の通知及び会期における議題は、少なくとも六週間前に事務局長が加盟国に送付する。ただし、緊急の場合には、通知は、少なくとも七日前に送付する。

- 第十節 票の配分

- 1 加盟生産国及び加盟消費国は、それぞれ総体として、千票ずつを有する。
- 2 加盟生産国の票は、次のとおり配分する。
 - (a) 四百票は、アフリカ、アジア太平洋及びラテン・アメリカの三生産地域の間で平等に配分する。このようにしてこれらの各地域に配分された票は、当該地域の加盟生産国の間で平等に配分する。
 - (b) 三百票は、加盟生産国の間で、すべての加盟生産国の熱帯森林資源の総計に対する各加盟生産国の熱帯森林資源の割合に従つて配分する。
 - (c) 三百票は、加盟生産国の間で、確定的な数字を入手することのできる最近の三年間の各加盟生産国の熱帯木材の純輸出額の平均に比例して配分する。
- 3 2の規定にかかわらず、2の規定に従つて計算されアフリカ地域の加盟生産国に配分されたすべての票は、アフリカ地域のすべての加盟生産国の間で平等に配分する。残余の票がある場合には、当該残余の各票は、次のとおりアフリカ地域の加盟生産国に配分する。まず、2の規定に従つて行われた計算により最大の票数を配分された加盟生産国に配分し、次に、二番目に多い票数を配分された加盟生産国に配分する。残余の票の配分は、このようにして、すべての残余の票が配分されるまで行われる。
- 4 2(b)の規定による票の配分の計算上、「熱帯森林資源」とは、国際連合食糧農業機関(FAO)が定義する生産可能な開墾広葉樹林をいう。
- 5 加盟消費国の票は、次のとおり配分する。加盟消費国は、十の基本票を有する。残余の票は、加盟消費国の間で、票の配分が行われる年の四暦年前の年以降の三年間における各加盟消費国の熱帯木材の純輸入量の平均に比例して配分する。
- 6 理事会は、各会計年度の第一回会期の始めに、この条の定めるところにより当該会計年度について票を配分する。配分は、7に定める場合を除くほか、当該会計年度の残余の期間効力を有する。
- 7 機関の加盟国の構成に変動がある場合又は加盟国の投票権がこの協定の定めるところにより停止され若しくは回復される場合には、理事会は、この条の定めるところにより、影響を受ける加盟国の区分内で票を再配分する。この場合には、理事会は、票の再配分が効力を生ずる時期を決定する。
- 8 票数は、一未満の端数を伴つてはならない。
- 9 票数は、一未満の端数を伴つてはならない。
- 10 加盟国は、自国の有するすべての票を投ずる権利を有するが、投票に当たり票を分割してはならない。もつとも、2の規定により委託された票については、加盟国は、自国の有する票と別個に投ずることができる。
- 11 加盟生産国は他の加盟生産国に対し、また、加盟消費国は他の加盟消費国に対し、自国の責任において、理事会の議長に対する書面による通告により、理事会の会合において自国の利益を代表し及び自国の票を投ずることを委任することができる。
- 12 加盟国は、棄権したときは、投票しなかつたものとみなす。
- 13 第十二条 理事会の決定及び勧告
1 理事会は、意見の一致によつて、すべての決定及び勧告を行うよう努める。意見の一致を得ることができない場合には、理事会は、この協定が特別多数票による議決で行うことを定めている場合を除くほか、区分ごとの単純過半数票による議決で、すべての決定及び勧告を行う。
- 2 加盟国が前条2の規定を適用して理事会の会合において投票した場合に、当該加盟国は、1の規定の適用上、出席しかつ投票したもののみならず。
- 13 第十三条 理事会の定足数
1 理事会のいかなる会合においても、過半数の加盟生産国であつて加盟生産国の総票数の三分の二以上を有するものが出席していなければならない。
- 2 理事会の会合の日として予定された日及びその翌日において1に定める定足数が得られない場合には、会期のその後の日においては、過半数の加盟生産国であつて加盟生産国の総票数の過半数を有するもの及び過半数の加盟消費国であつて加盟消費国の総票数の過半数を有するものが出席していなければならない。
- 3 第十三条2の規定に基づいて代表されている加盟国は、出席しているものとみなす。
- 14 第十四条 他の機関との協力及び調整
1 理事会は、国際連合及びその諸機関(例えば、国際連合貿易開発会議(UNCTAD)、国際連合工業開発機関(UNIDO)、国際連合環境計画(UNEP)、国際連合開発計画(UNDP)及び国際貿易センター(ITC)、国際連合食糧農業機関(FAO)その他の国際連合の適当な専門機関並びに適当な政府機関、政府機関又は非政府機関との協議又は協力のため、適当なすべての措置をとる。
- 2 機関は、この協定の目的を達成するための努力の重複を避け、既存の政府機関、政府機関又は非政府機関の活動の補完性及び効率を高めるため、可能な最大限の範囲において、これらの機関の便宜、役務及び専門的知識を利用する。
- 15 第十五条 オブザーバーの参加
1 理事会は、熱帯木材に関心を有する非加盟国又は前条、第二十条若しくは第二十七条に規定する諸機関に対し、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。
- 16 第十六条 事務局長及び職員
1 理事会は、特別多数票による議決で、事務局長を任命する。
- 2 事務局長の任用の条件は、理事会が定める。
- 3 事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、理事会の決定に従つたこの協定の運用及び実施につき、理事会に対して責任を負う。
- 4 事務局長は、理事会の定める規則に従つて職員を任命する。理事会は、第一回会期において、特別多数票による議決で、事務局長が任命することのできる行政職員及び専門職員の数を決定する。その数の変更は、特別多数票による議決で、理事会が決定する。職員は、事務局長に対して責任を負う。
- 5 事務局長及び職員は、熱帯木材産業、熱帯木材の取引その他熱帯木材に係る商業活動につきいかなる金銭上の利害関係も有してはならない。
- 6 事務局長及び職員は、任務の遂行に当たり、いかなる加盟国にも又は機関以外のいかなる当局にも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。事務局長及び職員は、理事会に対して最終的に責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も差し控える。加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら国際的な性格を尊重するものとし、これらの者に対してその責任の遂行について影響を及ぼそうとしてはならない。
- 17 第十七条 特権及び免除
1 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。
- 2 機関は、この協定の効力発生の後できる限り速やかに、機関並びに事務局長、職員及び専門家並びに加盟国の代表の地位、特権及び免除であつてこれらの任務の遂行のため必要とされるものに關する協定(以下「本部協定」という)を機関の本部が置かれる国の政府(以下「接受政府」という)と締結するよう努める。
- 3 機関は、2に規定する本部協定が締結されるまでの間、機関がその被用者に支払う報酬及び機関の資産、収入その他の財産に対する課税を接受政府の国の法令の範囲内で免除するよう接受政府に要請する。

- 4 機関は、また、理事会の承認の下に、この協定の機能が適正に営まれるために必要な能力特権及び免除に関する取極を他の国と締結することができる。
- 5 機関の本部が他の加盟国に移転する場合に、当該他の加盟国は、理事会の承認の下に、機関とできる限り速やかに本部協定を締結する。
- 6 本部協定は、この協定とは別個のものとする。もつとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。
- (a) 接受政府と機関との間で合意する場合
- (b) 機関の本部が接受政府の国から移転する場合
- (c) 機関が存在しなくなる場合
- 第六章 会計
- 第十八条 勘定
- 1 機関に、次の二の勘定を置く。
- (a) 運営勘定
- (b) 特別勘定
- 2 事務局長は、これらの勘定の管理につき責任を負う。理事会は、必要な手続規則を作成する。
- 第十九条 運営勘定
- 1 この協定の運用に要する費用は、運営勘定に記帳するものとし、3から5までに定めるところによりその額が決定され、かつ、各加盟国の憲法上又は制度上の手続に従つて支払われる年次分担金により支弁する。
- 2 理事会、第二十四条に規定する委員会その他補助機関に出席する代表団の費用は、関係加盟国が支弁する。加盟国が機関からの特別の役務を要請する場合には、理事会は、当該加盟国に対し当該役務に要する費用の負担を要求する。
- 3 理事会は、各会計年度の終了前に、次の会計年度の機関の運営予算を承認し、当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。
- 4 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該会計年度の運営予算が承認される時点におけるすべての加盟国の票数の合計に

- 対する当該加盟国の票数の割合に比例するものとする。分担金の額の決定に当たっては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止又はこれによつて生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。
- 5 この協定の効力発生の後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及びその加盟時における会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度分の他の加盟国の分担金の額は、変更しない。
- 6 最初の運営予算に係る分担金の支払の義務は、第一回会期において理事会の定める日に生ずる。その後の運営予算に係る分担金の支払の義務は、各会計年度の初日に生ずる。いずれかの会計年度中に機関に加盟した加盟国の当該会計年度に係る分担金の支払の義務は、加盟国となつた日に生ずる。
- 7 加盟国が6の規定による分担金の支払の義務を生ずる日の後四箇月以内に運営予算に係る分担金の全額を支払っていない場合には、事務局長は、当該加盟国に対して速やかに支払うよう要請する。事務局長の要請の後二箇月以内に当該加盟国がその分担金を支払っていない場合には、当該加盟国は、支払うことができないう理由の説明を要請される。分担金の支払の義務が生ずる日から七箇月を経過した時においても当該加盟国がなお分担金を支払っていない場合には、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、分担金の全額が支払われる時まで、当該加盟国の投票権は停止され、また、支払が遅れた分担金につき接受国の中央銀行の利率で利子が徴収される。
- 8 加盟国は、7の規定により権利を停止された場合においても、引き続き、分担金を支払う責任を負う。
- 第二十条 特別勘定
- (a) 準備事業勘定
- 1 特別勘定の下に、次の二の勘定を置く。

- (b) 事業勘定
- 2 特別勘定のための資金は、次のものから調達することができ。
- (a) 一次産品のための共通基金（活動を開始した場合）の第二勘定
- (b) 地域金融機関及び国際金融機関
- (c) 任意提出
- 3 特別勘定の資金は、承認された事業又は準備事業にのみ使用する。
- 4 準備事業勘定から事業に対して支出されたすべての経費は、当該事業がその後理事会で承認されかつそのための資金が確保された場合には、事業勘定から償還される。この協定の効力発生から六箇月以内に理事会に対して準備事業勘定のための資金が提供されない場合には、理事会は、状況を検討し、適当な措置をとる。
- 5 特定の事業に対するものとして受領された収入はすべて、特別勘定に記帳する。当該特定の事業に係るすべての費用（コンサルタント及び専門家に對する報酬及び旅費を含む）は、特別勘定から支弁する。
- 6 加盟国が任意に借入れについてのすべての義務及び責任を負う場合には、理事会は、適当なときは、特別多数票による議決で、当該借入れによつて資金が調達される事業を支援するため条件を定める。機関は、当該借入れについていかなる義務も負わない。
- 7 理事会は、承認された事業の資金調達のための借入れを行いかつ当該借入れに関するすべての義務を負う主体を、当該主体（加盟国を含む。）の同意を得て、指名し及び推薦することができる。この場合において、機関は、資金の使用の状況を把握する権利及び資金が供与された事業の実施を監視する権利を留保する。もつとも、機関は、個々の加盟国その他の主体が任意に与える保証について責任を負わない。
- 8 いずれの加盟国も、事業に関する他の加盟国又は主体による借入れ又は貸付けから生ずる責任について機関の加盟国であるという理由によ

- り責任を負うものではない。
- 9 用途が特定されていない任意の資金が機関に提供される場合には、理事会は、当該資金を受領することができ。当該資金は、準備事業及び承認された事業のために使用することができる。
- 10 事務局長は、理事会の定める条件で、理事会によつて承認された事業のための適当かつ確実な資金の調達に努める。
- 11 特定の承認された事業のための提出は、理事会が提出者との合意により別段の決定を行わない限り、当初に提出の対象とされた特定の事業のためにのみ使用する。機関は、提出者が別段の合意を行わない限り、事業の完了後において、当該事業のために当初提供された提出の総計に對する各提出者の提出の割合に比例して残余の資金を各提出者に返済する。
- 第二十一条 支払の形式
- 1 運営勘定に對する分担金は、自由利用可能通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。
- 2 特別勘定に對する提出金は、自由利用可能通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。
- 3 理事会は、また、特別勘定に對する提出については、承認された事業の要件を満たすような提出であつて提出金以外のもの（科学的及び技術的機材並びに要員の提供を含む）を受け入れることを決定することができる。
- 第二十二条 会計の検査及び公表
- 1 理事会は、機関の会計検査のため、独立した会計検査専門家を指名する。
- 2 1の会計検査専門家が独立した立場から会計検査を行つた運営勘定及び特別勘定の決算書は、各会計年度の終了の後でできる限り速やかに、遅くとも六箇月以内に、加盟国が利用することができるようになるものとし、理事会が、その後開催される最初の会期において適宜検討し、承認する。会計検査を了した決算書及び貸

情対照表の概要は、その後公表する。

第七章 事業活動の実施

第二十三条 事業

- 1 すべての事業計画案は、加盟国が機関に提出し、関連する委員会が検討する。
- 2 理事会は、第一条の目的を達成するため、研究及び開発、市場情報、開発途上加盟生産国における加工度の向上及び加工の増進並びに造林及び森林経営の分野におけるすべての事業計画案を検討し、あわせて関連する委員会が提出する勧告を検討する。第二条(1)に定義する熱帯木材に基づくこれらの事業計画案は、同条(1)に列挙される熱帯木材製品以外の熱帯木材製品を含むことができる。この規定は、適当な場合には、第二十五条に規定する各委員会の任務にも適用する。
- 3 理事会は、6又は7に規定する基準に基づき、特別多数票による議決で、第二十条の規定に基づく資金の供与又は支援を行うため事業計画を承認する。
- 4 理事会は、継続的に、承認した事業を実施するための措置をとり、また、事業効果を確実なものとするため当該事業の実施を監視する。
- 5 研究及び開発に関する事業は、次の五の分野のうち少なくとも一に關係するものとする。
 - (a) 木材利用（知名度又は利用度の低い樹種の利用を含む）。
 - (b) 天然林開発
 - (c) 造林
 - (d) 収穫、伐採・搬出のための基盤の整備、技術要員の訓練
 - (e) 制度上の枠組み、国家計画の立案
- 6 理事会は承認する研究及び開発に関する事業は、次の各基準に適合したものでなければならぬ。
 - (a) 産業用熱帯木材の生産及び利用に関連を有すること。
 - (b) 熱帯木材経済全体にとって有益であり、また、加盟生産国及び加盟消費国の双方に關連

を有すること。

- (c) 国際熱帯木材貿易の維持及び拡大に關連を有すること。
- (d) 費用について経済的収益を十分予測させること。
- (e) 既存の研究機関を最大限に利用し、可能な最大限の範囲において、努力の重複を避けること。
- 7 市場情報、加工度の向上及び加工の増進並びに造林及び森林経営の分野における事業は、6(b)に規定する基準に適合するものとする。これらの事業は、できる限り、6(a)、(c)、(d)及び(e)に規定する基準にも適合するものとする。
- 8 理事会は、各生産地域の利害及び特質を考慮して、事業の優先順位を決定する。理事会は、当初は、一次産品総合計画に基づく熱帯木材に關する第六回予備協議が承認した研究及び開発に關する事業計画概要並びに理事會が承認する他の事業に対し高い優先順位を与える。
- 9 理事会は、特別多数票による議決で、事業に対する支援を打ち切ることができる。
- 第二十四条 委員会の設置
 - 1 この協定により、機関の常設委員会として次の委員会を設置する。
 - (a) 経済情報及び市場情報に關する委員会
 - (b) 造林及び森林経営に關する委員会
 - (c) 林産業に關する委員会
 - 2 理事会は、特別多数票による議決で、適当かつ必要と認めるその他の委員会及び補助機関を設置することができる。
 - 3 1及び2に規定する委員会及び補助機関は、理事會對して責任を負うものとし、その一般的な指揮の下に活動する。委員会及び補助機関の会合は、理事會が招集する。
 - 4 各委員会への参加は、すべての加盟国に開放される。委員会の手続規則は、理事會が決定する。
- 第二十五条 委員会の任務
 - 1 経済情報及び市場情報に關する委員会の任務

は、次のとおりとする。

- (a) 機関が必要とする統計その他の情報の入手の可能性及び質を検討すること。
- (b) 国際熱帯木材貿易の状況を把握するため付表Cで確定した統計資料及び特定の指標を分析すること。
- (c) (b)の資料その他の関連する情報に基づき、国際熱帯木材市場並びにその現状及び短期の見通しを絶えず検討すること。
- (d) 熱帯木材に關する適切な研究（国際熱帯木材市場の長期の見通しを含む）の必要性及び性質に關し理事會に勧告を行い、また、理事會が委託する研究の状況を把握し及び検討すること。
- (e) 理事會がこの委員会に委任する熱帯木材の経済的、技術的及び統計的側面に關連するその他の任務を遂行すること。
- (f) 加盟生産国の関連する統計業務を改善するため、当該加盟生産国に対する技術協力の供与を助けること。
- 2 造林及び森林経営に關する委員会の任務は、次のとおりとする。
 - (a) 産業用熱帯木材の生産のための造林及び森林経営に對して国内的及び國際的に行われる支援及び援助を定期的に検討すること。
 - (b) 造林及び森林経営のための国内事業計画に對する技術援助の増大を奨励すること。
 - (c) 造林及び森林経営のための資金調達の要請を評価し、すべての可能な資金源を確定すること。
 - (d) 産業用熱帯木材の國際貿易の将来における必要性を常に検討し、その検討に基づき、造林及び森林経営の分野における適当かつ可能な計画及び措置を確定し及び検討すること。
 - (e) 権限のある機関の援助を得て、造林及び森林経営の分野における知識の移転を助長すること。
 - (f) これらの活動を、造林及び森林経営の分野における協力のため、例えば、國際連合食糧

農業機關、國際連合環境計画、世界銀行、地域銀行その他の権限のある機關が進めている関連する活動と調整しかつ調和させること。

- 3 林産業に關する委員会の任務は、次のとおりとする。
 - (a) 加盟生産国における加工活動の発展につき加盟生産国と加盟消費国とが同等の資格で行う協力を、特に、次の分野で促進すること。
 - (i) 技術移転
 - (ii) 訓練
 - (iii) 熱帯木材の名称の標準化
 - (iv) 加工製品の仕様の調和
 - (v) 投資及び合併事業の奨励
 - (vi) 販売
 - (b) 加工度の向上及び加工の増進に伴う構造上の変化を加盟生産国及び加盟消費国の双方の利益となるよう助長するため、情報の交換を促進すること。
 - (c) この分野において行われている活動の状況を把握し、かつ、権限のある機關と協力して、問題点及びその可能な解決策を識別し及び検討すること。
 - (d) 熱帯木材の加工に關する国内事業計画に對する技術援助の増大を奨励すること。
 - 4 研究及び開発は、前条1の規定により設置される各委員会の共通の任務とする。
 - 5 これらの各委員会は、研究及び開発、造林及び森林経営、加工度の向上及び加工の増進並びに市場情報の間の緊密な關係にかんがみ、この条に定める任務の遂行に加え、各委員会に付託される事業計画案（各委員会の権限内における研究及び開発に關する事業計画案を含む。）に關し、次のことを行う。
 - (a) 事業計画案を検討し並びに技術的に審査し及び評価すること。
 - (b) 理事會が定める一般的な指針に従つて、理事會對し事業計画案に關する勧告を行うために必要な準備事業活動につき決定し及び実施すること。

(c) 事業につき第二十條2に規定する可能な資金源を確定すること。

(d) 事業の実施を監視し、すべての加盟国の利益のため、できるだけ広く事業の結果を収集し、かつ配布するよう図ること。

(e) 理事会に対し事業について報告すること。

(f) 理事会が各委員会に委任する事業に関連するその他の任務を遂行すること。

6 各委員会は、これらの共通の任務の遂行に当たり、加盟生産国において要員の訓練を強化する必要性、加盟国、特に加盟生産国の研究開発に関する活動及び能力を組織し又は強化する方法につき検討し、かつ提案することの必要性並びに加盟国間、特に加盟生産国間における研究遂行に関するノウ・ハウ及び技法の移転を促進することの必要性を考慮する。

第八章 一次産品のための共通基金との関係

第二十六條 一次産品のための共通基金との関係

共通基金が活動を開始した場合には、機関は、一次産品のための共通基金を設立する協定において定められる原則に従って共通基金の第二勘定の制度を十分に利用する。

第九章 統計、研究及び情報

第二十七條 統計、研究及び情報

1 理事会は、熱帯木材に關係するすべての要素に關する最新の信頼し得る資料及び情報入手に資するため、適当な政府機関、政府機関又は非政府機関と緊密な關係を確立する。機関は、これらの機関と協力して、この協定の運用に必要な熱帯木材の生産、供給、貿易、在庫、消費及び市場価格並びに關連する分野に關する統計上の情報を収集し、取りまとめ及び、必要な場合には、公表する。

2 加盟国は、自国の国内法に抵触しない範囲で、理事会が要請する熱帯木材に關する統計及び情報を受当の期間内に可能な限り提供すること。

3 理事会は、世界の熱帯木材市場の動向並びに

短期及び長期の問題に關する必要な研究が行われるよう措置をとる。

4 理事会は、加盟国が提供する情報が熱帯木材を生産し、加工し又は販売する個人又は会社の營業上の秘密を侵すような方法で使用されないことを確保する。

第二十八條 年次報告及び検討

1 理事会は、各曆年の終了後六箇月以内に、その活動及び適当と認める他の情報に關する年次報告を公表する。

2 理事会は、毎年、世界の熱帯木材の状況を検討し及び評価し、また、世界の熱帯木材經濟の見通し及び世界の熱帯木材經濟に密接に關連する他の事項（生態學的及び環境上の側面を含む）に關する意見を交換する。

3 2の検討は、次の事項を參考として行う。

(a) 加盟国が提供する熱帯木材の国内生産、貿易、供給、在庫、消費及び価格に關する情報

(b) 加盟国が提供する付表Cに掲げる分野に關する統計資料及び特定の指標

(c) 國際連合の適当な諸機関及び適当な政府機関、政府機関若しくは非政府機関を通じて又は直接に理事会の入手することのできるその他の關連する情報

4 検討の結果は、理事会の審議の報告書に記載される。

第十章 雜則

第二十九條 苦情及び紛争

いづれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情及びこの協定の解釈又は適用に關する紛争は、理事会に対し決定のため付託される。当該苦情及び当該紛争に係る事案についての理事会の決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

第三十條 加盟国の一般的義務

1 加盟国は、この協定の有効期間中、この協定の目的の達成を促進するため、また、この協定の目的に反する行動をとらないようにするため、最善の努力を払い、協力する。

2 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることを差し控えるよう努める。

第三十一條 義務の免除

1 理事会は、この協定に明示的に定められていない例外的な若しくは緊急の事態又は不可抗力のため加盟国のこの協定上の義務を免除する必要がある場合において、義務の履行が不可能であることに關する当該加盟国の説明を認めたときは、特別多数票による議決で、当該義務を免除することができる。

2 理事会は、1の規定に基づく加盟国の義務の免除に当たり、義務の免除の条件、期間及び理由を明示する。

第三十二條 特別の救済措置及び特別措置

1 開發途上加盟輸入国は、この協定の下でとられた措置により自国の利益が著しく害される場合には、理事会に対し、適当な特別の救済措置をとるよう申請することができ、理事会は、國際連合貿易開發會議決議第九十三号（第四回会期）第3及び4に定めるところにより適当な特別の救済措置をとることを検討する。

2 國際連合が定義する後發開發途上国に屬する加盟国は、國際連合貿易開發會議決議第九十三号（第四回会期）第4及び後發開發途上国のため

の千九百八十年代における新たな實質行動計画第八十二項に定めるところにより理事会に対し、特別措置をとるよう申請することができる。

第三十三條 最終規定

第十一章 最終規定

國際連合事務總長は、ここに、この協定の寄託者として指名される。

第三十四條 署名、批准、受諾及び承認

1 この協定は、千九百八十四年一月二日から効力發生の日の後一箇月が経過するまで、國際連合本部において、千九百八十三年の熱帯木材に

關する國際連合會議に招請された政府による署名のために開放しておく。

2 1に規定する政府は、次のいずれかのことを行うことができる。

(a) この協定に署名する際に、署名によつてこの協定に拘束されることに同意する旨の宣言を行うこと（確定的な署名）。

(b) この協定に署名した後、寄託者に批准書、受諾書又は承認書を寄託することによつて批准し、受諾し又は承認すること。

第三十五條 加入

1 この協定は、理事会の定める条件に基づくすべての国の政府による加入のために開放しておく。この条件には、加入書の寄託の期限を含む。もつとも、理事会は、この条件に定める期限までに加入することができない政府に対し、期限の延長を認めることができる。

2 加入は、寄託者に加入書を寄託することによつて行う。

第三十六條 暫定的適用の通告

この協定を批准し、受諾し若しくは承認する意思を有する署名政府又は加入のための条件が理事会によつて定められていないが加入書を寄託することのできない政府は、この協定が次条の規定に従つて効力を生ずる日から又は、この協定が既に効力を生じている場合には、当該政府の特定する日からこの協定を暫定的に適用する旨をいつても寄託者に通告することができる。

第三十七條 効力發生

1 この協定は、付表Aに掲げるところにより總票数の五十五パーセント以上を有する十二以上の生産国の政府及び付表Bに掲げるところにより總票数の七十パーセント以上を有する十六以上の消費国の政府が、第三十四條2の規定に基づき、確定的な署名を行い、批准し、受諾し若しくは承認し又は第三十五條の規定に基づき加入した場合に、千九百八十四年十月一日又はその後のいずれかの日に確定的に効力を生ずる。

2 この協定が千九百八十四年十月一日に確定的に効力を生じなかつた場合であつても、同日又はその後の六箇月以内のいずれかの日に、付表Aに掲げるところにより総票数の五十パーセント以上を有する十以上の生産国の政府及び付表Bに掲げるところにより総票数の六十五パーセント以上を有する十四以上の消費国の政府が、第三十四条2の規定に基づき、確定的な署名を行い、批准し、受諾し若しくは承認し又は前条の規定に基づきこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した場合に、同年十月一日又は当該その後の六箇月以内のいずれかの日に暫定的に効力を生ずる。

3 国際連合事務総長は、1又は2に定める効力発生の要件が千九百八十五年四月一日までに満たされなかつた場合には、第三十四条2の規定に基づき、確定的な署名を行い、批准し、受諾し若しくは承認し又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した政府が実行可能な最も早い時に会合しこの協定の全部又は一部をこれらの政府の間で暫定的に発効させるか又は確定的に発効させるかを決定するため、これらの政府を招集する。この協定をこれらの政府の間で暫定的に発効させることを決定した場合に、これらの政府は、事態を検討するため随時會合し、この協定をこれらの政府の間で確定的に発効させるか確定的に発効させないかを決定することができる。

4 この協定は、寄託者に対し前条の規定に基づく暫定的適用の通告を行わなかつた政府で、この協定の効力発生の後、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託するものについては、その寄託の日に効力を生ずる。

5 国際連合事務総長は、この協定の効力発生の後できる限り速やかに、理事会の第一回会期を招集する。

第三十八条 改正
1 理事会は、特別多数票による議決で、加盟国に対しこの協定の改正を勧告することができ

る。

2 理事会は、加盟国が寄託者に対して改正の受諾を通告する期限について定める。

3 改正は、三分の二以上の加盟生産国であつて加盟生産国の総票数の八十五パーセント以上を有するもの及び三分の二以上の加盟消費国であつて加盟消費国の総票数の八十五パーセント以上を有するものから寄託者が受諾の通告を受領した後九十日で、効力を生ずる。

4 改正の効力発生の要件が満たされた旨を寄託者が理事会に通報した後は、理事会の定める期限に関する2の規定にかかわらず、加盟国は、改正の効力発生までの間、寄託者に対し改正の受諾を通告することができる。

5 加盟国は、改正の効力発生の日までに改正の受諾を通告しなかつた場合には、同日に締約国でなくなる。ただし、憲法上又は制度上の手続を完了することが困難なため改正の効力発生の日までに受諾することができなかつた旨の当該加盟国の申立てを理事会が認め、かつ、当該加盟国のために改正の受諾の期限を延長することを理事会が決定する場合は、この限りでない。当該加盟国は、改正の受諾を通告する時まで改正に拘束されない。

6 改正の効力発生の要件が2の規定に基づいて理事会が定めた期限までに満たされなかつた場合には、改正は、撤回されたものとみなす。

第三十九条 脱退

1 加盟国は、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この協定の効力発生の後いつでも、この協定から脱退することができる。脱退の通告を行つた加盟国は、同時にその旨を理事会に通報する。

2 脱退は、寄託者が1の通告を受領した後九十日で効力を生ずる。

第四十条 除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定し、かつ、違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、特別

多数票による議決で、当該加盟国をこの協定から除名することができる。理事会は、その旨を寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日の後六箇月で、締約国でなくなる。

第四十一条

脱退する加盟国、除名される加盟国又は改正を受諾することができない加盟国に係る会計上の処理

1 理事会は、次の理由により締約国でなくなる加盟国について会計上の処理を行う。

(a) 第三十八条の規定によるこの協定の改正の受諾を行わないこと。

(b) 第三十九条の規定に基づきこの協定から脱退すること。

(c) 前条の規定に基づきこの協定から除名されること。

2 理事会は、締約国でなくなる加盟国が運営勘定に対して支払つた分担金の払戻しを行わない。

3 この協定の締約国でなくなった加盟国は、機関の清算によつて得られる収益その他の機関の資産の持分に係る権利を有しない。当該加盟国は、また、この協定の終了の際に機関に損失があつても、当該損失のいずれの部分の支払についても責任を負わない。

第四十二条 有効期間、延長及び終了

1 この協定は、効力発生の後五年間効力を有する。ただし、理事会が、この条の定めるところにより、特別多数票による議決で、この協定の有効期間を延長し若しくはこの協定について再交渉し又はこの協定を終了させることを決定する場合は、この限りでない。

2 理事会は、特別多数票による議決で、この協定の有効期間を二回(それぞれ二年間)を限度として延長することを決定することができる。

3 1に規定する五年の期間の満了前又は2に規定する延長期間の満了前のいずれかにおいて、この協定に代わる新たな協定についての交渉が行われたが、その新たな協定が確定的にもまた

暫定的にも効力を生じていない場合には、理事会は、特別多数票による議決で、その新たな協定が暫定的又は確定的に効力を生ずる時までこの協定の有効期間を延長することができる。

4 新たな協定についての交渉が行われ、2又は3の規定に基づくこの協定の延長期間内にその新たな協定が効力を生ずる場合には、延長されたこの協定は、その新たな協定が効力を生ずる時に終了する。

5 理事会は、いつでも、特別多数票による議決で、その定める日にこの協定を終了させることを決定することができる。

6 理事会は、この協定の終了の後、機関の清算(会計上の処理を含む)を行うため、十八箇月を超えない期間を継続するものとし、当該期間中、特別多数票による清算に関する決定に従つて清算に必要な権限及び任務を有する。

7 理事会は、この条の定めるところにより行われた決定を寄託者に通告する。

第四十三条 留保

留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、それぞれ明記する日にこの協定に署名した。千九百八十三年十一月十八日にジュネーヴで、ひとしく正文であるアラビア語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によりこの協定を作成した。寄託者は、正文である中国語によりこの協定を作成し、すべての署名政府並びにこの協定に加入した国及び政府間機関に採択のため付託する。

付表A

熱帯森林資源を有する生産国又は数量において熱帯木材の純輸出国である国の一覧表及び第三十七条の規定の適用のための票の配分

ボリヴィア	一一
ブラジル	一三〇
ビルマ	三一
中央アフリカ共和国	二〇

コロンビア	二二
コンゴ	二〇
コスタ・リカ	九
ドミニカ共和国	九
エクアドル	一四
エル・サルヴァドル	八
ガボン	二一
ガーナ	二〇
グアテマラ	一〇
ハイティ	八
ホンデュラス	九
インド	三二
インドネシア	一三九
象牙海岸	二一
リベリア	二〇
マダガスカル	二〇
マレーシア	一二六
メキシコ	一三
ナイジェリア	二〇
パナマ	九
パプア・ニューギニア	二四
ペルー	二五
フィリピン	四三
スーダン	二〇
スリナム	一四
タイ	一九
トリニダード・トバゴ	八
カメルーン連合共和国	二〇
タンザニア連合共和国	二〇
ヴェネズエラ	一五
グイエートナム	一八
ザイール	二一
総計	一、〇〇〇
付表B 消費国の一覧表及び第三十七条の 規定の適用のための票の配分	
アルゼンティン	一四
オーストラリア	二〇

オーストリア	一二
ブルガリア	一〇
カナダ	一六
チリ	一〇
エジプト	一一
欧州経済共同体	(二七七)
ベルギー・ルクセンブルグ	二一
デンマーク	一三
フランス	五六
ドイツ連邦共和国	四四
ギリシャ	一四
アイルランド	一二
イタリア	四一
オランダ	三五
グレート・ブリテン及び 北部アイルランド連合王国	四一
フィンランド	一〇
イラク	一〇
イスラエル	一二
日本国	三三〇
ジョルダン	一〇
マルタ	一〇
ニュー・ジラランド	一一
ノールウェー	一〇
大韓民国	五六
ルーマニア	一〇
スペイン	二四
スウェーデン	一一
スイス	一一
トルコ	一〇
ソヴィエト社会主義共和国連邦	一四
アメリカ合衆国	七九
ユーゴスラヴィア	一二
総計	一、〇〇〇
付表C 国際熱帯木材貿易の状況を把握す るために必要であることが確定し た統計資料及び特定の指標(注)	

A 基礎的月間資料 (主要な熱帯木材貿易の 流れを定期的に把握する ためのもの)	加盟生産国から	加盟消費国から
輸出量(額) (製品別、樹種別、仕向地別 その他入手可能な関連事項別 のもの)	輸出量(額) (製品別、樹種別、仕向地別 その他入手可能な関連事項別 のもの)	輸入量(額) (製品別、樹種別、原産地別 その他入手可能な関連事項別 のもの)
本船渡し価格の平均価格 (主要な貿易の流れを代表す る特定の製品及び樹種につい てのもの)	陸揚地での在庫の定期的評価 及び、可能な場合には、中間 地点での在庫の定期的評価	陸揚地での在庫の定期的評価 及び、可能な場合には、中間 地点での在庫の定期的評価
船積地での在庫の定期的評価 及び、可能な場合には、中間 地点での在庫の定期的評価	林産物の生産(能力)並びに産 業用木材の材料としての消費 及び製品としての生産	総木材貿易における熱帯木材 の割合
森林からの産業用木材の伐 採・搬出	木材製品の輸出及び再輸出	建築活動、住宅着工、住宅金 融上の金利
運賃	家具生産	
輸出割当て・貿易振興措置		
気象上の障害・自然災害		
関税及び非関税的障害の変更	熱帯木材を使用している主要 な分野における最終用途の調 査	関税及び非関税的障害の変更
その他の関連する特定の 情報	単板表面の流行の変化	木材間及び木材以外の製品と の間の代替傾向

D 一般的経済指標及び情報
(国際(熱帯)木材貿易に
直接的又は間接的に影響
を及ぼすもの)

国内的又は国際的な経済及び財政指標であつて公に入手可能
なかつ関連するもの(例えば、国民総生産、為替相場、利
率、インフレーション率、交易条件)

国際熱帯木材貿易に影響を及ぼす国内的又は国際的政策及び
措置

注 この付表は、千九百八十三年三月二十九
日の熱帯木材に関する国際連合会議の執行
委員会において達成された意見の一致によ
り付加したものである。

出版物の国際交換に関する条約の締結につ
いて承認を求めるの件

出版物の国際交換に関する条約の締結につ
いて承認を求めるの件

出版物の国際交換に関する条約
国際連合教育科学文化機関の総会は、千九百五
十八年十一月四日から十二月五日までパリにおい
てその第十回会期として会合し、

出版物の国際交換の発展が、世界の諸国民の間
の思想及び知識の自由な交流に欠くことのできな
いものであると確信し、

国際連合教育科学文化機関憲章が出版物の国際
交換に与えている重要性を考慮し、

出版物の交換に関する新しい国際条約の必要性
を認め、

同会期の議事日程の第十五議題第四項である
出版物の国際交換に関する諸提案を受け、

総会の第九回会期において、これらの提案が国
際条約として国際的な規律の対象となるべきこと
を決定して、

この条約を千九百五十八年十二月三日に採択す
る。

第一条 出版物の交換

締約国は、政府機関及び教育的、科学技術的又

は文化的な性質を有する非営利的な非政府団体の
間の出版物の交換を、この条約の規定により奨励
しかつ容易にすることを約束する。

第二条 出版物の交換の範囲

1 この条約の適用上、次の出版物は、前条に規
定する機関及び団体の間において、利用(転売
を含まない)のために交換されるべき適当なも
のとなすことができる。

(a) 教育的、法律的、科学技術的、文化的又は
情報的な性質を有する出版物、例えば、書
籍、新聞及び定期刊行物、地図及び設計図、
版画、写真、縮小複写(マイクロコピー)、音
楽作品、点字出版物並びに他の図式資料
(b) 国際連合教育科学文化機関の総会が千九百
五十八年十二月三日に採択した国家間におけ
る公の出版物及び政府の文書の交換に関する
条約において対象とする出版物

2 この条約は、国際連合教育科学文化機関の総
会が千九百五十八年十二月三日に採択した国家
間における公の出版物及び政府の文書の交換に
関する条約に基づいて行われる交換に何ら影響
を及ぼすものではない。

3 この条約は、秘密の文書、回章及び他の公表
されていない文書については、適用しない。

第三条 交換機関

1 締約国は、第一条に規定する機関及び団体の
間の出版物の交換の発展及び調整に関する次の
任務を国の交換機関又は、このような機関が存
在しない場合には、一又は二以上の中央交換当
局に委任することができる。

(a) 特に、適当な場合には、交換すべき資料を

送付することにより、出版物の国際交換を容
易にすること。

(b) 国内及び国外の機関及び団体に對し交換の
可能性について助言を行い及び情報を提供す
ること。

(c) 適当な場合には、重複資料の交換を奨励す
ること。

2 もつとも、第一条に規定する機関及び団体の
間の交換の発展及び調整が国の交換機関又は中
央当局に集中することが望ましくないと認める
ときは、1に定める任務の全部又は一部を他の
一又は二以上の当局に委任することができる。

第四条 送付の方法

送付は、関係機関及び関係団体の間で直接に又
は国の交換機関若しくは交換当局を通じて行うこ
とができる。

第五条 運送に要する費用

送付が交換当事者の間で直接に行われる場合に
は、締約国は、その費用を負担することを要求さ
れない。送付が一又は二以上の交換当局を通じて
行われる場合には、締約国は、目的地までの送付
の費用を負担する。ただし、海上運送については、
到着港の税関までの包装費及び運送費のみを支
払う。

第六条 運送料及び運送条件

締約国は、運送方法が郵便、道路、鉄道、河川
若しくは海上の運送、航空郵便又は航空貨物便の
いずれによるかを問わず、交換当局が最も有利な
現行の運送料及び運送条件の利益を受けることを
確保するため必要なすべての措置をとる。

第七条 関税その他の便宜

締約国は、自国の交換当局に對し、この条約又
はその実施に関する取極に基づいて輸入され及び
輸出される資料について関税を免除し、かつ、通
関上その他の便宜に關し最も有利な待遇を与え
る。

第八条 交換の国際的調整

締約国は、国際連合教育科学文化機関憲章によ
り国際連合教育科学文化機関に課される交換の国

際的調整に関する任務の遂行について同機関を援
助するため、この条約の運用に関する年次報告及
び第十二条の規定に従つて締結した二国間取極の
写しを同機関に送付する。

第九条 情報及び調査

国際連合教育科学文化機関は、前条の規定によ
り締約国から受領した情報を公表し並びにこの条
約の運用に関する調査を作成し及び公表する。

第十条 国際連合教育科学文化機関の援助

1 締約国は、この条約の適用から生ずるいかな
る問題についても、国際連合教育科学文化機関
に技術上の援助を要請することができる。同機
関は、その計画及び資力の範囲内で、特に、国
の交換機関を創設し及び組織化するため援助を
与える。

2 国際連合教育科学文化機関は、その発意によ
り、締約国に對し1の事項に関する提案を行う
ことができる。

第十一条 従前の取極との関係

この条約は、締約国が国際取極により既に負つ
ている義務に影響を及ぼすものではない。

第十二条 二国間取極

締約国は、必要なとき又は望ましいときはいつ
でも、この条約を補足するため及びこの条約の適
用から生ずる共通の關係事項を規律するため、二
国間取極を締結する。

第十三条 用語

この条約は、ひとしく正文である英語、フラン
ス語、ロシア語及びスペイン語により作成する。

第十四条 批准及び受諾

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の加
盟国により、それぞれ自国の憲法上の手続に従
つて批准され又は受諾されなければならない。

2 批准書又は受諾書は、国際連合教育科学文化
機関事務局長に寄託する。

第十五条 加入

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の非
加盟国で同機関の執行委員会が招請するすべて

の国による加入のために開放しておく。

2 加入は、国際連合教育科学文化機関事務局長に加入書を寄託することによつて行ふ。

第十六条 効力発生

この条約は、三番目の批准書、受諾書又は加入書が寄託された日の後十二箇月で、その寄託の日以前に批准書、受諾書又は加入書を寄託した国についてのみ効力を生ずる。この条約は、批准書、受諾書又は加入書を寄託する他の国については、その批准書、受諾書又は加入書の寄託の日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十七条 条約の適用地域

いずれの締約国も、批准、受諾若しくは加入の際に又はその後いつでも、国際連合教育科学文化機関事務局長に於て通告により、自国が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部についてこの条約を適用することを宣言することができる。この通告は、その受領の日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十八条 廃棄

1 締約国は、自国について又は自国が国際関係について責任を有する領域について、この条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する文書により通告する。

3 廃棄は、廃棄書の受領の後十二箇月で効力を生ずる。

第十九条 通告

国際連合教育科学文化機関事務局長は、同機関の加盟国及び第十五条に定める同機関の非加盟国並びに国際連合に対し、第十四条及び第十五条に規定するすべての批准書、受諾書及び加入書の寄託並びに前二条にそれぞれ規定する通告及び廃棄を通報する。

第二十条 条約の改正

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の総会において改正することができる。その改正は、改正条約の当事国となる国のみを拘束する。

2 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、批准、受諾又は加入のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終止する。

第二十一条 登録

この条約は、国際連合教育科学文化機関事務局長の要請により、国際連合憲章第百二条の規定に従つて、国際連合事務局に登録する。

千九百五十八年十二月五日にパリで、総会の第十回会期の議長及び国際連合教育科学文化機関事務局長の署名を有する本書二通を作成した。これらの本書は、同機関に寄託するものとし、その認証原本は、第十四条及び第十五条に定めるすべての国並びに国際連合に送付する。

以上は、国際連合教育科学文化機関の総会が、パリで開催されて千九百五十八年十二月五日に閉会を宣言されたその第十回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百五十八年十二月五日に署名した。

総会議長

ジャン・バルトン

事務局長

ルーサー・H・エヴァンス

国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約の締結について承認を求めるの件
国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約
国際連合教育科学文化機関の総会は、千九百五十八年十一月四日から十二月五日までパリにおいてその第十回会期として会合し、

出版物の国際交換の発展が、世界の諸国民の間の立想及び知識の自由な交流に欠くことのできなものであると確信し、
国際連合教育科学文化機関憲章が出版物の国際交換に与えている重要性を考慮し、
千八百八十六年三月十五日にブラッセルで作成された公文書並びに科学的及び文学的出版物の国際交換のための条約及び公報並びに議会の年報及び文書の直接交換に関する条約並びに出版物の交換のための各種の地域的取極に定められている公の出版物の交換のための諸規定を認識し、
国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する新しい国際条約の必要性を認め、
同会期の議事日程の第十五議題第四項1である国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する諸提案を受け、
総会の第九回会期において、これらの提案が国際条約として国際的な規律の対象となるべきことを決定して、
この条約を千九百五十八年十二月三日に採択する。

この条約を千九百五十八年十二月三日に採択する。

第一条 公の出版物及び政府の文書の交換

締約国は、自国の公の出版物及び政府の文書をこの条約の規定に従つて相互主義に基づき交換する意思を表明する。

第二条 公の出版物及び政府の文書の定義

1 この条約の適用上、次のものは、国の政府当局の命令により、かつ、その経費で作成される場合には、公の出版物及び政府の文書とみなす。

議会の文書、報告書及び議事録その他の立法上の文書

中央統治機関、連邦統治機関及び地域的統治機関の行政上の出版物及び報告書

国内出版物の目録、国の要覧、法律集及び裁判所の判決集

合意されるその他の出版物

第三条 二国間取極

締約国は、適当と認めるときはいつでも、この条約を実施するため及びこの条約の適用から生ずる共通の關係事項を規律するため、二国間取極を締結する。

第四条 国の交換当局

1 締約国においては、国の交換機関又は、このような機関が存在しない場合には、このために指定される一又は二以上の中央当局が交換の任務を遂行する。

第五条 交換のための出版物の目録及び数量

交換のための公の出版物及び政府の文書の目録及び数量は、締約国の交換当局の間で合意する。その目録及び数量は、締約国の交換当局の取決めによつて修正することができる。

第六条 送付の方法

送付は、交換当局又はその指名する受取人に対して直接行ふことができる。送品明細表を作成する方法は、交換当局の間で合意することができる。

第七条 運送に要する費用

送付を行う交換当局は、別段の合意がない限り、目的地までの送付の費用を負担する。ただし、海上運送については、到着港の税関までの包装費及び運送費のみを支払ふ。

2 もつとも、この条約の適用上、締約国は、交換資料とする公の出版物及び政府の文書を決定することができる。

第八条 運送方法及び運送条件

締約国は、運送方法及び運送条件、道路、鉄道、河川

締約国は、運送方法及び運送条件、道路、鉄道、河川

締約国は、運送方法及び運送条件、道路、鉄道、河川

締約国は、運送方法及び運送条件、道路、鉄道、河川

締約国は、運送方法及び運送条件、道路、鉄道、河川

締約国は、運送方法及び運送条件、道路、鉄道、河川

締約国は、運送方法及び運送条件、道路、鉄道、河川

締約国は、運送方法及び運送条件、道路、鉄道、河川

締約国は、運送方法及び運送条件、道路、鉄道、河川

締約国は、運送方法及び運送条件、道路、鉄道、河川

締約国は、運送方法及び運送条件、道路、鉄道、河川

若しくは海上の運送、航空郵便又は航空貨物便のいずれによるかを問わず、交換当局が最も有利な現行の運送料及び運送条件の利益を受けることを確保するため必要なすべての措置をとる。

第九条 関税上の他の便宜

締約国は、自国の交換当局に対し、この条約又はその実施に関する取極に基づいて輸入され及び輸出される資料について関税を免除し、かつ、通関上その他の便宜に関し最も有利な待遇を与える。

第十条 交換の国際的調整

締約国は、国際連合教育科学文化機関憲章により国際連合教育科学文化機関に課される交換の国際的調整に関する任務の遂行について同機関を援助するため、この条約の運用に関する年次報告及び第三条の規定に従って締結した二国間取極の写しを同機関に送付する。

第十一条 情報及び調査

国際連合教育科学文化機関は、前条の規定により締約国から受領した情報を公表し並びにこの条約の運用に関する調査を作成し及び公表する。

第十二条 国際連合教育科学文化機関の援助

1 締約国は、この条約の適用から生ずるいかなる問題についても、国際連合教育科学文化機関に技術上の援助を要請することができる。同機関は、その計画及び資力の範囲内で、特に、国の交換機関を創設し及び組織化するため援助を与える。

2 国際連合教育科学文化機関は、その発意により、締約国に対し1の事項に関する提案を行うことができる。

第十三条 従前の取極との関係

この条約は、締約国が国際取極により既に負っている義務に影響を及ぼすものではない。この条約は、現行の取極に基づいて行われる交換と重複して交換を行うことを要求するものと解してはならない。

第十四条 用語

この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成する。

第十五条 批准及び受諾

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の加盟国により、それぞれ自国の憲法上の手続に従って批准され又は受諾されなければならない。

2 批准書又は受諾書は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する。

第十六条 加入

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の非加盟国で同機関の執行委員会が招請するすべての国による加入のために開放しておく。

2 加入は、国際連合教育科学文化機関事務局長に加入書を寄託することによって行う。

第十七条 効力発生

この条約は、三番目の批准書、受諾書又は加入書が寄託された日の後十二箇月で、その寄託の日以前に批准書、受諾書又は加入書を寄託した国についての効力を生ずる。この条約は、批准書、受諾書又は加入書を寄託する他の国については、その批准書、受諾書又は加入書の寄託の日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十八条 条約の適用地域

いずれの締約国も、批准、受諾若しくは加入の際に又はその後いつでも、国際連合教育科学文化機関事務局長に於て通告により、自国が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部についてこの条約を適用することを宣言することができる。この通告は、その受領の日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十九条 廃棄

1 締約国は、自国について又は自国が国際関係について責任を有する領域について、この条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する文書により通告する。

3 廃棄は、廃棄書の受領の後十二箇月で効力を生ずる。

第二十条 通告

国際連合教育科学文化機関事務局長は、同機関の加盟国及び第十六条に定める同機関の非加盟国並びに国際連合に対し、第十五条及び第十六条に規定するすべての批准書、受諾書及び加入書の寄託並びに前二条にそれぞれ規定する通告及び廃棄を通報する。

第二十一条 条約の改正

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の総会において改正することができる。その改正は、改正条約の当事国となる国のみを拘束する。

2 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、批准、受諾又は加入のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終止する。

第二十二条 登録

この条約は、国際連合教育科学文化機関事務局長の要請により、国際連合憲章第二百二条の規定に従って、国際連合事務局に登録する。千九百五十八年十二月五日にパリで、総会の第十回会期の議長及び国際連合教育科学文化機関事務局長の署名を有する本書二通を作成した。これらの本書は、同機関に寄託するものとし、その認証原本は、第十五条及び第十六条に定めるすべての国並びに国際連合に送付する。

以上は、国際連合教育科学文化機関の総会が、パリで開催されて千九百五十八年十二月五日に開会を宣言されたその第十回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百五十八年十二月五日に署名した。

総会議長

ジャン・ペルトワン

事務局長

ルーサー・H・エヴァンス

三月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は二月二十二日)
一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

第二号中正誤

ハシ 段行 誤

セ 四 終わり 正

元 一 終わり 誤

七 四 終わり 誤

元 一 終わり 誤

七 四 終わり 誤

元 一 終わり 誤

七 四 終わり 誤

元 一 終わり 誤

昭和五十九年四月十七日印刷

昭和五十九年四月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局